



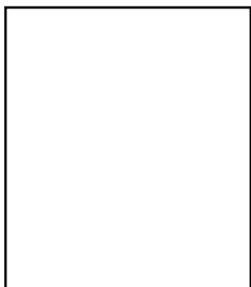
神奈川県 当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～ に基づく基本計画（仮称）

2024 年度 ～ 2029 年度
（令和 6 年度～令和 11 年度）

- ・ 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例
～ともに生きる社会を目指して～ に基づく基本計画
- ・ かながわ障がい者計画
- ・ 神奈川県障がい福祉計画

令和5年 11 月時点 素案②

はじめに



作成中

2024(令和6)年3月

神奈川県知事 黒岩祐治

計画の読み方

この計画は、「総論」・「各論」・「資料」の3つで構成しています。

☛ 総論：1ページから30ページ

県が目指す「地域共生社会」の実現に向けて、施策をどのように推進していくのか、その考え方や理念的な内容を記載しています。

「地域共生社会」とは

「ともに生きる社会かながわ憲章」とは

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」とは 等

⇒ このような県の障害福祉全般について知りたい方は、「総論」をお読みください。

☛ 各論：31ページから212ページ

県が行う各施策の「現状と課題」「取組みの方向性」「目標値」を記載しています。

条例や憲章をどのように実現させていくのか？

今は何が課題で、県は何に取り組んでいるのか？

⇒ このような疑問がある方は、目次を参考に、該当する「各論」をお読みください。

☛ 資料：213ページから

目標値の一覧、様々な制度の関連数値、専門用語の説明などを記載しています。

次の内容については、別の資料をご確認ください。

▶ 「実際に使えるサービスや制度（仕組み）そのものを知りたい」

⇒ 県の制度案内のHPをご覧ください。（冊子等でも作成しています）



「障がい児者のための制度案内」（県ホームページ）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/f4038/index.html>

※ 市町村ごとの制度案内は、各市町村HPをご覧ください。

▶ 「県の実施している障害者に関する事業のもっと具体的な内容を知りたい」

⇒ 各論の「取組みの方向性」に記載されている担当所属か、障害福祉課の計画の担当にお問い合わせください。事業の担当におつなぎします。

法律等の省略表記について

当計画では、以下の文言について、省略し記載しています。

1. 「条例」

「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」

2. 「憲章」

「ともに生きる社会かながわ憲章」

3. 「障害者権利条約」

「障害者の権利に関する条約」

4. 「基本指針」

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

5. 「障害者虐待防止法」

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

6. 「障害者差別解消法」

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

7. 「障害者総合支援法」

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

8. 「バリアフリー法」

「安全で安心した利用のため高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

9. 「読書バリアフリー法」

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」

10. 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」

11. 「障害者優先調達推進法」

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」

12. 「障害者雇用促進法」

「障害者の雇用促進等に関する法律」

目 次

<巻頭言> はじめに

計画の読み方、略語の設定

<総論>

1

神奈川県障害福祉

- | | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 神奈川県障害福祉が目指すもの ～計画策定の経緯～ | 2 |
| | ＋ 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 | 3 |
| | ～ともに生きる社会を目指して～ | 3 |
| 2 | 神奈川県が目指す社会 ～いのち輝く地域共生社会～ | 4 |
| | ＋ いのち輝く地域共生社会 | 4 |
| | ＋ とともに生きる社会かながわ憲章 | 5 |
| 3 | 当事者目線の障害福祉とは | 6 |
| | ＋ 当事者目線の障害福祉の実践 ～県立施設における支援～ | 8 |
| | ＋ お互いを認め合う社会・地域づくり | 10 |
| 4 | 条例に基づく基本計画とは | 12 |
| | (1) 計画の策定により目指すもの | 12 |
| | (2) 策定のポイント | 13 |
| | (3) 計画の位置づけ | 14 |
| | (4) 計画の期間 | 16 |
| | (5) 計画の役割 | 16 |
| | (6) 計画の進行管理 | 17 |
| 5 | 神奈川県の圏域・区域の考え方 | 19 |
| 6 | 国と国連の動向 | 20 |
| | ＋ 障害の考え方 ～医学モデルから社会モデルへ～ | 21 |
| | ＋ SDGsを踏まえた地域共生社会の実現に向けて | 22 |
| 7 | 神奈川県障害福祉を取り巻く状況 | 23 |
| | (1) 人口構成 | 23 |
| | (2) 障害に係る手帳所持等の状況 | 23 |
| | ＋ 障害者の定義 | 25 |
| | (3) その他、障害等の状況 | 26 |
| | (4) 指定障害者支援施設等における入所定員の状況 | 29 |

<各論>	31
分野別施策の方向性	31
1 各論の読み方（凡例）	32
2 計画の構成 ～かながわ憲章に基づく4柱9分野別施策～	34
I <u>すべての人のいのちを大切に</u> する取り組み・・・・・・・・・・（大柱）	37
1 <u>すべての人の権利を守るしくみ</u> づくり・・・・・・・・・・（中柱）	37
(1) 権利擁護の推進、虐待の防止・・・・・・・・・・（小柱）	38
(2) 障害を理由とする差別の解消	44
(3) 意思決定支援の推進	48
2 <u>ともに生きる社会を支える</u> 人づくり	53
(1) 障害福祉を支える人材の確保・育成	54
(2) 保健・医療を支える人材の確保・育成	62
II <u>誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現</u> する取り組み	67
3 <u>安心して暮らせる地域</u> づくり	67
(1) 相談支援体制の構築	68
(2) 地域生活移行支援等の充実	74
4 <u>地域生活を支える福祉・医療体制</u> づくり	79
(1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上	80
(2) 地域における支援体制の整備	88
(3) 保健・医療施策の推進	96
(4) 障害のある子どもへの支援の充実	108
(5) 障害当事者やその家族等への支援の充実	118
(6) 支援者に向けた取り組みの推進	122
III <u>障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も</u> <u>排除する</u> 取り組み	127
5 <u>社会参加を推進する環境</u> づくり	127
(1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進	128
(2) 意思疎通支援の充実	134

(3)	情報のアクセシビリティ（利便性）の向上	138
(4)	デジタル等先端技術を活用した支援の充実	146
(5)	防災及び災害発生時の対策整備	150
(6)	犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実	154
6	雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり	159
(1)	就労支援の充実	160
(2)	障害者雇用の促進	166
IV	地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み	173
7	ともに生きるための意識づくり	173
(1)	当事者目線の障害福祉の理念の普及啓発	174
(2)	障害の理解と差別解消の促進	180
(3)	障害者主体の活動の促進	186
8	ともに育つための教育の振興	189
(1)	教育環境の整備	190
(2)	インクルーシブ教育の推進	196
9	ともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興	201
(1)	文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進	202
(2)	スポーツ活動等の取組みの推進	208
	おわりに	212
	<資料>	213
1	数値目標、見込値等の一覧	214
(1)	県独自の目標（主に条例や障害者計画の目標値）	214
(2)	基本指針に基づく成果目標（障害福祉計画）	218
(3)	基本指針に基づく活動指標（障害福祉計画）	220
(4)	基本指針に基づく県の地域生活支援事業の見込量 （障害福祉計画）	222
2	各年度における指定障害福祉サービス等の見込値	224
(1)	指定障害福祉サービス等のサービス見込量	224
(2)	障害児通所支援等のサービス見込量	225

3	障害保健福祉圏域ごとの目標値	226
	（1） 令和8年度の成果目標	226
	（2） 指定障害福祉サービス等の見込量	227
4	県の審議体制と計画策定の経過	238
5	障害福祉に係る法整備等の歴史	241
	＋ 障害福祉施策に関する主な法律等	241
	＋ 県における障害福祉施策に関する条例等	243
6	神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～（全文）	244
7	障害者等の支援のマーク	251
8	用語の説明	256

<当計画に位置付けている他の計画についての記載>

1	難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画 「聴覚障害児支援の中核機能」	112
2	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画 「読書バリアフリーの推進」	143

<コラム>

I すべての人のいのちを大切にする取組み

1 すべての人の権利を守るしくみづくり

✍ (1) 「障害当事者が作る権利擁護の取組み」 42

✍ (2) 「差別の解消に向けた取組み」 47

✍ (3) 「意思決定支援とは」 51

2 ともに生きる社会を支える人づくり

✍ (1) 「障害福祉を支える人材育成」 60

✍ (2) 「障害者の保健・医療を支える人材育成」 65

II 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

3 安心して暮らせる地域づくり

✍ (1) 「身近な地域の相談支援体制」 73

✍ (2) 「施設と地域とを繋ぐ取組み」 78

4 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

✍ (1) 「生活を支える障害福祉サービス」 87

✍ (2) 「自立支援協議会とは」 94

✍ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは」 95

✍ (3) 「障害者の心を支える取組み」 106

✍ 「高次脳機能障害と支援体制」 107

✍ (4) 「医療的ケア児を支える取組み」 117

✍ (5) 「障害者を支える家族への支援」 121

✍ (6) 「障害者を支える支援者への支援」 125

III 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み

5 社会参加を促進するための環境づくり

✍ (1) 「公共施設におけるバリアフリーの取組み」 133

✍ (2) 「電話リレーサービスとは」 137

✍ 「手話言語を広げる取組み」 137

✍ (3) 「誰もが受け取れる神奈川県の広報」 145

✍ (4) 「障害者を取り巻く新たな生活空間の活用」	149
✍ (5) 「障害者を災害から守る取組み」	153
✍ (6) 「障害者を消費者トラブルから守る取組み」	158
6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり	
✍ (1) 「障害者の就労を応援する取組み」	165
✍ (2) 「障害者の雇用を進める新たな取組み」	171
IV 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み	
7. ともに生きるための意識づくり	
✍ (1) 「当事者目線の障害福祉を広げる取組み」	177
✍ (2) 「共生に向けた新たな環境づくり」	184
✍ 「差別解消に向けた自治体の取組み」	185
✍ (3) 「障害当事者の経験を生かす取組」	188
8. ともに育つための教育の振興	
✍ (1) 「障害児を支える教育現場の取組み」	195
✍ (2) 「ともに育ち、ともに学ぶための取組み」	200
9. ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興	
✍ (1) 「芸術文化活動のサポート」	206
✍ 「ともいきアートを広める取組み」	207
✍ (2) 「障害者スポーツ活動を広げる取組み」	211

※コラムの題名は現時点案

「障害」の表記について

これまで県では、「障害」という言葉について、害という漢字の否定的なイメージを考慮し、障害者の人権をより尊重するという観点から、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合や、機関・団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則として平仮名で「障がい」と記載してきました。

この計画では、県の行政文書管理規程に基づき策定された「条例」の基本計画としての位置づけのほか、改めて障害当事者や有識者の方々との議論を重ねた結果として、障害という言葉は、「体や心の状態により、不利益が生じている“個人”を指す言葉」ではなく、「社会にある様々な障壁（バリア）そのものを指し示す表現」として整理することとし、この害の字の表記については、漢字で「障害」と表記しています。

「障害者」に係る言葉の表記について

「障害者本人」に当たる言葉として、この計画では主に「障害当事者」という表記をしています。同じ意味を持つ言葉として、「障害者自身」や「障害者本人」などの表現が、国や他の自治体が作成する各種計画等において使用されていますが、この計画が条例に基づく計画であることから、条例にならい、主にこの言葉を用いています。

また、「障害の有無にかかわらず、すべての人が…」という表現については、あらゆる人は等しく平等であり、同時に誰であっても心身の状態は常に変化するもので、社会が生む障壁により、常に制限を受ける可能性があることから、「障害がある、障害がない」と、時点をもって二分する表現は極力避け、「障害の程度や状態にかかわらず…」という表記をしています。

一方で、この計画に記載している障害福祉に係る施策は、県民全体に向けた広域の施策のほか、現時点でも、なんらかの制限を受けている方々に対する個別の施策もあり、一部で「障害のある方」といった表記をしています。

※参考

専門用語については、巻末の参考資料「用語の説明」にまとめています。

総論

1. 神奈川県障害福祉が目指すもの ～計画策定の経緯～

本県では、1984(昭和59)年3月に策定した「障害福祉長期行動計画」以降、福祉、保健・医療、教育、雇用など様々な分野における障害者に関する施策の基本となる計画を策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

そうした中、平成28年7月26日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生し、障害者やその家族のみならず、多くの県民に言いようもない衝撃と不安を与えました。

このような事件が二度と繰り返されないよう、県では平成28年10月に、県議会の議決を経て「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、これを「ともに生きる社会」の実現を目指す県政の基本的な理念としました。

この過程において、障害者の方々との対話を重ねながら、利用者に対するより良い支援のあり方を模索していくなかで、これまで県が行ってきた支援は、利用者の安全を優先するという理由で、支援者目線の管理的な支援となってしまうことや、本人の意思を尊重し、本人が望む支援を行うためには、まずは当事者本人の目線に立つ、立とうと試みるところから始めなくてはならないことに改めて気付きました。

そして、障害者一人ひとりの心の声に耳を傾け、支援者や周りの人が工夫をしながら支援をすることが、障害者のみならず障害者に関わる人々の喜びにつながり、その実践こそが、支援を受ける者と支援をする者のお互いの心が輝く「当事者目線の障害福祉」であるとの考えに至りました。

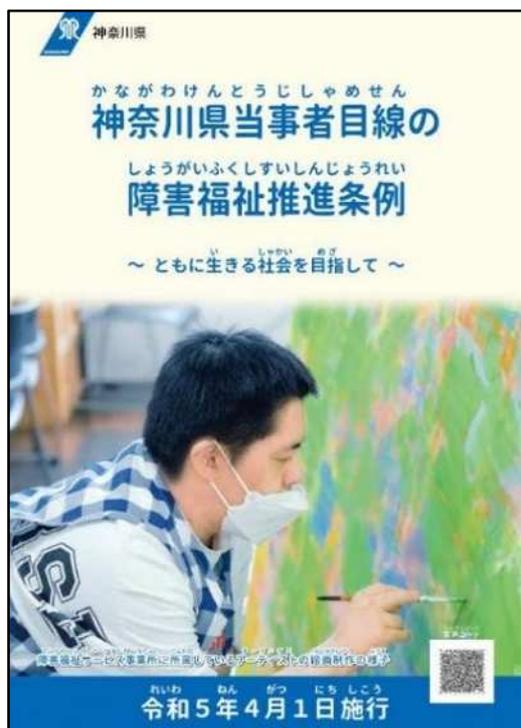
そこで、令和3年11月、「当事者目線の障がい福祉実現宣言」を発信し、これまでの障害福祉のあり方を見直し、当事者目線の障害福祉に転換することを誓うとともに、令和4年10月に、「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を制定し、令和5年4月に施行しました。

県では、障害者を含むすべての県民と障害に携わる事業者、行政等が互いに連携し一体となりながら、誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けた取組みを進めるべく、普遍的な仕組みを構築するための新たな一歩として、この条例で作成を定めた当計画を足掛かりに、施策の更なる推進に取り組めます。

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～

「憲章の理念が浸透し、本人の意思決定を踏まえた、その人らしい生活を支える当事者目線のサービス基盤の整備が進んだ地域共生社会」を念頭に、中長期的な視点から議論を重ね、今後、全ての障害当事者が障害を理由とする、いかなる差別及び虐待を受けることなく、本人の望む暮らしを実現することができる、「ともに生きる社会かながわ」を形作っていくためには、当事者目線の障害福祉の理念や目的、責務等を市町村や事業者、県民と共有することが必要であり、県議会の議決を得る条例が最も効果的であると考え、令和4年9月7日「令和4年神奈川県議会第3回定例会」に条例案を提出し、同年10月14日に可決、同月21日に公布、令和5年4月1日に施行となった、本県では12年ぶりの自主政策条例です。

なお、条例の題名は「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」ですが、当事者目線の障害福祉を推進し、もって地域共生社会を目指すという条例の趣旨を県民に分かりやすく伝えるため、条例の周知啓発を行う際には、必ず、副題として「ともに生きる社会を目指して」を付すこととしています。



基本理念（大切にすること）

- ・ 個人として尊重されること
- ・ 障害者が自己決定できるようにすること
- ・ 障害者が、希望する場所で、自分らしく暮らせること
- ・ 障害者の可能性を大切にすること
- ・ 障害者だけでなく、周りの人たちも喜びを感じられること
- ・ すべての県民で地域共生社会を実現すること

県ホームページ
条例の詳細はこちら 

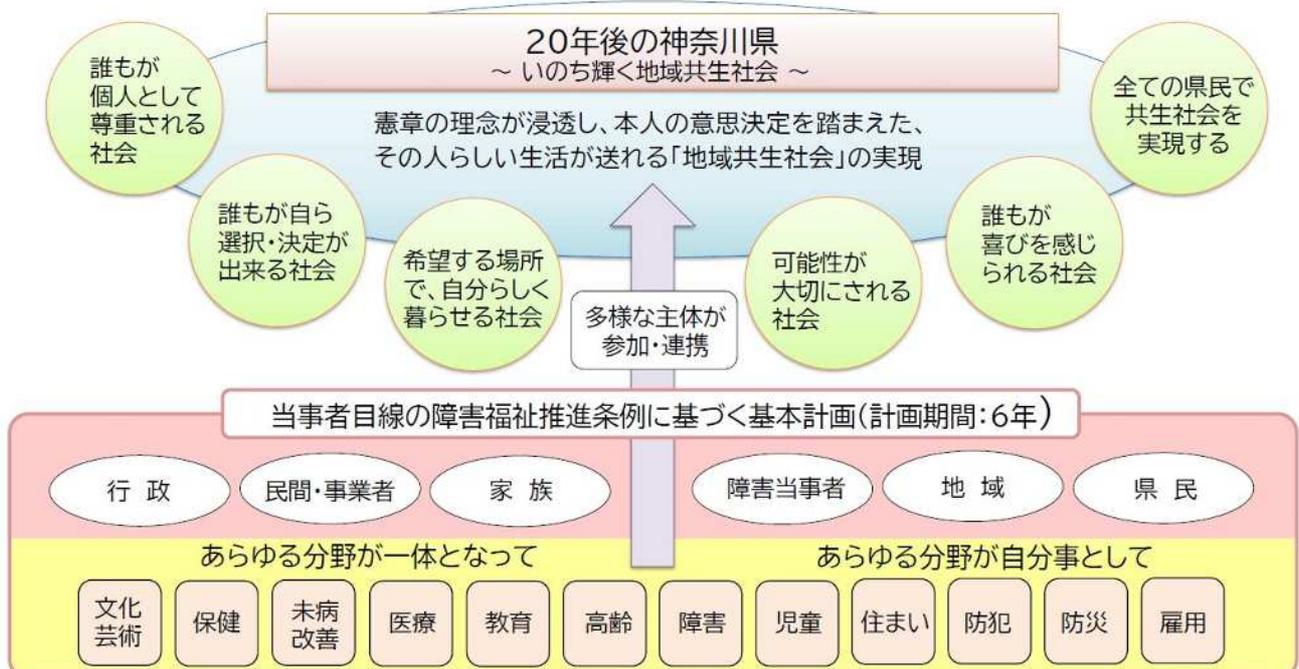


2. 神奈川県が目指す社会 ～いのち輝く地域共生社会～

県では「当事者目線の障害福祉」を推進することで行き着く先は、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念が当たり前になるほど浸透し、本人の意思決定を踏まえた、その人らしい生活を送ることができる“いのち輝く地域共生社会”であると考えています。

これは障害者のみならず、地域社会を構成する全ての人々が、障害者の地域生活について理解を深め、県や市町村、県民等が相互に連携をしながら、障害者の差別の解消や権利擁護並びに自立や社会参加の支援のための施策等に、当事者の目線に立って取り組んでいくことにより実現する、支え、支えられる関係を越えた全ての人が受け入れられる「誰もが、いのちを輝かせて暮らすことのできる地域共生社会」を表すものであり、地域共生社会とは、以下の条例の理念の実現を目指すものです。

- ①個人として尊重されること
- ②障害者が自己決定できるようにすること
- ③障害者が、希望する場所で自分らしく暮らせること
- ④障害者の可能性を大切にすること
- ⑤障害者だけでなく、周りの人たちも喜びを感じられること
- ⑥すべての県民で地域共生社会を実現していく



なお、誰もが自分の生活や生き方を自己選択・自己決定し、それぞれの幸福の形を追求しながら、自分らしく輝きながら暮らすためには、乳幼児期から成人・高齢期にいたるまで、ライフステージに応じた切れ目ない支援を通して、一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことが必要であり、あわせて、時代と共に変化する行政のあり方・役割を模索していくことも必要とされています。

我が国の社会保障制度は、歴史的に憲法第25条の「生存権保障」に根拠を置いた給付を中心とした制度・施策であり、現代社会が抱える孤立や孤独といった「社会的排除」などに対応しづらい一面を有していましたが、憲法第13条の「幸福追求権」をこれまで以上にしっかりと意識し、誰もが人格的に自律し、主体的に自らの生き方を追求していくことを可能にするための制度や施策へ転換していく必要があるとの考えが広がってきています。

また、これまでの一方向的な支援機関としての行政の役割から転換し、様々な福祉的活動を行っている民間事業者やNPO等の活動主体とも連携をしながら、誰もがその人らしく暮らすことが出来るよう、新たな地域社会のシステムを構築していくことが重要です。

県では、団塊ジュニア世代が高齢者となり、新たな医療・福祉の体制が求められているおよそ20年後（2040年頃）を、「いのち輝く地域共生社会」の実現目標とし、県民一人ひとりがこの目標を自分事として理解し、実現に向けて取り組める神奈川県を目指します。

ともに生きる社会かながわ憲章

平成28年7月26日、障害者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと言われる、県立の障害者支援施設「津久井やまゆり園」における大変痛ましい事件を2度と起こさないよう、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現を目指すため、平成28年10月14日、神奈川県議会とともに定めた憲章です。

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます



3. 当事者目線の障害福祉とは

ここでは、県が取り組んでいる様々な施策における重要な基本理念として使用している「当事者目線の障害福祉」について、ご説明します。

当事者目線の支援

県は、令和2年(2020年)7月に、県の附属機関である神奈川県障害者施策審議会の部会として「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」を設置し、県立施設の支援内容の検証のほか、利用者目線の支援の考え方について整理しました。

利用者目線という言葉は、もともとは入所施設の利用者という趣旨で用いられてきた経緯があり、県は将来の施策の広がりを踏まえて、「利用者目線」から「当事者目線」という文言を使用することを表明しました。

この考えのもと、県ではこの当事者目線の支援を、「障害当事者に直接に関わる支援者が本人に寄り添い、支援者側の目線からではなく本人の目線に立ち、本人の望みや願いについて、意思の表出が難しい重度の障害者にあっては意思決定支援を行い、心の声に耳を傾けて、しっかりと汲み取り、本人の可能性を最大限引き出せるよう、工夫をしながらお互いの心が輝く支援を行うこと」と整理しました。

当事者目線の障害福祉

「当事者目線の支援」は、直接的な支援の関係性について表現した言葉でしたが、直接的な支援だけではなく、本人の望みや願いに寄り添い、本人らしい暮らしを実現するための様々な公的サービスや、地域の社会資源との関わりも含むものを「当事者目線の障害福祉」と捉え、次のとおり整理しています。

当事者目線の障害福祉

障害福祉サービス事業者や行政機関など、制度に基づいた支援を行う者のほか、インフォーマル(制度に基づかない)な支援や互助活動に取り組む団体、ボランティア等が障害者を直接に支援する者と連携して、それぞれが主体的に障害者本人の望みや願いに寄り添い、障害当事者の目線に立った施策を展開するとともに、地域の社会資源の整備を進めていくことにより、障害者本人が望むその人らしい暮らしを実現していく取り組みのこと

支援者目線と当事者目線の違い (イメージ)

「本人のため…」と、当事者が不在になる「支援者目線」



当事者本人が中心となる「当事者目線」



※ 「当事者目線の障害福祉」については 当条例の第2条第2項に定義づけています。

(定義) 第2条第2項

この条例において「当事者目線の障害福祉」とは、障害者に関わる誰もが障害者一人ひとりの立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障害者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができるよう社会環境を整備することにより実現される障害者の福祉をいう。

《 当事者目線の障害福祉の実践 ～県立施設における支援～ 》

第6期神奈川県障害福祉計画の策定時、障害者支援施設では、地域生活への移行が一定程度進む一方で、入所者の重度障害者の割合が高く、入所期間が長期化していました。とりわけ、県立施設では、入所者の4割以上の方は、入所期間が20年を超え、また、入所者の生活が施設内で完結するなど、地域との交流が少なくなっていました。

そこで、当計画では、今後の障害者支援施設は住まいの場を提供するだけでなく、本人の意思に応じて地域生活への移行に向けた支援を一層進めるとともに、地域生活の体験を増やすため、地域の事業所や自治体等の地域コミュニティとの連携を求めていくこととしました。とりわけ県立施設は、地域生活が困難となった障害者を一時的に受け入れ、再び地域に帰れるようにする、いわゆる「通過型施設」として、障害者の地域生活を支援する役割を担っていくこととしました。また、県立施設が「通過型施設」としての役割を果たす上では、地域コミュニティと連携した取組みを進めていくこととしました。

（県立施設での実践を支えるための県の取組）

県は、県立施設での実践を推進するため、地域で生活する障害当事者に、全ての県立施設の支援現場を直接見ていただき、気づいた問題点や改善点について、職員と意見交換を行う巡回事業を実施しています。さらに、身体拘束ゼロを目指すために、身体拘束の実施状況を県のホームページに掲載するなど、県立施設における利用者支援の見える化を進めています。

また、人材育成の取組みとしては、当事者目線に立った先駆的な支援や特色ある支援を行っている民間事業所に県立施設の職員を派遣する研修を実施するほか、県立施設の職員を対象に、若手、中堅、管理職といった階層別研修や、福祉・看護・心理職といった、多職種で事例検討を行っています。

（指定管理施設や県直営のさがみ緑風園における取組）

令和5年4月に条例が施行され、県立の指定管理施設は、本人が望む生活を実現するため、前例にとらわれず、当事者目線の支援に取り組んでいます。具体的には、通過型施設として、園外での日中活動やグループホーム等の体験利用を通じて、地域生活に向けた取組みを進めるとともに、移行後も地域での生活状況を確認し、必要な場合には生活の場を訪問したり、短期入所で受け入れるなど、地域生活が維持できるよう支援していきます。

さらに、県直営の「さがみ緑風園」では、病院や介護保険施設等との役割分担から、入所者のライフステージに合わせた暮らしの場への地域生活移行を進めています。

(中井やまゆり園における実践)

虐待を含む複数の不適切な支援が明らかとなった「中井やまゆり園」では、令和4年4月から配置した民間の支援改善アドバイザーによる指導を受けながら、園内での手帳解体作業や、秦野駅前の活動拠点を起点とした花壇整備や公園清掃など、様々な日中活動を提供しています。あわせて、入所者が民間の生活介護やグループホーム等を体験できるよう支援するとともに、トイレ改修、サムターンキーの設置等、生活環境を整備しています。



秦野駅前の活動拠点「らっかせい」を起点に、周辺の公園清掃を行っている様子。他にも花壇の手入れなど、地域に根差した活動を行っている。

令和5年5月には、県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プロジェクトチームにより、改革の指針となる「県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プログラム」が公表され、これを受けて、県と園は、同年7月に「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～」を策定しました。園は、「障害当事者が街の中で当たり前で暮らせる地域共生社会を目指す」などの基本理念のもと、近隣の農家からお借りした農地で野菜を作ったり、ボランティアと一緒に地元の果樹園の手伝いをしたり、近隣の企業による地域の清掃活動に参加するなど、園外での取組みを充実させています。

今後は、地域の様々な企業や団体、地域住民が参加するネットワークづくりを進め、こうした方々との交流を深めながら、入所者が地域社会で活躍できる仕組みを作っていきたいと考えています。加えて、成果のあった取組みを、今後、映像などを活用して、他の県立施設や民間施設にも広め、当事者目線の障害福祉を県全体で実践できるよう取り組んでいきます。

なお、当事者目線の障害福祉に係る将来展望検討委員会や改革プロジェクトチーム等からのこれまでの提言や指摘を受けて、県は、県立施設として役割を果たすべき施設と、民間法人に移譲する施設を明らかにするとともに、小規模施設への転換や老朽化対策を含めた当事者目線の支援を継続的に実施する体制の検討を行い、「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」として作成しています。



◀ 「県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プログラム」

「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン

～一人ひとりの人生を支援する～」 ▶



◀ 「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」

《 当事者目線の障害福祉に基づく地域づくりの推進 》

当事者目線の障害福祉を実践していくに当たっては、前のページにて、その取組みの一例を記載しましたが、このような施設等で生活を送る障害当事者の方々が、自らの希望に基づき、地域社会で生活するため、地域生活への移行に向けた支援の取組みを推進し、その先にある地域共生社会を実現するために、地域社会に生きる我々一人ひとりが、お互いの違いを認め合い、障害者を社会の中で排除せず、隣人としてともに生き、支え合うことが当たり前という意識を持つのは勿論のこと、さらにこの理念を地域が一体となって醸成させていくことが必要です。

なお、「社会の中で障害者を排除しない」という考え方は、「いかなる偏見や差別も排除する」という憲章の考えと同じであり、「誰も排除しない、誰も差別されない社会を目指す」という国の基本的な考え方や、「誰一人取り残さない」という SDGs の理念とも重なるものであり、地域づくりの重要なポイントです。

また、このような考え方のもとで地域づくりを推進するためには、地域の課題を包括的に支援する体制整備が必要です。

地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域の支援体制の整備を進めていく役割を持つ「自立支援協議会」や、それぞれの地域の実状に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が確保される体制を構築するためのしくみ「地域包括ケアシステム」など、地域社会の様々な資源をつなぎ、それぞれの課題を整理するしくみが構築・整備され、さらに有効に機能していくことが重要です。

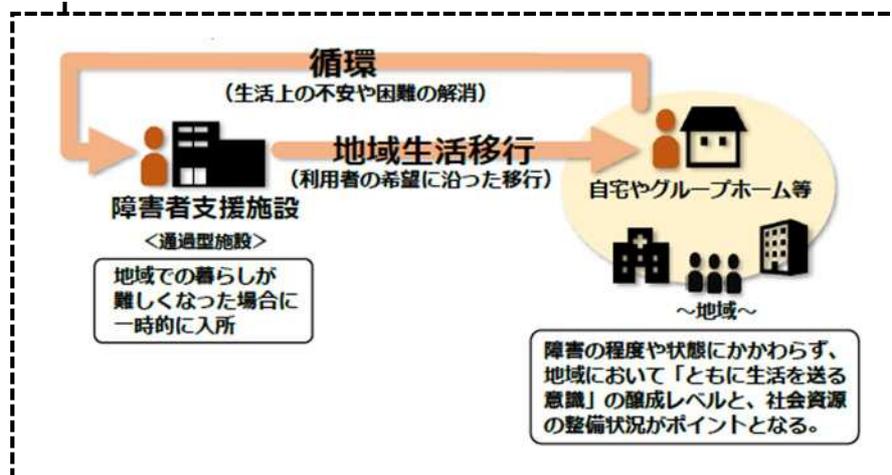
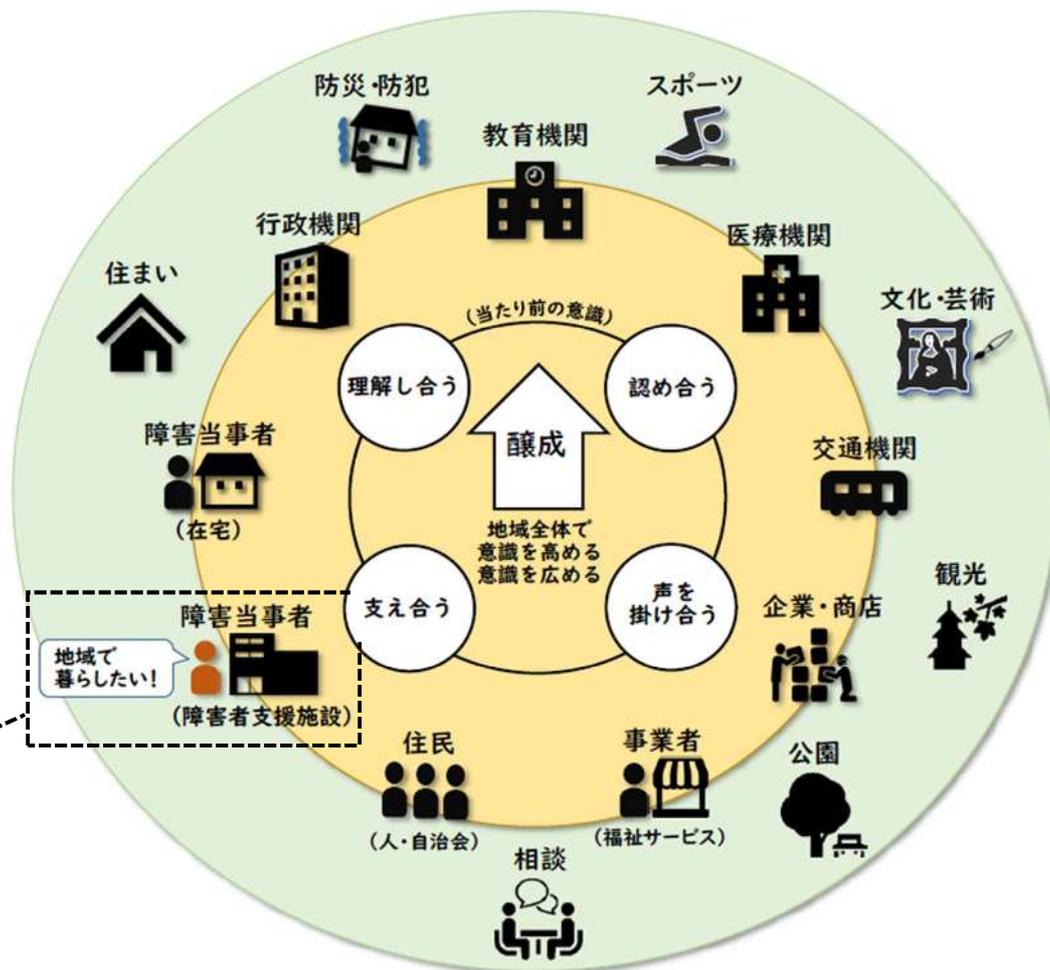
さらには、これまで以上に障害当事者の声があらゆる施策に反映されるよう、施策を審議する場への障害当事者の参画や、主体的な当事者活動を推進することが重要であり、障害当事者それぞれが本来持っている力を発揮しながら、主体的に地域とつながり、生活を送れる体制づくりが求められています。

地域生活移行とは

自宅やグループホームに居所を移すことだけでなく、日中は地域で活動し、居場所を作るとともに、仲間とのつながりを感じられるなど、社会の一員として、地域の人々と自然なふれあいを持てる暮らしを取り戻していくこと。

県民総ぐるみで地域共生社会を作る（イメージ）

※ 互いに認め合い、支え合い、理解し合い、声を掛け合うなど、同じ社会に住む隣人として共に生きる上で当たり前の意識を、地域全体で高め、広めていくイメージ



4. 条例に基づく基本計画とは

(1) 計画の策定により目指すもの

「障害者基本法」の第1条(目的)では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが掲げられています。

「当事者目線の福祉推進条例に基づく基本計画(仮)」では、この考え方に沿って、

生涯を通じて、すべての県民一人ひとりの人生を大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して、その人らしく暮らすことができるいのち輝く地域共生社会「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すこと

を基本理念・目標とします。

「一人ひとりの人生を大切にすること」ということは、障害者を特別視するのではなく、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現できるように環境が整えられ、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとした「ノーマライゼーション」の思想を根底に、自分の生活や生き方を自己選択・自己決定し、それぞれの幸福を追求しながら「その人らしく暮らす」ことを意味します。

また、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加などが包括的に確保された地域包括ケアシステムの推進とあわせて、障害者が単にどの障害種別に該当するかだけでなく、性別や年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、日常生活で直面している「生きにくさ・暮らしにくさ」に着目することが重要です。

あわせて、必要な人に必要な支援が行き届き、誰も取り残されることがないような支援を展開する必要があります。

県では、この計画を、障害当事者の参画を通じて、ともに策定することで、こうした取り組みを推進するための具体的な手段の一つとして活用します。

同時に、この計画が様々な立場の声を反映しながら、「真の共生」を目指すための歩みのひとつとして、「ともに考え、ともに成長していく計画」となることを目指します。

(2) 策定のポイント

当計画は、以下①～⑧の8つのポイントを押さえ策定しています。

① いのち輝く地域共生社会の実現

誰もがその人らしく暮らすことができる、いのち輝く地域共生社会「ともに生きる社会 かながわ」の実現を目指すための計画としています。

② 条例の理念の具現化

以下6つの条例の理念を計画に盛り込んでいます。

「個人として尊重されること」

「障害者が自己決定できるようにすること」

「障害者が希望する場所で、自分らしく暮らせること」

「障害者の可能性を大切にすること」

「障害者だけでなく、周りの人たちも幸せを感じられること」

「すべての県民で地域共生社会を実現すること」

③ 当事者目線の徹底

福祉分野のみならず、あらゆる分野が一体となり、自分事として、当事者目線に立って考えた施策をもとに計画を策定しています。

その際、審議会への参画や、様々な形態で当事者意見を聴取し、反映しています。

④ すべての障害とライフステージを意識

身体・知的・精神などの各障害について、格差なく、網羅的に策定しています。

また、子どもから高齢まで、一生涯を通じた施策、取組を記載しています。

⑤ 一人ひとりの幸福を追求する観点の充実

一人ひとりの人生を大切に、その人らしく暮らせる社会をつくることを目標とした計画としています。

⑥ 障害者の社会参加の推進

障害者は「支援される対象」としてではなく、「主体的に自ら考え活動できる」しくみを整備するための計画としています。

⑦ 多様な主体と行政の連携

行政は、「支援機関」としての役割に加え、民間事業者やNPO、障害当事者・家族、地域住民などをつなぐ「新たな地域づくりのプラットフォーム」としての役割を担います。

⑧ 当事者目線の障害福祉の具体的な実践イメージを盛り込む

県立施設における改革において実践されている具体的な取組みを盛り込んだ計画としています。

(3) 計画の位置付け

本計画は、条例第8条において定めた、当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定することとしている基本的な計画であり、次の3つの既存計画を包含し、障害福祉に関する計画を1本化しています。

①障害者計画

- ・ 障害者基本法の第11条第2項に基づく障害者施策の最も基本的な計画
- ・ 内閣府の障害者基本計画を基本として策定
(前計画は2019年度～2023年度の「かながわ障がい者計画」)

②障害福祉計画、③障害児福祉計画

- ・ 障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22第1項に基づく障害福祉サービスに関する実施計画
- ・ 厚生労働省の基本指針に即して策定
(前計画は、2021年度～2023年度の「第6期神奈川県障がい福祉計画」)

さらに、次の3つの計画としての性格も併せ持つ計画として一体的に策定しています。

④障害者による文化芸術活動の推進に関する計画

- ・ 障害者文化芸術活動推進法第8条第1項に基づく地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画

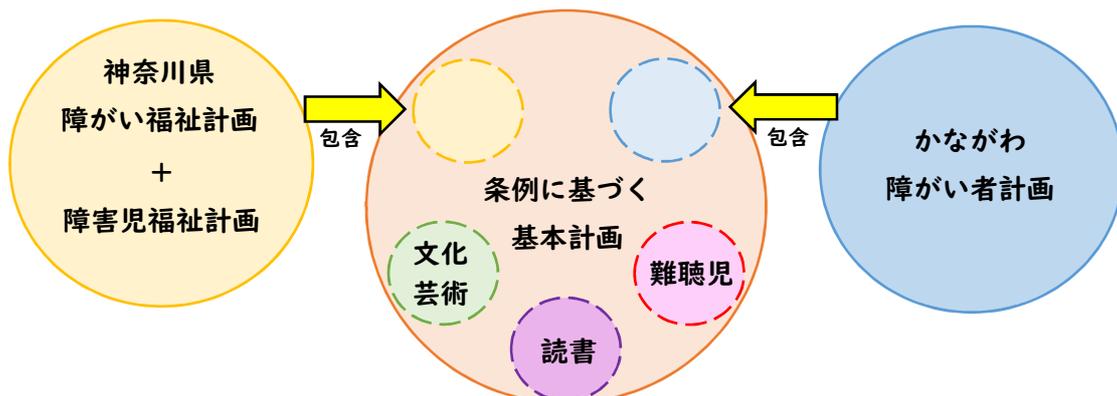
⑤視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画

- ・ 読書バリアフリー法の第8条第1項に基づく計画

⑥難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画

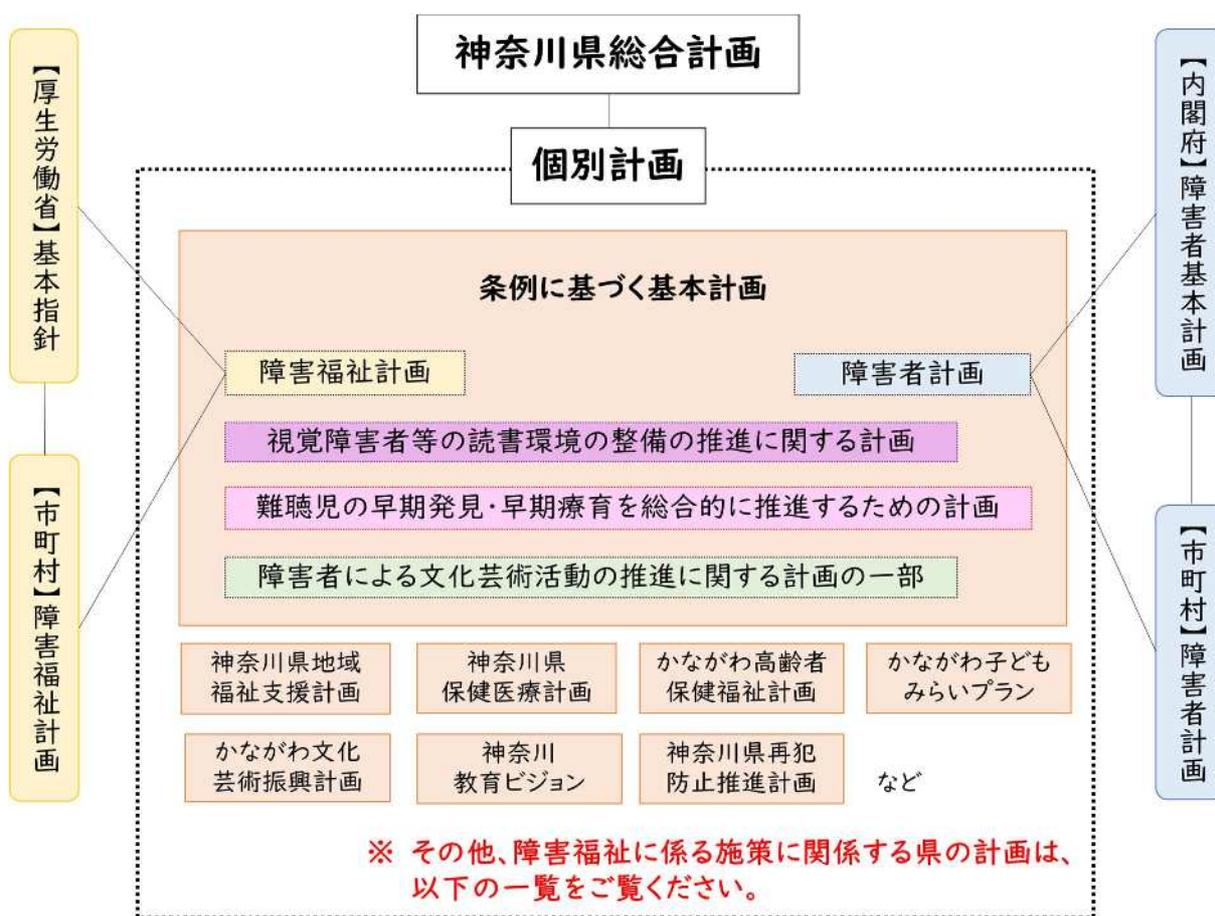
- ・ 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく計画

(関係する計画を一体的に策定し、一本化するイメージ図)



あわせて、本県の総合計画を補完する個別計画としても位置付け、市町村が取り組む地域福祉への支援に関する事項を一体的に定めている「神奈川県地域福祉支援計画」や、精神疾患や難病など障害福祉に関係する内容も含めた総合的な保健医療施策を示す「神奈川県保健医療計画」のほか、障害者施設等に関連する本県の他の計画と連携し、整合性を測りながら策定しています。

【各計画との関係イメージ】



《障害福祉に係る施策に関する県の計画》 (順不同)

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 神奈川県地域福祉支援計画 | <input type="checkbox"/> 神奈川県保健医療計画 |
| <input type="checkbox"/> かながわ健康プラン21 | <input type="checkbox"/> かながわ自殺対策計画 |
| <input type="checkbox"/> かながわ高齢者保健福祉計画 | <input type="checkbox"/> 神奈川県高齢者居住安定確保計画 |
| <input type="checkbox"/> かながわ子どもみらいプラン | <input type="checkbox"/> かながわ教育ビジョン |
| <input type="checkbox"/> 神奈川県子どもの貧困対策推進計画 | <input type="checkbox"/> 神奈川県再犯防止推進計画 |
| <input type="checkbox"/> 神奈川県スポーツ推進計画 | <input type="checkbox"/> かながわ文化芸術振興計画 など |

(4) 計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

ただし、3年ごとに改定される厚生労働省の基本指針の内容等を反映させるため、計画期間の中間である令和9年度に、数値目標を中心に見直しを実施します。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
内閣府	障害者基本計画	第4次計画					第5次計画					第6次計画	
厚生労働省	障害福祉計画 基本指針	第5期計画 基本指針			第6期計画 基本指針			第7期計画 基本指針			第8期計画 基本指針		
	障害児福祉計画 基本指針	第1期計画 基本指針		第2期計画 基本指針		第3期計画 基本指針			第4期計画 基本指針				
神奈川県	障害者計画	かながわ障がい者計画					神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～ に基づく基本計画						
	障害福祉計画	第5期神奈川県障害福祉計画 (第1期障害児福祉計画)			第6期神奈川県障がい福祉計画 (第2期障がい児福祉計画)								
	障害児福祉計画												
	条例に基づく計画												

(5) 計画の役割

一般的に計画は、法律や条例により策定することが定められており、施策を計画的に推進する役割や、法律や条例に明記された業務の円滑な実施に資する役割があります。

本計画も、県が障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を計画的に推進していく役割や、市町村の障害福祉計画等の達成に資するための役割などがあります。

そのほか、次のような役割があると考えます。

- ▶ 県が目指す「地域共生社会」の実現に向けた考え方や理念を県民に伝える役割
- ▶ 県が行う各障害者施策の「現状と課題」「取組みの方向性」を県民に伝える役割
- ▶ 計画策定過程や策定後に県民から多くの意見を聞き、現状や課題を再確認し、今後の施策に生かしていく役割

(6) 計画の進行管理

計画の進行管理に当たっては、PDCAサイクルにより、効率的かつ効果的に行われることが重要です。県が把握する各取組みにおける実績値のみならず、事業ごとの課題や取組み状況のほか、統計データ等を活用しながら、当計画の進行管理を行う「神奈川県障害者施策審議会」の審議のもと、総合的に評価を行います。

また、計画策定時には想定し得なかった事態等が生じた場合等には、状況に応じて、施策の評価や柔軟に施策を展開できるよう図ります。

なお、計画は総合的に評価を行いますが、次の各指標等を参考にしながら進行管理を行います。

ア 指標

- ・ 本計画の達成度を象徴的に表す数値です。
- ・ 内閣府が実施する「障がい者に関する世論調査」の「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前と思う割合」の数値を約2%上回ることを目指し、本計画の指標として設定します。
- ・ また、当事者の目線に立った指標を当事者とともに検討し、新たに設定します。

把握する状況	現状値	目標値
障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前と思う割合	82% (2022年度)	90% (2029年度)
新たな当事者目線での指標	検 討 中	

イ 小柱毎の数値目標等

- ・ 小柱毎に県が把握すべき数値をまとめて数値目標として記載します。
- ・ 各計画を一体的に策定しているため、数値目標は主に次の5つに分類されます。

(7) 県独自の目標（主に条例や障害者計画の目標値）

- ・ 実施した施策の進捗状況や達成状況の度合いを測るための目標値です。
- ・ 本計画は、基本指針で数値目標が定められている障害福祉計画のほか、条例に基づく計画と障害者計画の内容も包含していることから、県独自の目標を設定しています。

(イ) 基本指針に基づく成果目標（障害福祉計画）

- ・ 基本指針では、障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を成果目標として整理しています。
- ・ 内容によっては、市町村障害福祉計画の目標値を積み上げた数値となります。

(ウ) 基本指針に基づく活動指標（障害福祉計画）

- ・ (イ)の成果目標を達成するために必要な量を目標値や見込値として設定します。
- ・ 内容によっては、市町村障害福祉計画の設定値を積み上げた数値となります。

(エ) 基本指針に基づく障害福祉サービスの見込量（障害福祉計画）

- ・ 障害福祉計画では、県内市町村の障害福祉計画の数値を集計し、計画期間中の各年度における指定障害福祉サービス、指定計画相談支援及び指定地域相談支援の種類ごとの必要な量の見込み並びに指定障害児通所支援、指定障害児入所支援及び指定障害児相談支援の種類ごとのサービス見込量を定めることとしています。
- ・ サービス見込量は、原則として県全体における1か月当たりの総量を見込んだものです。

(オ) 基本指針に基づく県の地域生活支援事業の見込量（障害福祉計画）

- ・ 地域生活支援事業は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することにより、障害者の福祉の増進を図るとともに、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。
- ・ 県は、地域生活支援事業の目的や「当事者目線の支援」の考え方等を踏まえ、市町村の地域生活支援事業との役割分担を図るとともに、市町村と連携しながら、障害者が直面している「生きにくさ・暮らしにくさ」という点から、必要な方に必要なサービスを提供していきます。

なお、「サービス見込値」や「目標値」の一部については、市町村と調整をしながらの策定となるため、現時点では未記載のものがあります。

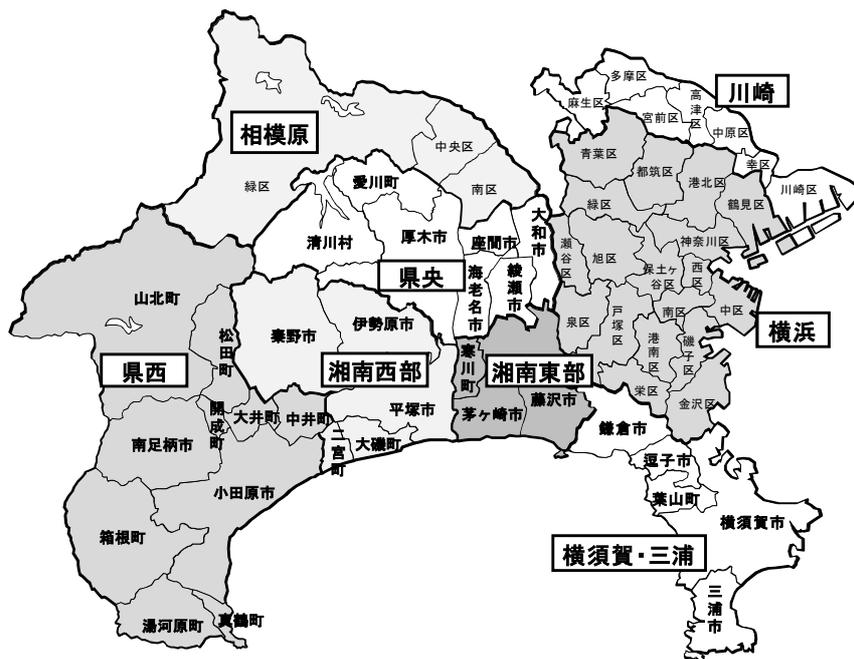
5. 神奈川県圏域・区域の考え方

国、県及び障害福祉サービス等の実施主体である市町村がそれぞれの役割を分担するだけでなく、障害者の地域生活を支えるため、保健・医療と福祉等の多分野を含め重層的な支援体制を構築することが重要です。

このため、県では、様々な障害福祉に係る取組において、「二次保健医療圏」を基本として県内を8つの区域に分けた「障害保健福祉圏域」を定めると共に、ネットワークを充実させ、圏域レベルでの支援を強化していきます。

なお、児童福祉法に基づく指定障害児入所支援については、実施主体が県、政令市及び児童相談所設置市であることから、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及びそれ以外の県所管域の5つの区域としています。

神奈川県圏域（令和6年4月1日現在）



圏域	市町村
横 浜	横浜市
川 崎	川崎市
相 模 原	相模原市
横須賀・三浦	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
湘 南 東 部	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘 南 西 部	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県 央	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
県 西	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

6. 国と国連の動向

《国の動向》

障害福祉施策に関する経過として、2005（平成17）年に発達障害者支援法が、2006（平成18）年には障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）、改正教育基本法、バリアフリー法が施行され、障害児者の福祉や教育、建築物等のバリアフリー化の総合的な施策の推進が図られました。

また、2006（平成18）年には、国際連合が採択した障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、2011（平成23）年に改正された障害者基本法において、障害者の定義が見直されるとともに、障害者権利条約の障害者に対する合理的配慮の概念が盛り込まれました。

さらに2013（平成25）年には、障害者基本法の基本原則を具体化した障害者差別解消法が制定され、障害者権利条約は、2014（平成26）年1月に批准されました。

その他にも障害者虐待防止法や障害者優先調達推進法、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等が施行されるなど、障害者施策に関係する数多くの法律が制定されています。

《国連の動向 ～障害者権利条約（CRPD）と勧告～》

2006年に国連により採択された「障害者権利条約」は、障害者の権利を実現するため国がすべきことを定めたもので、障害者の人権や基本的自由を守るための国際的な条約です。

この条約を批准した国にはその条約を守ることが求められており、日本もこれに含まれます。日本の法律は、原則として条約の内容に即したものであることが求められていますが、条約が求める水準に十分達しているとはいえない法制度もあり、その改善が課題とされています。

2022年8月、国連におかれた「障害者権利委員会」により、日本の条約の実施状況について審査が実施され、同年9月には、権利委員会から日本政府へ勧告（総括所見）が出されました。

日本政府に対しては、分離教育の中止や、精神科への強制入院を可能にしている法律の廃止など、いくつかの重要な課題が指摘されました。

「Nothing about us , without us（私たち抜きに私たちのことを決めないで）」という合言葉の下に策定された権利条約の根幹とも言える理念を、国及び県が一体となってこれを推進していくことが、国際的にも求められています。

《 障害の考え方 ～医学モデルから社会モデルへ～ 》

障害者が社会的に不利になる原因がどこに起因しているかの考え方として、大きく2つの考え方があります。

ひとつめは「医学モデル」という考え方で、「障害は、障害者個人の心身の機能に問題がある」として、障害を個人的な問題として捉える考え方です。

ふたつめは「社会モデル」という考え方で、「障害は、社会（モノ、環境、人的環境等）が生み出す障壁に問題がある」として、障害を社会的な問題として捉える考え方です。

なお、障害者にとって、日常生活を送る上で様々な困りごとや不利益となる社会的な障壁（バリア）」は、次の4つに分類されています。

①物理的障壁

道路や建物、住宅、駅などにおいて物理的に生じる障壁

②制度の障壁

教育や就労、地域で自立生活を送る上で、制度上の制約により生じる障壁

③文化・情報の障壁

音声情報や文字情報など、必要な情報が提供されていないことで生じる障壁

④心の障壁

差別や偏見、障害に対する無理解により生じる障壁

県が目指す「地域共生社会」の実現に向けては、まずは、この「社会モデル」の考えを基に、社会的な障壁のない仕組みづくりや意識づくりの推進が重要であると考えています。

【社会モデルで考えるバリアフリーの一例】

車いすを使用している方がいます。

<p>【階段】</p> <p>段差があると、車いすでは進めません。段差が原因で障害が生じます。</p> 	<p>【スロープ】</p> <p>段差が解消され、車いすでも進めました。車いすが、障害では無くなります。</p> 	<p>この事例の車いすの方は何も変わってはいません。周囲の環境が変わり障害が解消されました。</p> 
---	--	--

あわせて、そもそも障害者を“保護や福祉の対象”という前提で捉えるのではなく、障害の有無や程度・状態にかかわらず、一人ひとりを人権の主体として捉える「人権モデル」といった考え方も、今後の地域共生社会を目指す上で、大変重要な考え方です。

《 S D G s を踏まえた地域共生社会の実現に向けて 》

持続可能で多様性があり、誰も排除しない社会を実現とする持続的な開発目標 (SDGs) の考え方は、今日、社会経済の発展のための普遍的な考え方として広く知られるようになりました。

SDGs には、障害に関連する目標も設定されており、SDGs 先進自治体を掲げる当県においては、ポストSDGs の議論に資する提案を行っていくことも視野に、当事者目線の障害福祉の取組みを SDGs の考えと関連させていくことが重要です。

そのための大事な視点としては、効率性や生産性を優先する既存の価値観を変えていくという視点、例えば、現代アートを席卷する障害者アートのように、「障害が新たなイノベーションを生み出す」という視点です。

多様性が重要視されている今日、こうした視点が、誰も排除しない社会の構築という SDGs の大目標の具体化にもつながっていくものと考えられます。

県では、本計画の推進を通じて、教育・就労・まちづくりなど、施策の推進を図り、共生社会の実現に向け、障害者が自分らしく、安全・安心に暮らせる神奈川県の実現を目指します。

《 S D G s (持続可能な開発目標) Sustainable Development Goals とは 》

2015(平成 27)年9月に国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標。Sustainable Development Goals の略称(エス・ディー・ジーズ) 17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと (leave no one behind) を誓っています。



7. 神奈川県 の 障害福祉 を 取り巻く 状況

(1) 人口構成

県内の人口は、2019年(令和元年)1月1日時点で9,181,625人であり、2020年(令和2年)には一時期9,237,337人まで増加しましたが、その後は徐々に減少しており、2023年(令和5年)1月1日時点には9,227,901人となっています。

今後も減少を続け、2030年には、およそ9,138,000人となる見込みになっています。

【神奈川県 の 人口】

(単位:人)

	2019年(令和元) 1月1日	2020年(令和2) 1月1日	2023年(令和5) 1月1日(倍数:2019.1.1との比較)		2030年 (推計値)(※2)
県内人口 (※1)	9,181,625	9,237,337	9,227,901	0.99倍	9,138,000

※1 県内人口:神奈川県人口統計調査結果「神奈川県の人口と世帯」から抜粋

※2 県政策局が実施した2030年1月1日時点の将来人口の推計値(中位推計)

(2) 障害に係る手帳所持等の状況

2023(令和)5年3月31日現在で、本県における身体障害者手帳交付者数、知的障害児者把握数及び精神障害者保健福祉手帳交付者数の合計(以下「障害者数」といいます。)は、約45万9千人です。

内訳は2023(令和5)年3月31日現在の数値で、

身体障害者(手帳交付者数):265,527人

知的障害児者(把握者数):84,668人

精神障害者(手帳交付者数):107,828人

(※3)

7年前の2015(平成27)年3月31日時点の障害者数の約40万6千人との比較では、およそ5万2千人増えました。

なお、2023(令和5)年1月1日現在の県内人口千人当たりで見ると、

身体障害者数が28人、知的障害児者数が9人、精神障害者数が11人となり、複数の手帳を併せ持つ人もいますが、県民の5%が何らかの障害を有していることとなります。

【障害者数の推移】

	2015 (平成27)年 3月31日	2019 (令和元)年 3月31日	2023 (令和5)年 3月31日	2027 (令和9)年 3月31日 (推計値)(※4)
身体障害者数 (※3)	270,835人	268,933人	265,527人	約26万2千人
知的障害者数 (※3)	64,994人	74,014人	84,668人	約10万人
精神障害者数 (※3)	69,814人	90,419人	107,828人	約12万8千人
合計	405,643人	433,366人	458,023人	約49万人

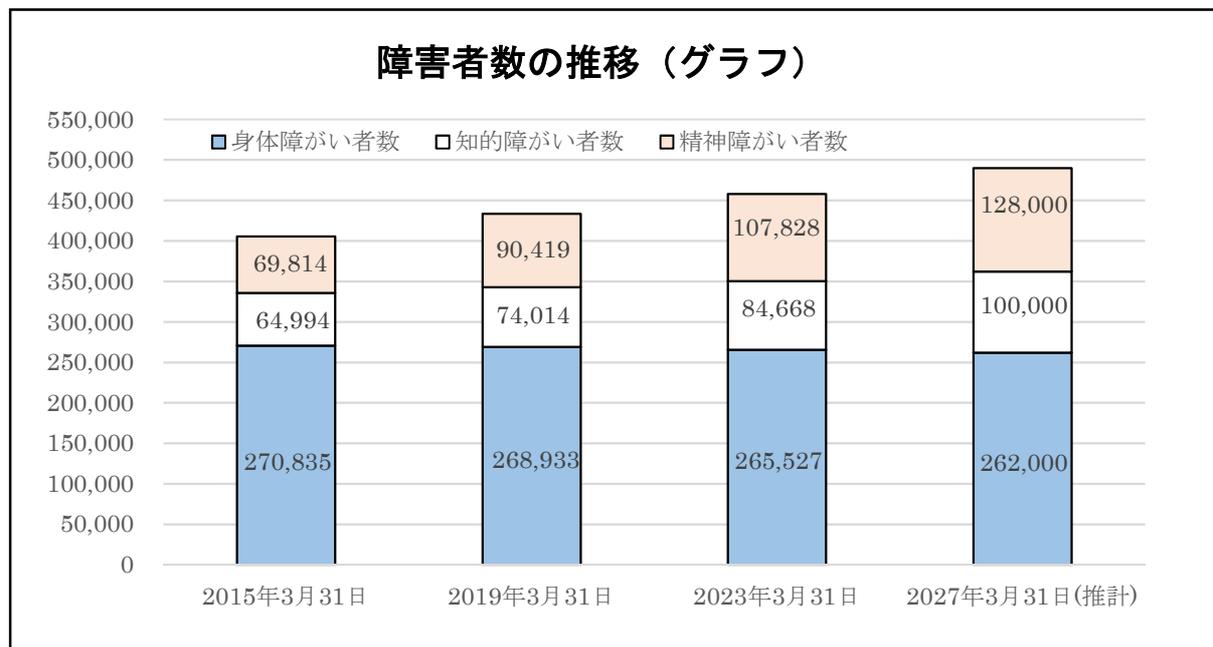
※3 身体障害者数、知的障害者数、精神障害者数(障害福祉課調べ)

- ・身体障害者数は、県内で発行した身体障害者手帳の交付者数
- ・知的障害者数は、他県で発行された療育手帳等も有効としているため、把握者数
- ・精神障害者数は、県内で発行した精神障害者保健福祉手帳の交付者数

※4 2027年3月31日(推計値):

2019(令和元)年3月31日から2023(令和5)年3月31日までの4年間の県内人口に占める障害者の比率の伸率から 2027年の障害者の比率を推計し、2027年の県内人口推計値に乗じて算出しています。

(人)



《 障害者の定義 》

国の障害者基本法における障害者の定義は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとされています。

本計画では、統計上、身体障害者手帳交付者数、知的障害児者把握数及び精神障害者保健福祉手帳交付者数を記載していますが、本計画が対象とする「障害者」は、障害者基本法の定義と同様とし、あわせて「発達障害」及び「難病」についても、これらが起因する障害があることを踏まえ、当計画では障害として捉えています。

なお、各障害における個別の定義は以下のとおりです。

▶ 身体障害者

身体障害者福祉法により、「身体上の障害がある18歳以上の人で、身体障害者手帳の交付を受けた人」と定義されています。身体上の障害は、「四肢（両手両足）に不自由があったり、視覚や聴覚に制限があったりするなど、身体機能に何らかの障害を有する状態」を指します。

▶ 知的障害

我が国において、「知的障害」に対する定義はいまだに未確立であり、知的障害者福祉法においても、知的障害に対する定義が設けられてはいませんが、一般的には、「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の支援を必要とする状態にあるもの」とされています。

▶ 精神障害（発達障害を含む）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義されています。

▶ その他（難病等）

発病の機構が明らかでなく、治療法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる疾病を指します。

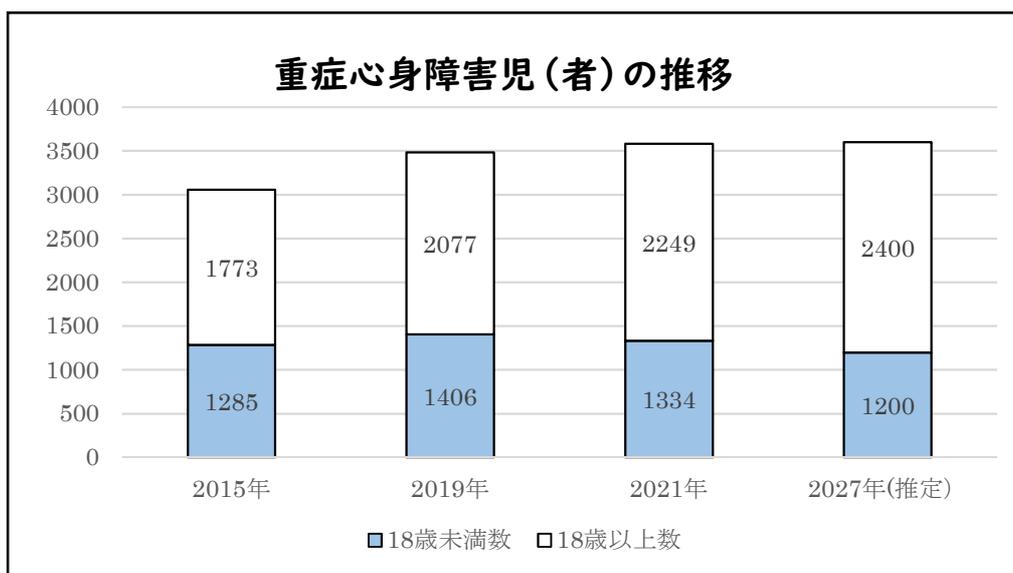
障害は、これまで主な3種類に分類され、それぞれの施策が推進されてきましたが、重複している場合も少なくなく、障害を包括的に捉え、支援を考える必要があります。

(3) その他、障害等の状況

【重症心身障害】

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児、成人した人を重症心身障害者としています。

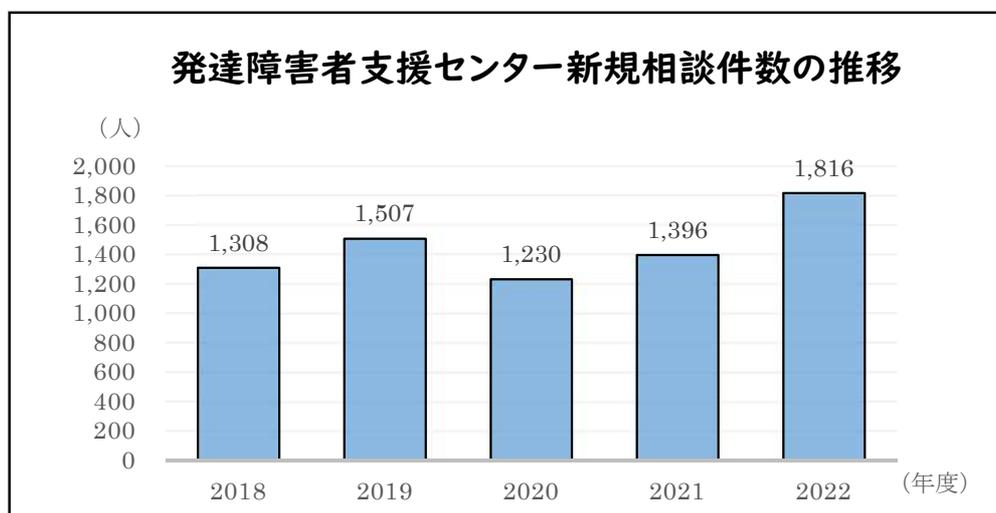
なお、これは医学的診断名ではなく、児童福祉法上の定義です。



【発達障害】

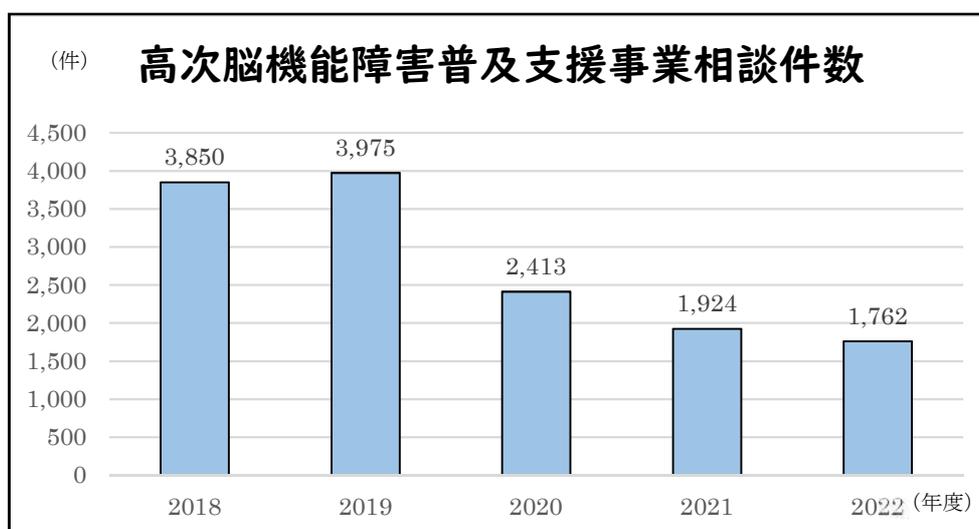
発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他これに類する脳機能脳の障害であって、その症状が低年齢において発現するものを指します。

障害ごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多く、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。



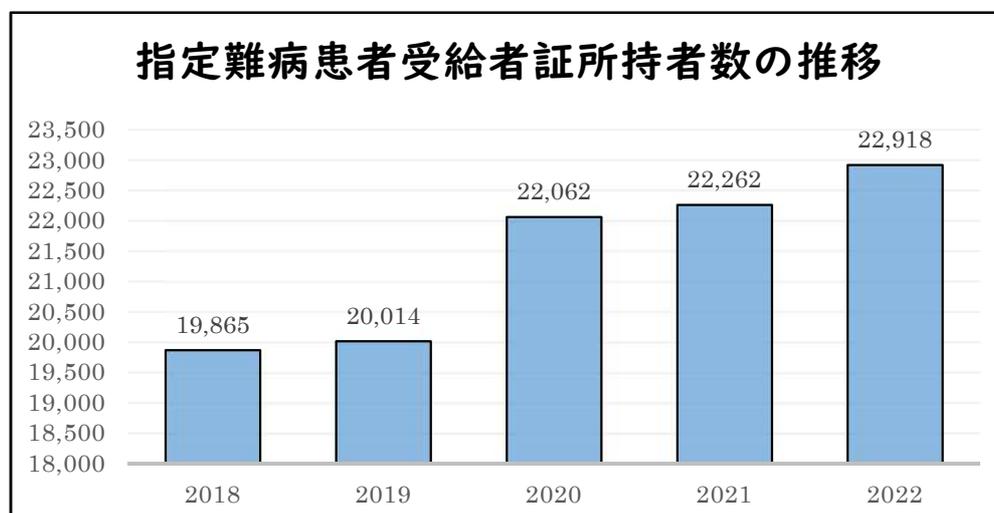
【高次脳機能障害】

高次脳機能障害は、交通事故や病気などをきっかけとして脳の機能が著しく障害を受けることにより、記憶障害や集中力の低下、遂行機能障害など、さまざまな症状を引き起こしている状態です。生活をする上で欠かせない能力が障害を受けることから、日常生活に多大な障壁を与えることがあります。受傷等による身体的な後遺症が無い場合、外見からはわかりにくく、障害の内容や程度も様々であることから、人数や状態等、実態の把握が難しい障害のひとつです。



【難病等】

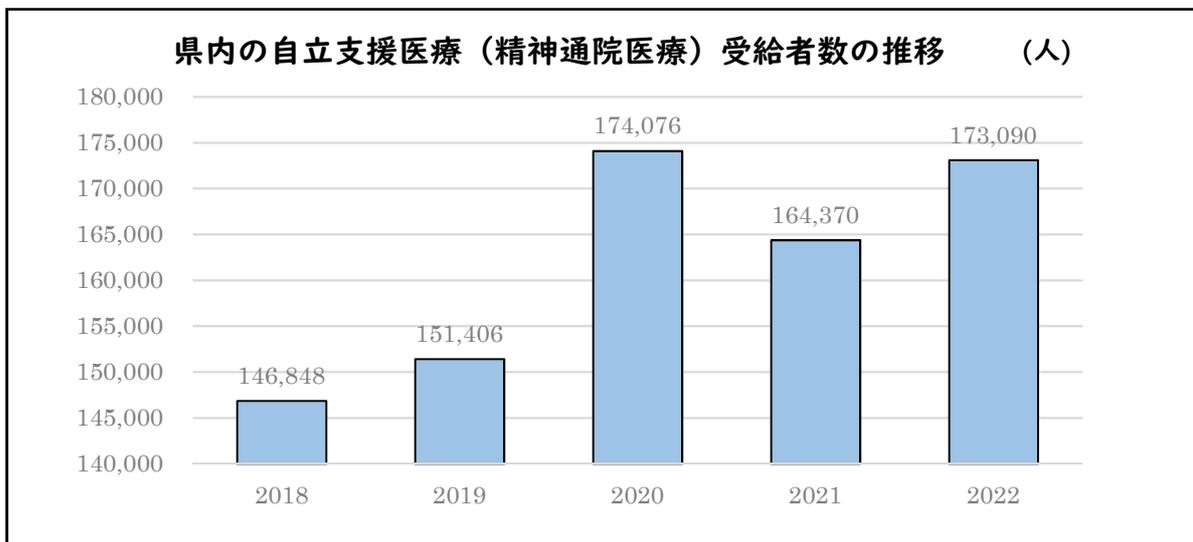
発病の原因が不明であり、未だ治療方法が確立しておらず、長期療養を必要とする、いわゆる「難病」のうち、原因究明や治療方法の解明等を目的として、厚生労働省が定めた338疾患を対象に、医療費の給付を行っています。県内の指定難病患者受給証の所持者は2023年3月末現在で、約23万人となっています。



※ 1人で複数の疾患持つ受給者は、両疾患で1とカウントしているため、数値≠受給者数

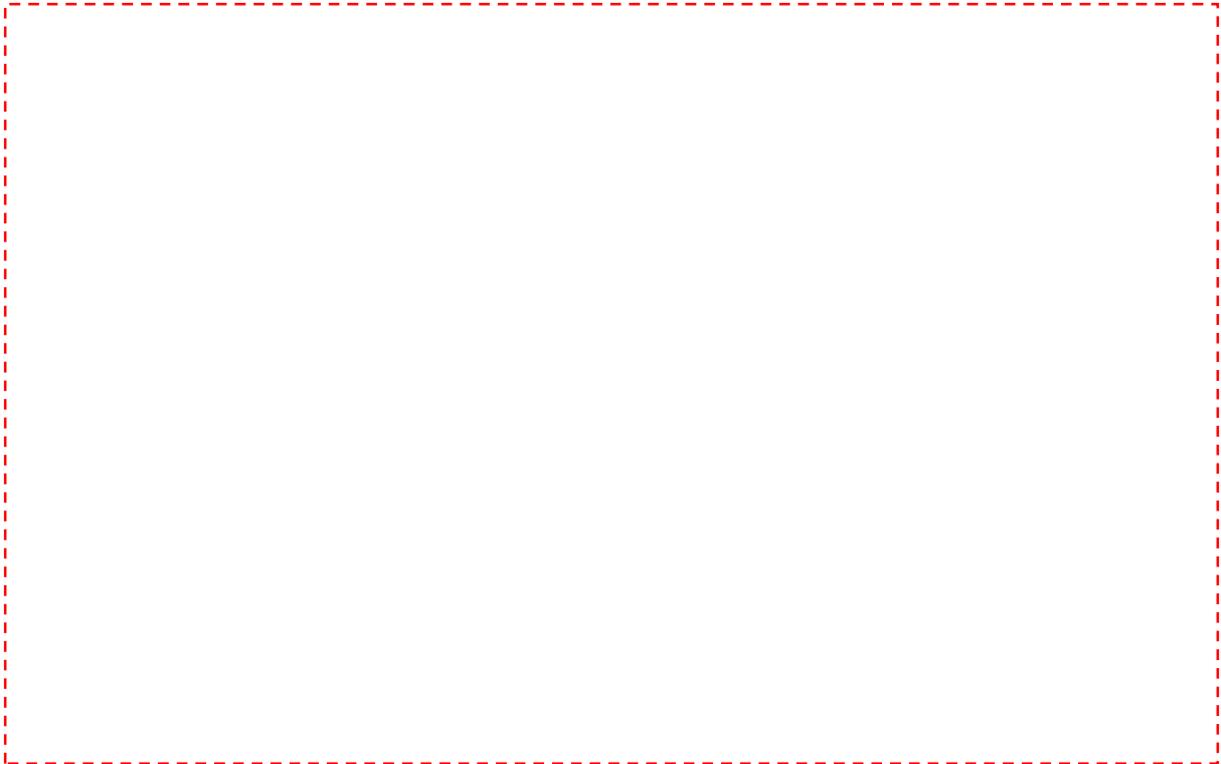
【自立支援医療（精神通院医療）】

自立支援医療費（精神通院医療）の受給者数については、2018年度が146,848人であったのに対し、2022年度は173,090人であり、17.9%増加しています。



※ 2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、受給者証の申請手続きをすることなく受給者証の満了日を1年間延長している件数も含まれているため、認定件数が一時的に急増しています。

(4) 指定障害者支援施設等における入所定員の状況



【指定障害者支援施設】

令和8年度までの各年度における県内の指定障害者支援施設の必要入所定員総数については、入所者のうち地域生活へ移行する人数や今後の定員の見込み等を考慮し、次のとおり設定します。

なお、施設入所支援のサービス見込量については、施設の所在地が県内か県外かを問わず、県内の市町村が支給決定を行う者の数を推計していますが、ここでは、指定権者が障害者総合支援法第38条第1項の規定に基づいて指定する県内の施設の入所定員総数を示しています。また、18歳以上の福祉型障害児入所施設入所者（継続入所者）は、除いて設定しています。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和11年度
必要入所定員総数	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)

※ 県立さがみ緑風園については、入所の実態を踏まえ、定員を令和8年度までに各年度20名ずつ削減することを予定しています。

※ ()内は、18歳以上の福祉型障害児入所施設入所者（継続入所者）を含めた数

【指定障害児入所施設等】

令和8年度までの各年度における県内の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数については、継続入所者のうち障害福祉サービス等へ移行する人数や今後の定員の見込み等を考慮し、次のとおり設定します。

なお、ここでは、指定権者が児童福祉法第24条の2第1項の規定に基づいて指定する県内の指定障害児入所施設及び厚生労働大臣が指定する指定発達支援医療機関の入所定員総数を示しています。

また、指定医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の定員総数には、一体的に運営される指定療養介護事業所の定員数を含めています。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和11年度
必要入所定員総数	人	人	人	人
うち福祉型	人	人	人	人
うち医療型及び指定発達支援医療機関	人	人	人	人

なお、その他状況については、該当する各論、または資料に掲載しています。

作成中

- ▶ 障害者虐待の状況、成年後見制度利用状況 ⇒ 各論Ⅰ1(1)
- ▶ 人口に占める施設入所者の状況、施設入所者の障害支援区分の状況、地域生活移行者の移行後の住まいの場の状況 等 ⇒ 各論Ⅱ3(2)
- ▶ 共同生活援助(グループホーム)利用者の障害支援区分状況 ⇒ 各論Ⅱ4(1)
- ▶ 精神科病院における平均在院日数・一年以上入院者数の推移、精神科入院患者数 ⇒ 各論Ⅱ4(3)
- ▶ 医療的ケア児・者数 ⇒ 各論Ⅱ4(3)
- ▶ 障害者の職業紹介状況(障害別)、障害者の就職率、工賃実績 ⇒ 各論Ⅲ6(1)
- ▶ 公立小中学校の特別支援学級児童生徒数、通級指導教室児童生徒数、公立特別支援学校の幼児児童生徒数(障害部位別、学部別) ⇒ 各論Ⅳ8(1)(2)
- ▶ 各指定障害福祉サービス等の利用者数の推移 ⇒ 資料
- ▶ 障害保健福祉圏域ごとの指定障害福祉サービス等の状況 ⇒ 資料

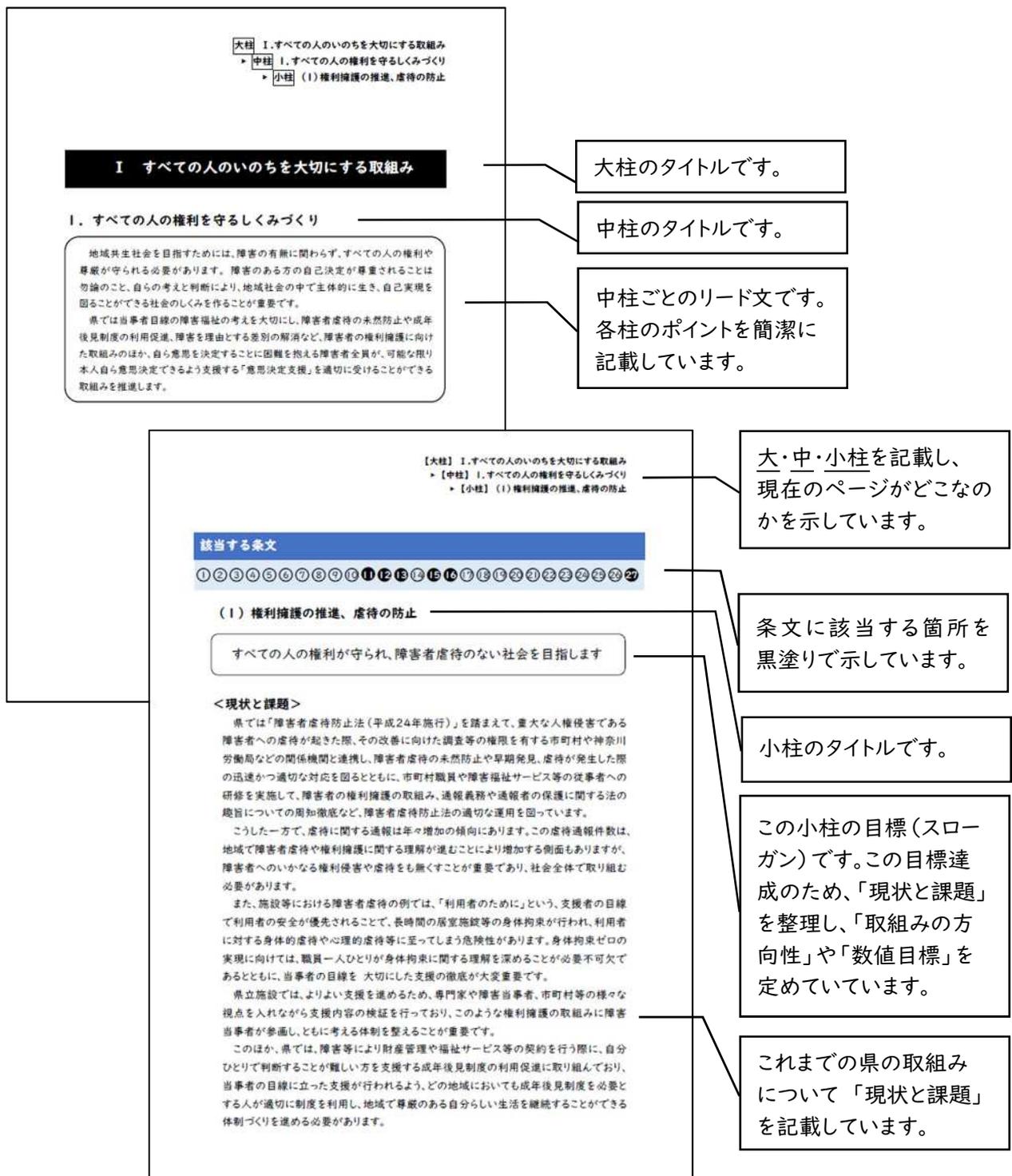
各論

分野別施策の方向性

I 各論の読み方（凡例）

各論は、県の様々な取組みの現状や抱える課題とあわせて、今後、県がどのような取組みを、どのような具体的な目標を立て進めていくのかを記載しています。

また、各論は、「目標」、「現状と課題」、「寄せられた意見」、「取組みの方向性」、「数値目標」の5つで構成をしており、ここでは、各論の読み方について、ご説明をします。



全頁の「現状と課題」に係る実績値等を参考として掲載しています。

<取組みの方向性>は項目ごとに、番号+小見出し+担当課+取組内容で構成しています。番号は、すべて4桁であり、例えば「1101」であれば、中柱番号：1+小柱番号：1+小柱毎の連番：01=1101としています。

【大柱】1.すべての人のいのちを大切にす取組み
 ▶【中柱】1.すべての人の権利を守るしくみづくり
 ▶【小柱】(1)権利擁護の推進、虐待の防止

<取組みの方向性>

1101 障害者虐待防止への取組み (障害福祉課)

障害者虐待防止法について、積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待の一義的な通報先である市町村や、障害者の雇用主となる使用者による虐待に対する指導権限を持つ神奈川労働局等の関係機関と連携した、障害者虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応を図ります。
 あわせて、障害福祉サービス等の従事者への研修を実施し、障害者の権利擁護の取組み、通報義務や通報者の保護に関する法律の趣旨について、周知徹底を図ることで、障害者虐待防止法の適切な運用を図ります。

1102 成年後見制度の利用促進 【再掲：1303】 (地域福祉課)

成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要経費の助成とともに、かながわ成年後見推進センターを設置し、市町村社会福祉協議会の法人後見受任の促進や市町村職員及び法人後見受任者研修の充実等、制度の活用を促進する。

また、どの地域における権利擁護支援裁判所、専門職団体の設置、専断の尊重などとともに、等を対象に意思決定事務の理解促進を

1103 障害当事者

障害福祉に係る備を推進するため、営み、安心して費かることを目的として、に関する相談事例類について協議すへの障害当事者の

1104 身体拘束等
県立障害者支援

<数値目標>

【県独自の目標】

No	把握する状況	現状値	目標値
	虐待に関する弁護士による法的な助言回数	3回 (2022年度)	8回 (2029年度)

【県の地域生活支援事業の見込量】

把握する状況	現状値	見込量
権利擁護センター実施の障害者虐待防止・権利擁護研修の累計終了者数 ※毎年○○人を見込む	1130人 (2013～2022年度)	○○人 (2013～2029年度)

【大柱】1.すべての人のいのちを大切にす取組み
 ▶【中柱】1.すべての人の権利を守るしくみづくり
 ▶【小柱】(1)権利擁護の推進、虐待の防止

状況を県のホームページに公表しています。
 また、県のホームページに県立施設における身体拘束廃止に向けた取組みを掲載することにより、民間施設を含めた県全体の身体拘束ゼロを目指します。

【大柱】1.すべての人のいのちを大切にす取組み
 ▶【中柱】1.すべての人の権利を守るしくみづくり
 ▶【小柱】(1)権利擁護の推進、虐待の防止

障害者虐待件数の推移

区分	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R元)年度	2020(R2)年度	2021(R3)年度
養護者による虐待	93件	100件	97件	80件	124件
障害者福祉施設従事者等による虐待	32件	25件	32件	44件	40件
使用者による虐待	16件	21件	16件	20件	3件

注1 県福祉子どもみらい協議会。
 注2 市町村や県への通報等のうち虐待の事実が認められた件数を計上

障害者虐待の内容(2021(R3)年度:重複計上)

区分	養護者による虐待		障害者福祉施設従事者等による虐待		使用者による虐待	
	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)
身体的虐待	91件	46.9%	24件	47.1%	1件	25.0%
性的虐待	7件	3.6%	6件	11.8%	0件	0.0%
心理的虐待	55件	28.4%	17件	33.3%	0件	0.0%
放棄・放棄(おごり)	25件	12.9%	1件	2.0%	0件	0.0%
経済的虐待	16件	8.2%	3件	5.9%	3件	75.0%

注 県福祉子どもみらい協議会。(割合:件数/虐待件数)

計画策定にあたって寄せられた意見の一部

当事者: 障害があっても人からは大切にされたい。暴力でいうことを聞かせないでほしい。

家族: 施設での虐待を防止するためには、職員だけでなく、その管理者などにも、しっかりと虐待の理解を深める取組みを進めてほしい。

支援者: 障害者権利擁護の研究や、それを具体化していくような部門を、当事者に参加してもらいながら出来ないか。

計画を策定するにあたって、県に寄せられた障害当事者やその家族、支援者からの実際の声を掲載しています。この声を大切に施策を進めていきます。

各取組みを所管する所属名を記載しています。

取組みを推進していく上で、県が把握していく数値です。これらの数値を目標に置き、目標達成の度合いを評価していきます。なお、数値には、県が独自に定めるもののほか、国の指針によって定められているもの等があります。(これらの数値は、「資料」に一覧にして掲載しています)

2 計画の構成

障害者が自分の生活や生き方を自己選択・自己決定し、自分らしく暮らすためには、乳幼児期から成人・高齢期に至るまで、障害者のライフステージに応じた切れ目ない支援を実現するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を妨げるあらゆる壁を排除し、障害への理解が県民に浸透していくことが重要です。

一生涯を通じて、誰もが住み慣れた地域で安心して安全に、自分らしく暮らすことができるように、「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すことを基本方針とし、「ともに生きる社会かながわ憲章」の4つの柱に沿って、以下のとおり9つの施策を位置づけて計画を推進します。

I 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします

1 すべての人のいのちを大切にする取組み

- (1) すべての人の権利を守るしくみづくり…①
- (2) ともに生きる社会を支える人づくり…②

II 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します

2 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

- (1) 安心して暮らせる地域づくり…③
- (2) 地域生活を支える福祉・医療体制づくり…④

III 私たちは、障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します

3 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み

- (1) 社会参加を促進するための環境づくり…⑤
- (2) 雇用・就業、経済的自立の支援に関する仕組みづくり…⑥

IV 私たちは、この憲章(地域共生社会)の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

4 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

- (1) ともに生きるための意識づくり…⑦
- (2) ともに育つための教育の振興…⑧
- (3) ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興…⑨

※ なお、当計画では「憲章の実現」を「地域共生社会の実現」に読み替えています。

※ 9つの分野別施策の内容については、それぞれ次のとおりです。

I. すべての人のいのちを大切にす取組み

1 すべての人の権利を守るしくみづくり

国連の「障害者の権利に関する条約」に掲げられているとおり、障害者の自己決定が尊重され、障害者が自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図ることができるよう、障害者虐待の未然防止や障害を理由とする差別の解消、成年後見制度の利用促進等により、障害者の権利擁護を進めます。

2 ともに生きる社会を支える人づくり

「ひとりひとりを大切にす」という基本理念のもと、ともに生きる社会の実現に向け、個々の障害特性等に配慮し、障がい者に寄り添った支援を提供できる福祉、保健、医療分野の人材の確保と育成などに取り組みます。

II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

3 安心して暮らせる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、たとえ重度の障害があつて施設で生活を送る方であっても、本人の意思決定を基本とするため、意思決定支援の取組みを進めるとともに、多様な地域生活の場を選択できる社会資源を整備するなど、地域生活への移行に向けた支援に取り組みます。

あわせて、この意思決定支援等の取組みを県全体に広げるとともに、相談支援体制の構築や意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。

4 地域を支える福祉・医療体制づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、在宅サービスの充実や、重度障害者を受入れが可能なグループホーム等の整備を図ります。

また、医療的ケア児等に対する支援体制や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた、福祉、医療、教育等の各分野の連携促進に努めます。

Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み

5 社会参加を促進するための環境づくり

障害者権利条約によると、「障害」は、主に障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁によって作られているという捉え方をしています。

社会的障壁の排除を進め、障害者に配慮したまちづくりや、障害特性に応じた意思疎通支援、防災・防犯対策等の推進、行政機関等における配慮を充実させることにより、ハード、ソフト両面にわたるバリアフリー化を推進し、障害者が社会参加しやすい環境をともに作り出すことを目指します。

6 雇用・就業、経済的自立の支援に関する仕組みづくり

働くことは自立した生活を支える基本のひとつであり、一人ひとりの可能性を伸ばすことや生きがいにつながります。障害者がライフステージに応じて、その人らしい働き方を選択できるよう、福祉的就労とともに、一般就労への支援の充実に取り組みます。

Ⅳ. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

7 とともに生きるための意識づくり

障害及び障害者に対する県民の理解を促進し、障害を理由とする差別が解消され、障害の程度や状態にかかわらず、誰もがともに暮らす「地域共生社会の実現」という憲章の理念が当たり前になるよう、県民総ぐるみで意識づくりに向けた取組みを推進します。

8 とともに育つための教育の振興

すべての子どもができるだけ同じ場でともに学び、ともに育つことで相互理解を深め、個性を尊重し支え合う力や協働する力を育む、インクルーシブ教育等の推進を図ります。

9 とともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興

障害者が、地域の一員として、文化・芸術やスポーツを通じて余暇活動を充実させ、その人らしく生活を楽しめるよう、文化芸術活動やスポーツ等に触れる機会の提供、充実を図ります。

I すべての人のいのちを大切にすゝ取組み

1. すべての人の権利を守るしくみづくり

地域共生社会を目指すためには、障害の程度や状態にかかわらず、すべての人の権利や尊厳が守られる必要があります。障害のある方の自己決定が尊重されることは勿論のこと、自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図ることができる社会のしくみを作ることが重要です。

県では当事者目線の障害福祉の考えを大切にし、障害者虐待の未然防止や成年後見制度の利用促進、障害を理由とする差別の解消など、障害者の権利擁護に向けた取組みのほか、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者全員が、可能な限り本人自ら意思決定できるよう支援する「意思決定支援」を適切に受けることができる取組みを推進します。

- 【大柱】 Ⅰ.すべての人のいのちを大切にす取組み
- ▶ 【中柱】 Ⅰ.すべての人の権利を守るしくみづくり
- ▶ 【小柱】 (Ⅰ)権利擁護の推進、虐待の防止

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(Ⅰ) 権利擁護の推進、虐待の防止

すべての人の権利が守られ、障害者虐待のない社会を目指します

<現状と課題>

県では「障害者虐待防止法(平成24年施行)」を踏まえて、重大な人権侵害である障害者への虐待が起きた際、その改善に向けた調査等の権限を有する市町村や神奈川県労働局などの関係機関と連携し、障害者虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した際の迅速かつ適切な対応を図るとともに、市町村職員や障害福祉サービス等の従事者への研修を実施して、障害者の権利擁護の取組み、通報義務や通報者の保護に関する法の趣旨についての周知徹底など、障害者虐待防止法の適切な運用を図っています。

こうした一方で、虐待に関する通報は年々増加の傾向にあります。この虐待通報件数は、地域で障害者虐待や権利擁護に関する理解が進むことにより増加する側面もありますが、障害者へのいかなる権利侵害や虐待をも無くすことが重要であり、社会全体で取り組む必要があります。

また、施設等における障害者虐待の例では、「利用者のために」という、支援者の目線で利用者の安全が優先されることで、長時間の居室施設等の身体拘束が行われ、利用者に対する身体的虐待や心理的虐待等に至ってしまう危険性があります。身体拘束ゼロの実現に向けては、職員一人ひとりが身体拘束に関する理解を深めることが必要不可欠であるとともに、当事者の目線を大切にす支援の徹底が大変重要です。

県立施設では、よりよい支援を進めるため、専門家や障害当事者、市町村等の様々な視点を入れながら支援内容の検証を行っており、このような権利擁護の取組みに障害当事者が参画し、ともに考える体制を整えることが重要です。

このほか、県では、障害等により財産管理や福祉サービス等の契約を行う際に、自分ひとりで判断することが難しい方を支援する成年後見制度の利用促進に取り組んでおり、当事者の目線に立った支援が行われるよう、どの地域においても成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用し、地域で尊厳のある自分らしい生活を継続することができる体制づくりを進める必要があります。

【大柱】 I.すべての人のいのちを大切にす取組み

▶ 【中柱】 1.すべての人の権利を守るしくみづくり

▶ 【小柱】 (1)権利擁護の推進、虐待の防止

障害者虐待件数の推移

区 分	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度	2019(R元) 年度	2020(R2) 年度	2021(R3) 年度
養護者による虐待	93件	100件	97件	80件	124件
障害者福祉施設従事者等による虐待	32件	25件	32件	44件	40件
使用者による虐待	16件	21件	16件	20件	3件

注1 県福祉子どもみらい局調べ。

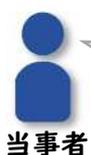
2 市町村や県への通報等のうち虐待の事実が認められた件数を計上

障害者虐待の内容(2021(R3)年度:重複計上)

区 分	養護者による虐待		障害者福祉施設従事者等による虐待		使用者による虐待	
	件数	割合(注)	件数	割合(注)	件数	割合(注)
身体的虐待	91件	46.9%	24件	47.1%	1件	25.0%
性的虐待	7件	3.6%	6件	11.8%	0件	0.0%
心理的虐待	55件	28.4%	17件	33.3%	0件	0.0%
放棄・放置(ネグレクト)	25件	12.9%	1件	2.0%	0件	0.0%
経済的虐待	16件	8.2%	3件	5.9%	3件	75.0%

注 県福祉子どもみらい局調べ。(割合:件数/虐待件数)

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

障害があっても人からは大切にされたい。暴力でいうことを聞かせないでほしい。

施設の障害者虐待を防止するためには、職員だけでなく、その管理者などにも、しっかりと虐待の理解を深める取組みを進めてほしい。



家族



支援者

障害者権利擁護の研究や、それを具体化していくような部門を、当事者に参画してもらいながら出来ないか。

【大柱】 Ⅰ.すべての人のいのちを大切にす取組み

▶ 【中柱】 Ⅰ.すべての人の権利を守るしくみづくり

▶ 【小柱】 (Ⅰ)権利擁護の推進、虐待の防止

<取組みの方向性>

1101 障害者虐待防止への取組み

(障害福祉課)

障害者虐待防止法について、積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待の一義的な通報先である市町村や、障害者の雇用主となる使用者による虐待に対しての指導権限を持つ神奈川労働局等の関係機関と連携した、障害者虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応を図ります。

あわせて、障害福祉サービス等の従事者への研修を実施し、障害者の権利擁護の取組み、通報義務や通報者の保護に関する法律の趣旨について、周知徹底を図ることで、障害者虐待防止法の適切な運用を図ります。

1102 成年後見制度の利用促進 【再掲：1303】

(地域福祉課)

成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要経費の助成とともに、かながわ成年後見推進センターを設置し、市町村社会福祉協議会の法人後見受任の促進や市町村職員及び法人後見担当者研修の実施等、利用しやすい制度づくりに取り組みます。

また、どの地域においても必要な人が成年後見制度を適切に利用できるよう、市町村における権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関の整備等に対して、家庭裁判所、専門職団体等の関係機関と連携して支援します。

さらに、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、本人の自己決定権を尊重するとともに、本人の特性に応じた意思決定支援の浸透を進めるため、成年後見人等を対象に意思決定支援研修を実施し、条例の理念及び意思決定支援を踏まえた後見事務の理解促進を図ります。

1103 障害当事者の参画による権利擁護の取組み

(障害福祉課)

障害福祉に係る地域ごとの課題を共有し、当事者の目線で地域のサービス基盤の整備を推進するため、かながわの障害者が、地域において自立した日常生活や社会生活を営み、安心して豊かに過ごすことができるよう、質の高い相談支援体制の整備等を促進することを目的として設置している「障害者自立支援協議会」や、地域において障害者差別に関する相談事例の共有や情報交換を行うとともに、障害者差別解消に関する様々な課題について協議することを役割として設置している「障害者差別解消支援地域協議会」等への障害当事者の参画を支援する等、障害者の権利擁護のための取組みを推進します。

1104 身体拘束ゼロの実現に向けた取組み

(障害サービス課)

県立障害者支援施設における利用者支援の「見える化」を図るため、身体拘束の実施

- 【大柱】 I.すべての人のいのちを大切にす取組み
 - ▶ 【中柱】 I.すべての人の権利を守るしくみづくり
 - ▶ 【小柱】 (1)権利擁護の推進、虐待の防止

状況を県のホームページに公表しています。

また、県のホームページに県立施設における身体拘束廃止に向けた取組みを掲載することにより、民間施設を含めた県全体の身体拘束ゼロを目指します。

<数値目標>

【県独自の目標】

No	把握する状況	現状値	目標値
	虐待に関する弁護士による法的な助言回数	3回 (2022年度)	8回 (2029年度)

【県の地域生活支援事業の見込量】

	把握する状況	現状値	見込量
	権利擁護センター実施の障害者虐待防止・権利擁護研修の累計修了者数 ※毎年度〇〇人を見込む	1130人 (2013～ 2022年度)	〇〇〇人 (2013～ 2029年度)

- 【大柱】 Ⅰ.すべての人のいのちを大切にす取組み
- ▶ 【中柱】 Ⅰ.すべての人の権利を守るしくみづくり
- ▶ 【小柱】 (2) 障害を理由とする差別の解消

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) 障害を理由とする差別の解消

障害を理由とした差別を無くし、安心して暮らせる社会を目指します

<現状と課題>

県では、「障害者差別解消法（平成28年施行）」及び同法に基づく基本方針・対応要領・対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害者に対する必要かつ合理的な配慮の提供を徹底するなど、民間事業者等が適切に対応できるよう取り組んでいます。

具体的な取組みとして、同法が施行された翌年度には、障害を理由とする差別に関する相談窓口を設置し、障害者及びその家族、その他の関係者からの相談に対応し、受け付けた相談は、その内容に応じて、障害を理由とした差別的な取扱いを行ったとされる事業者等への指導権限を有する機関に引き継ぐほか、事業者等へ差別の解消に向けて働きかけを行う等により、障害者差別解消法の適切な運用を図ってきました。

障害者差別解消法の施行から10年近くが経過したところですが、未だ合理的配慮の不提供等、障害者差別に関する相談が数多く寄せられています。

障害当事者の間では、この障害者差別解消法の認知が進み、差別的取扱いや合理的配慮の不提供について、自ら相談される機会も増えましたが、一方で社会全体の認識や理解が十分に進んでおらず、これにより生じている社会的障壁の除去が必要です。

こうした中、障害者差別解消法附則第7条に基づき、事業者による合理的配慮のあり方、その他の施行状況について、所要の見直しが検討され、令和3年6月に改正障害者差別解消法が公布されました。これにより、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化が規定され、令和6年4月から施行されることになりました。

県では、令和5年4月に条例が施行されたところであり、差別に関する相談、解決に向けた助言及び情報提供等の相談窓口の体制強化のほか、関係者間の調整等を行うなど体制の強化を図る必要があります。

また、障害を有する者が犯罪を行った際の再犯を防止する取組みについても、例えば、地域における社会生活の移行や自立が図られ再犯に至るリスクを軽減する観点から退所

- 【大柱】 Ⅰ.すべての人のいのちを大切にす取組み
 - ▶ 【中柱】 Ⅰ.すべての人の権利を守るしくみづくり
 - ▶ 【小柱】 (2)障害を理由とする差別の解消

後や釈放後に円滑に福祉サービスを受けられるよう支援する必要があり、今後の課題の一つとなっています。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

差別的な扱いをされた際、相談したら受け止めてくれる窓口がほしい。

「合理的配慮」や「社会的障壁」の考え方を、もっと浸透させてほしい。



当事者



家族

条例には「過重でない時には合理的配慮を行う」とされているが、“過重”の基準が難しいため、行政がしっかりと示してほしい。

<取組みの方向性>

1201 障害を理由とする差別の解消 【再掲：7209】 (障害福祉課)

障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する合理的な配慮の提供を徹底するなど、事業者が適切に対応できるよう取り組みます。

あわせて、障害を理由とする差別の相談を受け付ける相談員を配置して、解決に向けた助言及び情報を提供するほか、障害者差別に関する紛争解決のための調整を行う委員会の活動促進など、相談体制の強化を図ります。

1202 障害者差別解消法の普及啓発 【再掲：7210】 (障害福祉課)

障害者差別解消法の意義や趣旨、求められている取組み等について県民の理解を深めるため、合理的配慮の事例集の活用促進や、研修等により普及啓発を推進します。

【大柱】 I.すべての人のいのちを大切にす取組み

▶ 【中柱】 1.すべての人の権利を守るしくみづくり

▶ 【小柱】 (2)障害を理由とする差別の解消

1203 相談窓口の設置（民間事業者による差別等）【再掲：7212】（障害福祉課）

障害者差別に関する相談窓口を設置し、民間事業者から受けた不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談を受け付け、業務所管課等に引き継ぐなど連携して取り組みます。

また、民間事業者からの合理的配慮の提供に関する相談も受け付けるなど、障害当事者と事業者双方の理解が促進されるよう相談窓口の周知に努めます。

1204 相談窓口の設置（教職員による差別等）【再掲：7213】（行政課）

県教育委員会では、教育委員会に属する職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族、その他の関係者からの相談を受ける相談窓口を設置し、受け付けた相談については、業務所管課等へ速やかに内容を伝達することで、的確に対応がされるよう連携を図ります。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	県民ニーズ調査における障がい理由とする差別や偏見があると思うと回答する方の割合 ※目標値は逆方向に設定	78.7% (2022年度)	〇〇〇% (2029年度)
	障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村数	〇〇〇市町村 (2022年度)	〇〇〇市町村 (2029年度)

【大柱】 I.すべての人のいのちを大切にす取組み

▶ 【中柱】 1.すべての人の権利を守るしくみづくり

▶ 【小柱】 (3)意思決定支援の推進

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(3) 意思決定支援の推進

誰でも自らの意思が反映された生活を送れる社会を目指します

<現状と課題>

意思決定支援とは、「自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが出来るよう、可能な限り本人が自ら意思決定を行えるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み」と厚生労働省のガイドラインにより枠組みが示されています。県ではこれまで、津久井やまゆり園事件の後、同園を中心に、「利用者一人ひとりにはそれぞれに尊重されるべき意思がある」という前提に立ち、本人の意思が反映された生活を送ることができるよう、利用者の意思決定支援に取り組んできました。

もとより、障害福祉サービス提供事業者の中心を占める指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者に対しては、平成23年の障害者基本法の改正により、支援する側の判断のみで相談等の支援を進めるのではなく、障害者の意思決定を支援することに配慮をしながら支援を進めていく必要があるとの観点から、障害者及びその家族等に対する相談支援や、成年後見制度等のための施策の実施又は制度の利用の際には、障害者の意思決定に配慮すること等が明記されており、平成24年に成立した障害者総合支援法においては、指定障害福祉サービス事業者等に対し、障害者等の意思決定の支援に配慮することが努力義務として盛り込まれています。

条例では、これらの国の動向も踏まえた上で、障害福祉サービスを提供する事業者は、利用者の自己決定を尊重し、本人の願いや望みを尊重する支援の基礎となる意思決定支援に努めなければならないことを定めました。県は、意思決定支援の取組みが広がっていくよう、意思決定支援の推進に関する必要な情報の提供や、相談及び助言等を行うための体制の整備のほか、障害福祉サービス提供事業者のうち、当事者への支援に当たる従事者など幅広い対象者に対し、研修を行っていくことが必要です。

【大柱】 I.すべての人のいのちを大切にす取組み

▶ 【中柱】 1.すべての人の権利を守るしくみづくり

▶ 【小柱】 (3)意思決定支援の推進

あわせて、成年後見人に対しても、当事者目線に立ち、意思決定支援を踏まえた後見活動が行えるよう、意思決定支援に係る研修を通じた制度の理解促進を行います。

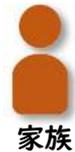
計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

当事者の相談支援専門員を増やすなど、意思決定支援に当事者の力を活用してほしい。

意思決定支援を行うためには、日頃からのコミュニケーションを大切にしてほしい。



家族



支援者

後見制度では、家族や後見人が前に出てきてしまい、本人が中心になっていないことも多いため、研修が必要と感じている。

<取組みの方向性>

1301 意思決定支援の推進 【再掲：4207】

(共生推進本部室、障害福祉課、障害サービス課)

当事者目線の障害福祉を推進し、障害者一人ひとりの選択に基づく生活を実現していくため、厚生労働省が示した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」や、県が作成した「神奈川県版意思決定支援ガイドライン」の普及を図るとともに、これらを活用した研修プログラム、事例共有等を通じて、障害福祉サービス従事者等の意思決定支援を実践するために必要な基礎的な知識や技術の向上のための取組みを進めていきます。

1302 意思決定支援の普及・啓発 【再掲：4208】

(共生推進本部室)

家族や施設職員など障害者を支える方々のさらなる理解を深めるため、当事者目線による意思決定支援の意義や内容について説明する機会を設けるなど、積極的な啓発活動を行います。

【大柱】 I.すべての人のいのちを大切にす取組み

▶ 【中柱】 1.すべての人の権利を守るしくみづくり

▶ 【小柱】 (3)意思決定支援の推進

1303 成年後見制度の利用促進 【再掲：1102】 (地域福祉課)

成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、かながわ成年後見推進センターを設置し、市町村社会福祉協議会の法人後見受任等の促進や市町村職員等研修、法人後見担当者研修の実施など、利用しやすい成年後見のしくみづくりに取り組みます。

また、どの地域においても必要な人が成年後見制度を適切に利用できるよう、市町村における権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関の整備等に対して、家庭裁判所、専門職団体等の関係機関と連携して支援します。

さらに、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、本人の自己決定権を尊重し、本人の特性に応じた意思決定支援の浸透を進めるため、成年後見人等を対象に当事者目線に立った意思決定支援研修を実施し、条例の理念及び意思決定支援を踏まえた後見活動の理解促進を図ります。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	意思決定支援研修の累計受講者数 (障害福祉サービス事業者の従業者等) ※毎年度 650 人を見込む	2,012 人 (2020~ 2022 年度)	6,562 人 (2020~ 2029 年度)

2. ともに生きる社会を支える人づくり

質の高い福祉サービスが、十分に提供されるためには、継続的に必要な人材を確保・育成する必要があります。

県では「一人ひとりの人生を大切にする」という基本理念のもと、地域共生社会の実現に向け、障害者一人ひとりの特性等に配慮し、寄り添いながら支援を提供できる福祉・保健・医療分野の人材の確保と育成を進めるとともに、当事者（ピア）による相談活動等の推進に取り組みます。

さらに、支援者側にも注目し、福祉・保健・医療分野に従事することについて、一人ひとりが魅力とやりがいを感じてもらえることができるよう、支援者へのサポート体制の整備に取り組みます。

- 【大柱】 1.すべての人のいのちを大切にす取組み
- ▶ 【中柱】 2.ともに生きる社会を支える人づくり
- ▶ 【小柱】 (1)障害福祉を支える人材の確保・育成

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 障害福祉を支える人材の確保・育成

誰もが安心して暮らせるよう

地域社会を支える福祉人材を確保、育成します

<現状と課題>

障害の程度や状態にかかわらず、すべての人が地域で自らの望む生活を送るためには、障害の特性や程度、その地域の実情など、実態に応じたきめ細やかな支援を行う体制が必要となります。

昨今では、医師や看護師等の医療従事者が不足する中、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアを日常的に必要とする医療的ケア児者について、一定の研修を修了した介護職員等が医療的ケアを行うことが可能となったり、精神障害者の大幅な増加と、精神障害者の地域移行や地域定着を促進する観点から、個々の障害特性に応じた寄り添い型の対応や、多岐にわたる相談内容に対応できる支援力が必要不可欠とされています。

このような中、障害福祉サービスの利用率が増加していることとあわせて、現場で従事する人材の不足や、現場の福祉専門職の負担増のほか、支援課題の多様化・複雑化等により、これまで以上に高い専門性と広い視野を有した福祉・介護分野の人材の確保や育成、定着、離職防止等の対策が必要となっています。

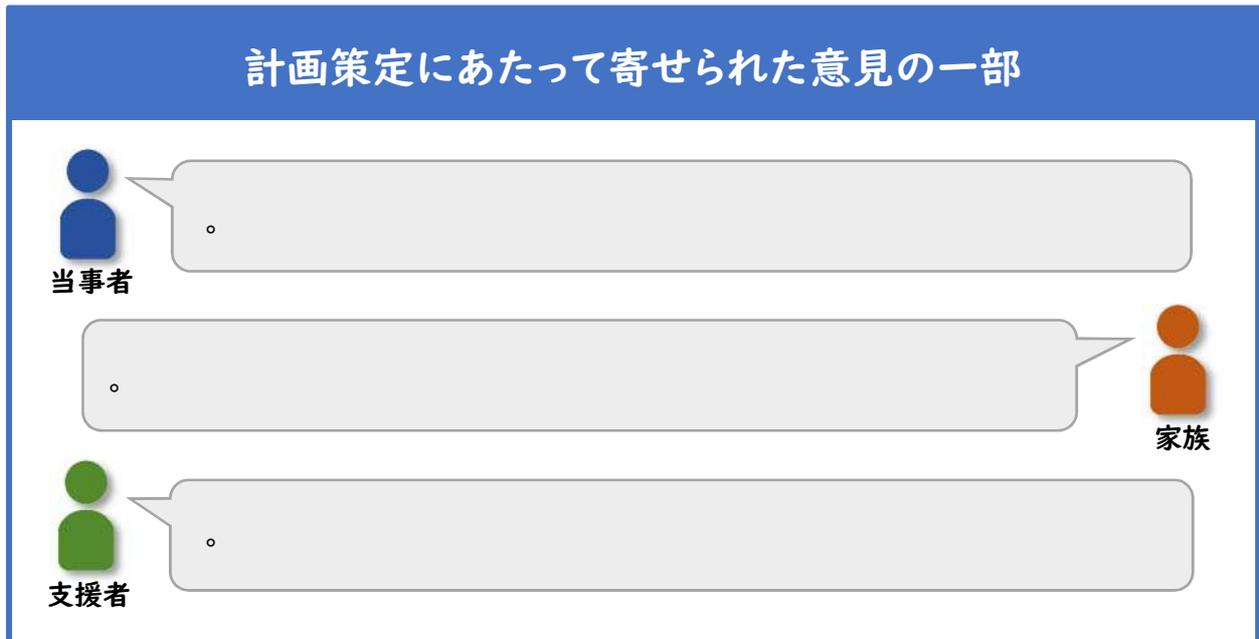
さらに、障害福祉分野は、仕事のイメージが湧きにくく、仮に就労してもキャリアパスが描きにくいなどの意見や、少子高齢化による労働力人口の減少、他の業種と比較しても有効求人倍率や離職率が高い等、多くの課題が山積している分野でもあります。

質の高い人材を十分に確保していくためには、職員の福利厚生や処遇改善等のほか、まずは障害福祉サービスに係る仕事の魅力や意義・重要性を、就労世代、特に若年層を中心とした多くの県民に伝える必要があります。県では、福祉や介護の仕事に関する職業紹介やあっ旋に取り組むほか、全県立高校や中等教育学校を対象として、福祉介護に関する教材の配布等を行い、福祉や介護の仕事の理解や関心を高め、将来の福祉介護分野を支える人材を確保する取組みを進めています。

また、既に福祉の現場に従事する職員を対象として、業種や経験、階層別に様々な研修を実施し、福祉人材の育成に取り組んでいます。

- 【大柱】 1.すべての人のいのちを大切にす取組み
 - ▶ 【中柱】 2.ともに生きる社会を支える人づくり
 - ▶ 【小柱】 (1)障害福祉を支える人材の確保・育成

このほか、インフォーマルサービスとして、ボランティア人材の活用も大変重要であり、現に活躍するボランティアのみならず、子どもから高齢者まで、障害当事者自身も含め、より多くの方が活躍できるしくみづくりが求められています。



<取組みの方向性>

2101 障害福祉に携わる人材の確保 (地域福祉課)

大学生等を対象にした障害福祉施設での仕事体験や、障害福祉分野での就労意欲のある者を対象にした研修及び研修受講後の障害サービス事業所とのマッチングまでの一体的な支援を実施するなど、障害福祉に携わる人材の確保に向けた取組みを推進します。

2102 地域生活移行を実現するための人材確保 (障害サービス課)

障害者支援施設における入所者の地域生活移行を推進する職員を、本県独自に位置付け、その人材養成に取り組みます。

2103 障害福祉サービス従事者の確保・育成 (障害福祉課、障害サービス課)

指定障害福祉サービス等が円滑に実施されるよう、相談支援専門員、サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者などに対する研修を実施し、指定障害福祉サービス等に係る人材の確保と資質の向上を図ります。

- 【大柱】 1.すべての人のいのちを大切にす取組み
- ▶ 【中柱】 2.ともに生きる社会を支える人づくり
- ▶ 【小柱】 (1)障害福祉を支える人材の確保・育成

また、障害支援区分認定事務について客観的かつ公平・公正に行われるように障害支援区分認定調査員、市町村審査会委員等に対し、制度理解の促進を図ります。

2104 ピアサポート等の拡充 【再掲：3107】 (障害福祉課、がん・疾病対策課)

障害者・家族同士が行う援助としてのピア(当事者)サポーターの育成を行うとともに、更なる周知に努めます。また、ピアカウンセリング、ピアサポート等の有効かつ重要な手段である当事者等による相談活動の周知及び拡充を図ります。

2105 相談支援体制の強化・充実 (障害福祉課)

相談支援専門員の養成確保に向けた相談支援従事者研修に加え、相談支援従事者のスキルアップのための研修や主任相談支援専門員の養成研修等を実施するなど、相談支援体制を充実強化します。

2106 専門的知識と技術を有する人材の養成と確保 (医療課)

県立保健福祉大学・大学院において、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の福祉専門職や理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション等に従事する人材を養成するとともに、実践教育センターにおける現任者教育・研修を通じて、障害福祉に携わる専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図ります。

2107 サービス提供人材の養成と人材確保 (障害福祉課、障害サービス課)

グループホームの職員を対象とした支援技術の向上を図るための研修や、介護職員による喀痰吸引等の医療的ケアに関する研修、精神障害者の特性を理解したホームヘルパーを養成するための研修等を実施し、サービス提供人材の確保と資質の向上を図ります。

2108 発達障害児者への支援者育成 (障害福祉課)

発達障害児者やその家族に対する支援を強化するため、神奈川県発達障害支援センターかながわA(エース)を中心とした関係機関の人材育成等により、地域の支援体制整備を進めます。

2109 医療的ケア児等への支援者育成 (障害福祉課)

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材や、医療的ケア児等コーディネーターなど、支援を総合的に調整する人材を養成します。

- 【大柱】 1.すべての人のいのちを大切にす取組み
- ▶ 【中柱】 2.ともに生きる社会を支える人づくり
- ▶ 【小柱】 (1)障害福祉を支える人材の確保・育成

2110 神奈川県リハビリテーション支援センターにおける支援 (医療課)

神奈川県リハビリテーション支援センターにおいて情報の収集・提供等を行うとともに、これらの情報を積極的に活用しながら、障害保健福祉に従事する職員の養成及び研修に取り組みます。

2111 国家資格取得のための修学資金の貸付けと確保・定着 (地域福祉課、医療課)

県や関係団体からの修学資金の貸付けを通して、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、社会福祉士の確保・定着を進めます。

2112 福祉介護の仕事の理解促進 【再掲：6107】 (地域福祉課)

「かながわ福祉人材センター」において、福祉介護の仕事に関して無料で職業紹介・あっ旋事業に取り組むほか、全県立高校・中等教育学校を対象として福祉介護に関する教材の配布等を行い、福祉介護の仕事の理解や関心を高めるとともに、将来の福祉介護を支える人材の確保につなげます。

2113 ボランティア活動の推進 (地域福祉課、障害福祉課)

「かながわボランティアセンター」において、市町村社会福祉協議会や社会福祉施設等のボランティアコーディネーターの人材育成に取り組みます。

また、ボランティア活動の実態を把握し、表彰を行うことで、活動の意欲向上を図ります。

2114 ボランティア活動のセンターの強化 (地域福祉課)

かながわボランティアセンターにおいて、ボランティア活動に関する総合相談や情報提供を行うとともに、市町村ボランティアセンターの機能強化を支援するなどし、地域におけるボランティア活動を支援します。

2115 精神障害者を支援する専門人材の育成 【再掲：3205】 (障害福祉課)

精神障害者の地域生活移行の取組みを担う地域生活支援関係者(精神科医療機関、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所、自治体の職員等)に向け、研修等を通じた人材育成や連携体制の構築を図ります。

2116 障害福祉サービス従事者に対する研修 (障害福祉課、障害サービス課)

障害福祉サービス事業所の職員が、共生社会の理念を理解し、障害者やその家族が望む支援を行うことができるよう、差別解消や虐待防止への理解、障害特性に応じた支援

- 【大柱】 1.すべての人のいのちを大切にす取組み
 - ▶ 【中柱】 2.ともに生きる社会を支える人づくり
 - ▶ 【小柱】 (1)障害福祉を支える人材の確保・育成

技術などの研修の実施等を進めます。

2117 市町村における障害福祉に係る人材の育成

(障害福祉課、障害サービス課、がん・疾病対策課)

市町村において障害福祉分野に従事する職員を対象に、障害者の権利擁護や福祉用具に関する情報、精神保健等に関する研修を行い、専門職員としての資質向上を図ります。

2118 処遇改善への取組み 【再掲：4111】

(障害サービス課)

障害福祉の現場で働く職員の賃金水準は他業種に比べると、まだ十分とは言えないことから、障害福祉サービス報酬に上乘せする「処遇改善加算」を事業所が取得できるよう、加算取得を支援するセミナーや個別相談等を実施し、職員の待遇改善を確実に進めるとともに、地域共生社会を支える人材の確保を促進します。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	グループホームの職員に対して支援技術や人権意識の向上を図る研修(障害者グループホームサポートセンター事業)の修了者数	234人 (2022年度)	200人 (毎年度)
	障害保健福祉に従事する職員を対象とした実践教育センターにおける研修回数	2回 (2022年)	2回 (毎年度)
	発達障害児の保護者等を対象としたペアレントトレーニング普及研修の実施自治体数	12市町村 (2022年度)	15市町村 (2029年度)

- 【大柱】 1.すべての人のいのちを大切にす取組み
 ▶ 【中柱】 2.ともに生きる社会を支える人づくり
 ▶ 【小柱】 (1)障害福祉を支える人材の確保・育成

【県の地域生活支援事業の見込量】

	把握する状況	現状値	見込量
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修の累計修了者数 ※毎年度 10 人を見込む	64 人 (2018～ 2022 年度)	134 人 (2018～ 2029 年度)
	サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修の累計終了者数 ※毎年度〇〇人を見込む	20,513 人 (2006～ 2022 年度)	〇〇〇人 (2006～ 2029 年度)
	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の累計修了者数 ※毎年度 705 人を見込む	4,751 人 (2015～ 2022 年度)	9,696 人 (2015～ 2029 年度)
	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の累計修了者数 ※毎年度 130 人を見込む	1,416 人 (2015～ 2022 年度)	2,326 人 (2015～ 2029 年度)
	【再掲】障害者虐待防止・権利擁護研修の累計修了者数 ※毎年度〇〇人を見込む	1130 人 (2013～ 2022 年度)	〇〇〇 人 (2013～ 2029 年度)
	障害支援区分認定調査員研修の累計修了者数 ※毎年度〇〇人を見込む	〇〇〇人 (2006～ 2022 年度)	〇〇〇 人 (2006～ 2029 年度)
	喀痰吸引等研修事業研修の受講者数	261 人 (2022 年度)	280 人 (毎年度)

- 【大柱】 Ⅰ.すべての人のいのちを大切にす取組み
- ▶ 【中柱】 2.ともに生きる社会を支える人づくり
- ▶ 【小柱】 (2)保健・医療を支える人材の確保・育成

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) 保健・医療を支える人材の確保・育成

誰もが安心して暮らせるよう
地域社会を支える保健・医療人材を確保、育成します

<現状と課題>

我が国では、急速に少子・高齢化が進展し、医療・介護需要が増大するなど、社会全体を取り巻く環境は大きく変化しており、県における就業看護職員数(令和2年12月末現在)は、86,360人と、近年は増加傾向にあるものの、人口10万人当たりの就業看護職員数は、934.9人と47都道府県中最下位(全国平均1315.2人)となっています。

また、令和元年8月に本県から厚労省に報告した看護職員の需給推計結果によれば、本県の2025年(令和7年)時点での看護職員の需給推計は、需要数109,970人に対して、供給数85,084人、不足数24,886人、充足率77.4%となっており、この結果は、都道府県の中で最低の充足率となっています。看護職員の需給については、対策を行っているものの決め手がなく、臨床現場において慢性的な労働力不足が続いています。

一方、高齢化の進展に伴う介護保険施設や在宅療養のニーズの増大や、医療技術の高度化、専門化等など、医療を取り巻く環境が変化している中では、急速に拡大する医療・地域保健福祉ニーズに対応できる、医師や看護師、保健師、理学及び作業療法士等をはじめとする質の高い保健・医療・リハビリテーション人材の確保や、職員の離職防止は喫緊の課題です。

しかし、少子化が加速していることから看護学校等の養成機関への進学者も減少傾向であり、根本的な担い手不足に更に拍車がかかることが懸念されています。

安定的な保健・医療職員体制の確保のためには、キャリアレベルに応じた研修の継続的な開催等を通じて、今も現場で活躍している保健・医療職員の更なる質の向上を図るほか、修学資金の貸付等により保健・医療職を目指す学生を支援していくことが必要です。

- 【大柱】 Ⅰ.すべての人のいのちを大切にす取組み
 - ▶ 【中柱】 2.ともに生きる社会を支える人づくり
 - ▶ 【小柱】 (2)保健・医療を支える人材の確保・育成

計画策定にあたって寄せられた意見の一部

当事者

家族

支援者

<取組みの方向性>

2201 医療従事者の養成と人材確保 (医療課、障害福祉課)

医師及び歯科医師への障害者に対する医療や総合的なリハビリテーションに関する教育の充実を図り、障害に関する理解を深めるなど、資質の向上に努めるとともに、様々な場面や対象者に対応できる質の高い看護職員等を養成します。

2202 看護人材の養成と育成 (医療課)

様々な場面や対象者に対応できる質の高い看護師等の養成に努めるとともに、卒後の現任教育として、研修等を通じて在宅医療を担う看護人材を育成します。

2203 リハビリテーションに従事する人材の養成 (医療課)

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の障害者のリハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図ります。

2204 保健所、保健センター等の職員の育成 (健康増進課)

地域において健康相談等を行う保健所、保健センター等の職員の資質向上を図ります。

- 【大柱】 Ⅰ.すべての人のいのちを大切にす取組み
 - ▶ 【中柱】 2.ともに生きる社会を支える人づくり
 - ▶ 【小柱】 (2)保健・医療を支える人材の確保・育成

2205 発達障害の診療・支援ができる人材の養成 (障害福祉課)

発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達障害の診療・支援ができる医師の養成及び地域のかかりつけ医師の発達障害対応力の向上を図るとともに、県内各地域に発達障害者地域支援マネージャーを配置し、関係機関を支援します。

2206 医療的ケア児等を支援する看護師の育成 (障害サービス課)

障害福祉サービス事業所等における医療的ケアが必要な重度重複障害児・者への支援に当たる看護師に対して、質の高い看護を提供するための専門的な研修を実施するとともに、県内の看護学生や他分野に従事する看護師等へ、障害福祉の現場に従事する看護師に関する普及啓発を実施します。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	重症心身障害児者施設等の看護師を対象とした専門的研修の修了者数	21人 (2022年度)	20人 (毎年度)
	看護学生や看護師等を対象とした福祉現場における看護に関する普及啓発研修の修了者数	67人 (2022年度)	60人 (毎年度)

【県の地域生活支援事業の見込量】

	把握する状況	現状値	見込量
	かかりつけ医うつ病対応力向上研修の受講者数 (政令市含む県全体)	280人 (2022年度)	270人 (2029年度)

Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組

3. 安心して暮らせる地域づくり

地域で安心して暮らしていくためには、日々の生活の中で抱えている課題にきめ細かく対応し、適切に公的サービスなどに結び付けていく仕組みが、地域に用意されている必要があります。

県では、障害者がいつでも身近に相談ができる相談支援体制の充実に努めるとともに、地域の様々な機関や団体の連携のほか、障害当事者が自身の経験を伝えるピア活動等を通じて、相談者を「ひとりにさせない」伴奏型の支援体制の構築を推進します。

また、誰もが希望する環境で生活がおくれるよう、たとえ自ら意思表示が難しい状態であっても、可能な限り本人の意思決定を尊重し、多様な地域生活の場が選択できるよう、意思決定支援の充実と社会資源の整備に取り組めます。

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 相談支援体制の構築

誰もが身近な地域で、質の高い相談ができる体制を整備します

<現状と課題>

地域で安心して生活するためには、身近な場所で相談できる体制を整えることが必要ですが、令和5年7月時点で、相談支援専門員の配置についての充足度は、33市町村中24市町村で「不足している」と回答しており、相談支援専門員の養成・確保や相談支援事業所の設置促進が課題となっています。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」については、令和5年度には県内市町村のうち8割程度で設置されますが、さらなる設置と活動の推進が必要です。

あわせて、障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営み、安心して豊かに過ごすことができるよう、質の高い相談支援体制の整備等を促進することを目的として設置されている「障害者自立支援協議会」の活性化を図り、関係機関の連携を深め、地域の実情に応じた相談支援体制を構築する必要があります。

加えて、高い専門性が求められる支援については、当事者やその家族からの相談に適切に対応できる専門相談機関の確保が重要です。たとえば、高次脳機能障害や難病、発達障害や医療的ケア児及びその家族等は、医療、保健、福祉、教育、労働など関係する分野が多岐にわたるため、「どこに相談したらよいか分からない」といった声も多く寄せられています。

それぞれの状態に合った、専門性の高い相談に対応できる支援体制を整備し、活動を推進するとともに、ピアカウンセリングなど障害当事者による相談支援活動を促進することも大変重要です。

*** なお、障害に係る相談内容は様々であり、合理的配慮や障害者虐待、障害者差別のほか、発達障害等の児童相談、犯罪被害や消費者トラブル等についての相談に関する取組みは、他の小柱に記載しています。**

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



<取組みの方向性>

3101 身近な地域における相談支援体制 (障害福祉課)

相談支援事業所や、相談支援専門員を増やすことで、障害者が身近な地域で相談支援を受けることができる体制を整備します。

また、相談支援専門員が、様々な障害の種別や、個々の状態、年齢、性別等について理解を深め、障害当事者や家族等の意向を踏まえたサービス等利用計画案を作成することができるよう、研修等の人材育成の体制を充実させ、相談支援の質の向上を図ります。

3102 基幹相談支援センターの設置の促進及び活動の推進 (障害福祉課)

相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障害者の相談等を総合的に行うとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの必要性を周知すること等により設置を促進します。

3103 障害者自立支援協議会の設置の促進及び活動の推進 (障害福祉課)

障害者自立支援協議会の設置を促進し、その運営の活性化を図ることにより、当事者参画を促進するとともに、関係機関の連携を緊密化し、地域の実情に応じた相談支援体制を整備します。

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】3. 安心して暮らせる地域づくり

▶ 【小柱】(1) 相談支援体制の構築

3104 高次脳機能障害児者への支援体制の構築 (障害福祉課)

高次脳機能障害児者への支援に関する取組みについて普及・定着させるため、高次脳機能障害支援拠点機関に支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発、支援手法等に関する研修等を行い、相談支援体制の確立を図ります。

3105 難病患者への支援体制の構築 【再掲：4312】 (がん・疾病対策課)

難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、かながわ難病相談支援センターを中心とした、様々な関係者間で連携し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進を図ります。

3106 盲ろう者の社会参加の促進 (障害福祉課)

盲ろう者やその家族等からの相談を受け付ける体制を整備するとともに、コミュニケーション支援及び移動時等の介助を行う通訳・介助員を養成し、必要に応じて派遣することにより、盲ろう者の社会参加を促進します。

3107 ピアサポート等の拡充 【再掲：2104】 (障害福祉課)

障害者・家族同士が行う援助としてのピア(当事者)サポーターの育成を行うとともに、そのさらなる周知に努めます。

また、ピアカウンセリング、ピアサポート等の有効かつ重要な手段である当事者等による相談活動のさらなる周知及び拡充を図ります。

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】3. 安心して暮らせる地域づくり

▶ 【小柱】(1) 相談支援体制の構築

< 数値目標 >

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	相談支援事業所における相談支援専門員の 実人数	1,584 人 (2022 年度)	2,380 人 (2029 年度)
	相談支援事業の累計利用者数(障害者)	64,640 人 (2022 年度)	86,918 人 (2029 年度)
	相談支援事業の累計利用者数(障害児)	37,753 人 (2022 年度)	81,082 人 (2029 年度)
	相談支援専門員による障害サービス等利用計画 等作成率(障害者)	62.3% (2022 年度)	73.2% (2029 年度)
	相談支援専門員による障害サービス等利用計画 等作成率(障害児)	34.6% (2022 年度)	36% (2029 年度)
	相談支援専門員への意思決定支援ガイドライン 等を活用した研修の累計受講者数 ※毎年度 50 人を見込む	160 名 (2020~ 2022 年度)	510 名 (2020~ 2029 年度)
	相談支援事業所総数	654 事業所 (2022 年度)	829 事業所 (2029 年度)

【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標(障害福祉計画)】

	把握する状況	現状値	目標値
	基幹相談支援センターを設置する市町村数	24 市町村 (2022 年度)	〇〇〇市町村 (2026 年度)

【厚生労働省の基本指針に基づく活動指標(障害福祉計画)】

	把握する状況	現状値	見込量
	協議会における相談支援事業所の参画による 事例検討実施回数、参加事業者・機関数	〇回、〇〇人 (2022 年度)	〇回、〇〇人 (2026 年度)

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】3. 安心して暮らせる地域づくり

▶ 【小柱】(1) 相談支援体制の構築

【障害福祉サービスの見込量（障害福祉計画）】（1か月当たりの見込量）

	指定障害福祉サービス名	2022年度 (実績値)	2024年度	2025年度	2026年度
	指定計画相談支援 (サービス利用支援、継続サービス利用支援)	12,574人			
	指定地域相談支援 (地域移行支援)	99人			
	指定地域相談支援 (地域定着支援)	83人			

【県の地域生活支援事業の見込量（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値	見込量
	相談支援従事者研修(初任者研修、現任研修、主任研修)の累計修了者数 ※毎年度840人を見込む	10,631人 (2006~ 2022年度)	16,511人 (2006~ 2029年度)
	相談支援従事者等の質の向上や、専門性の強化のための研修(専門コース別研修)の受講者数	401人 (2022年度)	400人 (毎年度)
	神奈川県障害者自立支援協議会の開催回数	2回 (2022年度)	2回 (毎年度)

	把握する状況	現状値	見込量
	圏域自立支援協議会の開催回数	10回 (2022年度)	10回 (毎年度)
	高次脳機能障害支援普及事業における相談者数(延相談者数)	1,762人 (2022年度)	3,800人 (2029年度)
	高次脳機能障害セミナー参加人数	142人 (2022年度)	360人 (2029年度)

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) 地域生活移行支援等の充実

地域生活を希望する障害当事者が、
自身の判断のもと、安心して地域で暮らせる社会を目指します

<現状と課題>

障害者支援施設に入所している障害者の人口に占める割合は、都道府県によって差があり、大都市があるという地域事情に加え、早い時期から入所者の地域生活への移行を進めてきた背景がある我が県は全国で最少となっています。障害者の自立支援の観点から、地域生活を希望する障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、必要な障害福祉サービスが提供される体制の更なる整備が必要です。

県では、これまで施設入所者の地域生活への移行を進めるため、自立訓練や地域移行支援等の障害福祉サービスを活用し、グループホームや一般住宅等への移行を推進し、障害福祉サービス等の基盤整備等に取り組むとともに、地域生活移行後の主な生活の場となるグループホームにおいて、「障害者グループホーム等サポートセンター」の設置や、グループホームの開設を検討している法人等への助言、市町村を通じたグループホームの整備・運営に係る費用や重度障害者を受け入れた場合の人件費の補助など、設置・利用の促進に取り組んできました。

更に、強度行動障害のある方や医療的ケアを要する方等に対応できる職員が不足していることから、こうした重度障害者の地域生活への移行を支える人材の育成にも取り組んできました。

一方、本県では施設入所者の重度化が進み、地域移行が比較的しやすい中軽度の方の割合が低くなっている現状から、中軽度に比べ重度障害者の地域移行が進んでいない状況があります。重度障害者の地域生活移行を促進する取組みが必要であり、重度障害者の受け入れが可能なグループホームを増やすことにあわせ、強度行動障害等、専門的な支援が必要となる方を地域で受け入れることができるよう、専門的知識や技術を有する人材育成など、更なる体制の整備が必要です。

また、施設入所者の中には、生活の場が限られてしまい、地域生活を上手くイメージが出来なかったり、地域生活と距離が出来てしまうことで不安が生まれ、入所期間が長期化

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実施する取組み

▶ 【中柱】3. 安心して暮らせる地域づくり

▶ 【小柱】(2) 地域生活移行支援等の充実

していることも少なくありません。入所中に地域における様々な体験の機会を積極的に増やし、当事者同士(ピア)によるサポート体制など、幅広く支援をしていく必要があります。

あわせて、精神科病院に入院している精神障害者の地域移行についても、取組みをさらに促進していく必要があります。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成21年度に43,384人であったのに対し、令和3年度には100,210人と、12年で2倍以上に増加しています。県内の精神科病院における1年以上の長期入院患者数についても、令和4年度には6,593人となっており、依然として地域移行への積極的な取組みが必要な状況です。

精神科病院入院中の精神障害者の地域移行を促進していくため、県では精神障害の当事者であるピアサポーターの養成や、ピアサポーターによる精神科病院訪問等を通して、入院患者の地域生活移行に向けた働きかけ等を実施していますが、入院をしている精神障害者は、地域生活を送る上で、退院後の医療継続や社会参加など様々な課題やニーズを抱えていることが多く、再入院を繰り返すこともあるため、地域生活移行の取組みについてだけでなく、在宅の精神障害者を地域で支える取組も含め、行政と精神科医療機関、障害福祉サービス事業者等が、精神障害者が退院後に地域で安定した生活を継続するという視点をもって、連携して取り組む必要があります。

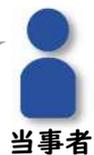
計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

。

。



当事者



家族

。

。



支援者

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実施する取組み

▶ 【中柱】3. 安心して暮らせる地域づくり

▶ 【小柱】(2) 地域生活移行支援等の充実

＜取組みの方向性＞

3201 地域生活移行支援の充実 (障害サービス課)

障害者本人が、自らどこで誰と生活するか決定し、地域生活を希望する方が地域で暮らす環境を整備することは大切です。

県は、重度の障害者であっても、本人の意思を可能な限り反映した生活の場を選択できるよう、必要な方への意思決定支援を行い、入所者が地域生活を体験できる機会を増やし、複数の選択肢を用意し、地域生活への移行を支援します。

3202 グループホームの整備 【再掲：4107、5112】 (障害サービス課)

障害者の地域における居住の場の一つであるグループホームについて、県では運営費補助等の支援を通じ、市町村と協力して、設置・利用の促進とサービスの充実を継続して図ると共に、多様なニーズを持つ障害者の地域生活移行を支援し、特に、課題である重度の障害者の受入れ・対応が可能なグループホームの整備支援に取り組みます。

また、地域生活への移行や住み慣れた地域での生活の継続に対する障害当事者やご家族等の不安を解消するため、体験的な利用の促進等により住まいの場の選択肢の拡大に努めます。

3203 グループホームへの助言・指導のしくみづくり (障害福祉課、障害サービス課)

強度行動障害などの手厚い支援が必要な障害者を受け入れて支援しているグループホームに対して指導・助言を行うしくみづくりに取り組みます。

3204 地域生活を支えるサービス等の充実 (障害福祉課)

地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の提供体制の充実を図るとともに、居宅介護など訪問系サービスの充実や、精神障害者の特性を理解したホームヘルパーの養成及び質の向上を図ります。

3205 精神障害者を支援する専門人材の育成 【再掲：2115】 (障害福祉課)

精神障害者の地域生活移行の取組みを担う地域生活支援関係者(精神科医療機関、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所、自治体の職員等)に向け、研修等を通じた人材育成や連携体制の構築を図ります。

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実施する取組み

▶ 【中柱】3. 安心して暮らせる地域づくり

▶ 【小柱】(2) 地域生活移行支援等の充実

3206 精神障害者を支援するピア活動の推進と普及啓発 【再掲：7303】（障害福祉課）

長期入院をしている精神障害者の地域生活移行を促進するため、ピア（当事者）サポーターによる病院訪問等を通じた長期入院患者への退院意欲喚起を行います。

また、精神科医療機関病院職員をはじめとする地域生活支援関係者や地域住民等に向けて、地域生活移行や障害理解の普及啓発を充実させます。

3207 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（地域移行後の生活）

【再掲：4202、4318、5114】（障害福祉課）

精神科病院等からの退院後に安心して地域生活を送れるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労などの社会参加、地域の助け合い、普及啓発、教育等が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進します。

3208 措置入院者の退院後支援

（がん・疾病対策課）

精神障害により自分を傷つけたり、他人に害をおよぼすおそれ（自傷他害）がある場合に、都道府県知事の権限により入院措置を行う「措置入院」等の退院後に、地域において自分らしい生活を送ることができるよう、入院中から入院者の希望を踏まえた退院後支援計画を策定し、退院後に安定した生活を送れるよう計画に基づいた支援を行います。

< 数値目標 >

【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標（障害福祉計画）】

	把握する状況	目標値
	令和4年度末時点の施設入所者（〇〇人）のうち地域生活に移行する人の数	〇〇〇人が地域生活に移行（令和4年度末時点の施設入所者の〇％）
	令和4年度末時点の施設入所者（〇〇人）に対する減少数	〇〇〇人減（〇〇〇人）（令和4年度末時点の施設入所者の〇％）

【県の地域生活支援事業の見込量（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値	見込量
	地域移行・地域生活支援事業の実施によるピアサポーター実活動者数	52人 (2022年度)	50人 (毎年度)

4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

障害児・者の地域生活を支えていくためには、障害者の高齢化や障害の重度化、医療的ケア児・者への支援の必要性を踏まえ、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加などが包括的に確保されることに加え、ライフステージに応じた切れ目のない地域の仕組みづくりが必要です。

県では、年齢や体の状態に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、在宅サービスの充実や、重度障害者も受入れが可能なグループホーム等の整備を図るとともに、医療的ケアを必要とする児童など、障害のある子どもに対する支援体制の充実や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの更なる構築に向けた、福祉、医療、教育等の各分野の連携促進に努めます。

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上

障害福祉サービスが充実し、
誰もが質の高い支援が受けられる社会を目指します

<現状と課題>

障害児者が障害の程度や種別にかかわらず、地域でその人らしく暮らしていくためには、地域生活を支える質の高い障害福祉サービスが十分に整備されていることが不可欠です。

障害者総合支援法及び児童福祉法では、障害者の選択の幅を広げるため、多様なサービス提供の主体が参入することが期待されていますが、単にサービスの供給量が増えるだけでなく、質の高いサービスを利用者ニーズに応じて組み合わせ提供できることが重要です。

国の基本指針では、都道府県及び市町村の職員は障害福祉サービスの利用状況把握し、障害者が必要とするサービスが提供できているかの検証を行うことが望ましいとされていることから、県では神奈川県障害者施策審議会において障害福祉サービスの提供等の検証をするとともに、福祉サービスが措置から利用者の選択による利用制度への移行されたことに伴い、利用者が自分に合った質の高いサービスを自ら選択・利用することができ、さらには事業者自身もサービスの質の自主的な向上が図られるよう、福祉サービスの質の向上及び利用者のサービス選択を支援するとともに、障害福祉サービス等の情報公表制度を適切に運用しています。

また、サービスの質を高める上では、サービスを提供する従事者へのスキルアップに向けた研修等に加えて、職員の待遇を改善していくことが必要です。福祉に係る職種は他の職種に比べると、給与水準等がまだまだ低い現状があり、課題とされています。

このほか、介護サービスや障害サービスなど他分野との間での切れ目のない連携や、事業所同士の連携、県と市町村間におけるサービス情報の共有などもあわせて、推進する必要があります。

今後、地域社会への移行促進が加速するなか、例えば医療的ケアや強度行動障害のような専門的なサービスが必要となる方を如何に地域で速やかに受け入れることができ

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】 (1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上

るかといった観点も必要であり、ますます専門的かつ質の高いサービスが提供できる体制づくりが急務となっています。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

。

働く人や職員の人材育成とあわせて、心のケアを同時に進めてほしい。



家族



支援者

。

<取組みの方向性>

4101 在宅サービス等の充実 (障害福祉課、障害サービス課)

障害者の意思に基づき、家族の高齢化や親が亡くなった後も地域で生活ができるよう、個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護や、新たなサービスである自立生活援助等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

4102 医療型短期入所等の整備 (障害福祉課)

常時介護を必要とする障害者が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等に応じて一時的に利用することができる医療型短期入所などの整備を進めます。

4103 自立訓練サービスの充実 (障害サービス課)

障害者の身体機能又は生活能力の向上を目的として、利用者の障害特性に応じた専門職員による自立訓練(機能訓練、生活訓練)を、身近な地域の事業所において受けられるよう、障害福祉サービス事業所の量的・質的充実を図ります。

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上

4104 日常生活支援の充実 (障害福祉課)

市町村が実施する外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実を図り、障害者の豊かな地域生活を支援します。

また、音声機能を喪失した者やオストメイトへの必要な訓練等を行うほか、地域における社会参加促進施策を実施し、障害者等の社会参加を促進します。

4105 身体障害者補助犬の給付等 (障害福祉課)

身体障害者の自立及び社会参加を促進するため、盲導犬、介助犬及び聴導犬などの「身体障害者補助犬」の給付を行います。

また、身体障害者補助犬法に基づき身体障害者補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図ります。

4106 補装具の購入等に係る市町村への補助等 (障害福祉課)

補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部や、日常生活用具の給付・貸与に関して市町村へ補助を行うとともに、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他必要に応じて援助します。

4107 グループホームの整備促進等【再掲：3202、5112】 (障害サービス課)

障害者の地域における居住の場の一つであるグループホームについて、県では運営費補助等の支援を通じ、市町村と協力して、設置・利用の促進とサービスの充実を継続して図ると共に、多様なニーズを持つ障害者の地域生活移行を支援し、特に、課題である重度の障害者の受入れ・対応が可能なグループホームの整備支援に取り組みます。

また、地域生活への移行や住み慣れた地域での生活の継続に対する障害当事者やご家族等の不安を解消するため、体験的な利用の促進等により住まいの場の選択肢の拡大に努めます。

4108 介護サービスと障害サービスの連携 (高齢福祉課、障害サービス課)

同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供する「共生型サービス」の普及を図り、高齢者・障害児者とも利用できる事業所の選択肢を増やし、地域共生社会を推進します。

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上

4109 事業者への指導・監査 (障害サービス課)

当事者目線の障害福祉の実現に向けて、サービス利用者の権利擁護とサービスを行う事業者等の健全な育成を図るため、事業者等に対して、指定基準等に準じた事業運営を行うよう必要な指導や監査を実施します。

4110 障害福祉サービス等情報公表の促進 (地域福祉課、障害サービス課)

障害福祉サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の受審及び評価結果の公表の促進等に努めます。また、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。

4111 処遇改善への取組み 【再掲:2118】 (障害サービス課)

障害福祉の現場で働く職員の賃金水準は他業種に比べると、まだ十分とは言えないことから、障害福祉サービス報酬に上乘せする「処遇改善加算」を事業所が取得できるよう、加算取得を支援するセミナーや個別相談等を実施し、職員の待遇改善を確実に進めるとともに、共生社会を支える人材の確保を促進します。

4112 事業所間の連携と支援者の資質向上の促進 (障害福祉課)

障害団体が実施する事業所向け研修等に係る経費を補助し、各事業所間の連携と支援者の資質向上を図ります。

4113 生活支援コーディネーターの活躍促進 (高齢福祉課)

生活支援コーディネーターが、高齢者の支援だけでなく、障害福祉と連携し、地域の課題に寄り添った支え合い活動を推進できるよう、研修等による資質向上を図ります。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	障害福祉サービス報酬の「処遇改善加算」の届出をする事業所・施設の割合	82.6% (2022年度)	95% (2029年度)

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上

【厚生労働省の基本指針に基づく活動指標（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値	見込量
	県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果を関係自治体と共有する回数	11回 (2022年度)	〇回 (2026年度)

【障害福祉サービスの見込量（障害福祉計画）】（1か月当たりの見込量）

	指定障害福祉サービス名	2022年度 (実績値)	2024年度	2025年度	2026年度
	訪問系サービス				
	居宅介護	262,950 時間 14,465 人			
	重度訪問介護	183,785 時間 1,105 人			
	同行援護	38,501 時間 1,896 人			
	行動援護	27,229 時間 1,437 人			
	重度障害者等包括支援	—			
	日中活動系サービス				
	生活介護	371,692 人日 20,438 人			
	自立訓練	18,514 人日 1,157 人			
	就労移行支援	59,694 人日 3,417 人			
	就労継続支援A型	36,040 人日 1,889 人			
	就労継続支援B型	236,627 人日 14,609 人			
	就労定着支援	1,824 人			

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上

	指定障害福祉 サービス名	2022年度 (実績値)	2024年度	2025年度	2026年度
	就労選択支援	—			
	療養介護	851人			
	短期入所(福祉型)	17,282人日 3,023人			
	短期入所(医療型)	2,255人日 519人			
	居住系サービス				
	自立生活援助	97人			
	共同生活援助	12,140人			
	共同生活援助(強度 行動障害者)	—			
	共同生活援助(高次 脳機能障害者)	—			
	共同生活援助(医療 的ケア見者)	—			
	施設入所支援	4,644人			
	【再掲】指定計画相談支援				
	指定計画相談支援 (サービス利用支 援、継続サービス 利用支援)	12,574人			
	指定地域相談支援 (地域移行支援)	99人			
	指定地域相談支援 (地域定着支援)	83人			

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】 (1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上

【県の地域生活支援事業の見込量（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値	見込量
	オストメイト社会適応訓練事業の実施か所数	17 か所 (2022 年度)	8か所 (毎年度)
	音声機能障害者発生訓練講習会の実施回数	187 回 (2022 年度)	84 回 (毎年度)
	基幹相談支援センター連絡会の開催回数	2回 (2022 年度)	2回 (毎年度)
	障害者社会参加推進センターにおける講習会の実施回数	11 回 (2022 年度)	6回 (毎年度)
	身体障害者補助犬の給付者数	3人 (2022 年度)	5人 (毎年度)

【大柱】 Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

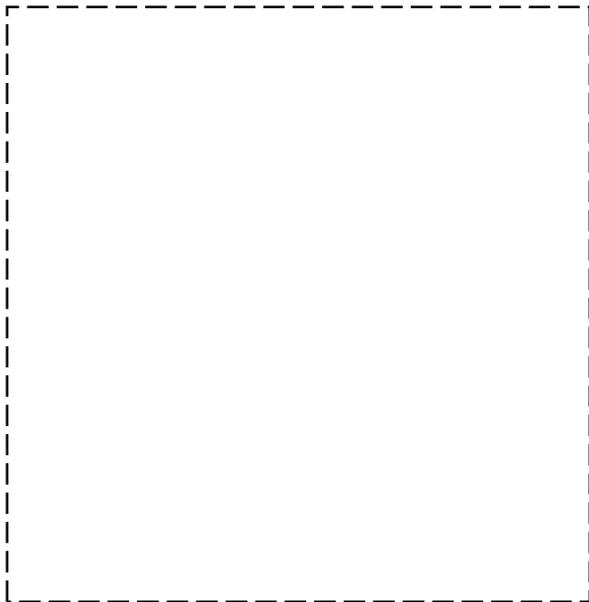
▶ 【中柱】 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】 (1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上

コラム

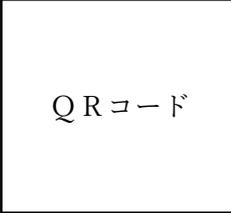


〇〇
〇〇
〇〇
〇〇
〇〇
〇〇
〇〇
〇〇
〇〇
〇〇
〇〇
〇〇
〇〇



〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(〇〇〇のウェブサイト)



該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) 地域における支援体制の整備

地域の課題を地域で解決できる体制を整備します

<現状と課題>

障害者が地域で安心して生き生きと暮らすためには、障害に起因する生活課題の解決だけではなく、様々な課題を包括して解決に取り組む観点が重要であり、そのためには、地域において中核的な役割を担う仕組みがしっかりと機能する必要があります。

この仕組みの一つに「自立支援協議会」があります。この協議会は、自治体や相談支援事業所の職員、入所施設の職員、障害当事者の方等、様々な方が委員として参画し、誰でも暮らしやすい地域の実現を目的としており、県内では市町村、障害保健福祉圏域、県の3層構造の体制で設置し、地域課題を県内で共有できる仕組みを形成しています。

一方で、本来、この協議会は地域が抱える課題を吸い上げ、改善に向けた活発な協議が行われる場として期待されているものですが、形骸化しているものも多く、十分な成果が上げられていない現状から今後の課題とされています。

昨今は精神障害者を地域で支援する取組みも注目されており、県では医療や障害福祉・介護、住まい、就労などの社会参加や地域の助け合い、普及啓発や教育などが包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進し、さらに精神障害を有する方の日常生活圏域である市町村において、地域生活に関する相談支援が行われる必要があるという観点から、保健・医療・福祉関係者等による「協議の場」を各市町村に設置する取組を進めてきましたが、すべての市町村への設置には至っておらず、今後の課題となっています。

また、障害を有する者が犯罪をおこなった際に、退所後や釈放後に円滑に福祉サービスにつなげるなど、再犯に至るリスクを軽減し、地域において自立した生活ができるよう市町村や関係機関等と連携した支援が必要です。

さらには、障害者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ、体験の機会や場、専門的人材の確保と養成、地域の体制づくりといった、居宅支援のための主に5つの機能を持つ「地域生活支援拠点」の十分な整備が必要とされており、これは

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(2) 地域における支援体制の整備

既に県内すべての市町村に設置が完了していますが、地域による格差もあることから、今後はこの5つの機能を充実させる取組みが必要です。

このように地域において、十分な支援体制を整備するには、県行政だけでなく、これまで地域を支えてきた様々な社会資源を、改めて整理し、または新たに発掘し、障害者と地域を繋げるための仕組みとして、再構築する必要があることから、県では引き続き、この地域づくりの取組みを推進します。

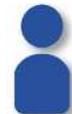
計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

。

。



当事者



家族

。

。



家族



支援者

。

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(2) 地域における支援体制の整備

<取組みの方向性>

4201 地域生活支援拠点等の整備 (障害サービス課)

地域で生活する障害者の支援を進めるために、各市町村の地域生活支援拠点等の整備状況を把握するとともに、整備が進んでいる市町村の情報など、整備に有効な情報提供を行います。また、単独で地域生活支援拠点等の整備が困難な市町村に対しては、市町村間での必要な調整の支援を行うための協議の場の設置等を支援します。

4202 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（協議の場の設置）

【再掲：3207、4318、5114】 (障害福祉課)

精神障害を有する方の日常生活圏域である市町村において、地域生活に関する相談支援が行われる必要があることから、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を県内全市町村に設置するとともに、個別支援における協働等を通じて、医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター等との重層的な連携による支援体制の構築を推進します。

また、保健福祉事務所及び同センターは、市町村との協働により精神障害を有する方等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

4203 障害者支援施設における地域生活支援機能の充実強化 (障害サービス課)

障害者支援施設においては、医療的ケアや強度行動障害など、専門性の高い入所支援機能に加え、短期入所や相談支援など、専門的支援力を活かして地域生活を支える拠点機能を充実・強化します。

とりわけ、県立施設は、地域生活が困難となった障害者を一時的に受け入れ、再び地域に帰れるようにする「通過型施設」としての役割を担っていきます。

4204 中核的な役割を担う拠点の整備 (障害サービス課)

県立障害者支援施設は、地域生活支援型施設として、地域住民や民間事業所等と連携しながら、障害者の生活の幅を広げ、率先して地域生活移行を進めるとともに、福祉科学研究・人材育成を通じて、当事者目線の支援の普及に取り組みます。

4205 障害者自立支援協議会の設置の促進及び活動の推進 (障害福祉課)

障害者自立支援協議会の設置を促進し、その運営の活性化を図ることにより、当事者参画を促進するとともに、関係機関の連携を緊密化し、地域の実情に応じた相談支援体制を整備します。

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(2) 地域における支援体制の整備

4206 地域間の障害福祉サービスにおける格差の均衡 (障害サービス課)

障害福祉サービス等の事業者指定にあたっては、市町村意見の聴取等の仕組みを導入し、地域のニーズ等に応じたサービス事業所の指定を促進します。

4207 意思決定支援の推進【再掲：1301】 (共生推進本部室、障害福祉課、障害サービス課)

当事者目線の障害福祉を推進し、障害者一人ひとりの選択に基づく生活を実現していくため、厚生労働省が示した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」や県が作成した「神奈川県版意思決定支援ガイドライン」の普及を図るとともに、これらを活用した研修プログラム、事例共有等を通して、障害福祉サービス従事者等の意思決定支援を実践するために必要な基礎的な知識や技術の向上のための取組みを進めていきます。

4208 意思決定支援の普及・啓発【再掲：1302】 (共生推進本部室)

家族や施設職員など障害者を支える方々のさらなる理解を深めるため、当事者目線による意思決定支援の意義や内容について説明する機会を設けるなど、積極的な啓発活動を行います。

4209 矯正施設退所予定者等の社会復帰支援 (地域福祉課)

障害などにより福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設の退所予定者や被疑者・被告人等に対し、退所後や釈放後に、円滑に福祉サービスを受けられるよう、「地域生活定着支援センター」を拠点に、地域生活への移行や自立促進を図るための支援を保護観察所と協働で行うとともに、市町村や関係機関等とのネットワークを構築し、支援体制を強化します。

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(2) 地域における支援体制の整備

<数値目標>

【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値	目標値
	地域生活支援拠点等のコーディネーター、担当者の配置等の各種体制の構築した市町村数	○市町村 (2022年度)	○市町村 (2026年度)
	地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の回数	○回 (2022年度)	○回 (2026年度)
	強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し支援体制の整備をしている市町村数	○市町村 (2022年度)	○市町村 (2026年度)

【厚生労働省の基本指針に基づく活動指標（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値	見込量
	各市町村における地域生活支援拠点等の整備状況	○市町村 (2022年度)	○市町村 (2026年度)
	地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数	○人 (2022年度)	○人 (2026年度)

【指定障害者支援施設の必要入所定員総数（障害福祉計画）】

	把握する状況	2024年度	2025年度	2026年度
	指定障害者支援施設の必要定員総数	○人	○人	○人
	<p>【設定の考え方】</p> <p>施設入所支援のサービス見込量については、施設の所在地が県内か県外かを問わず、県内の市町村が支給決定を行う者の数を推計していますが、ここでは、指定権者が障害者総合支援法第38条第1項の規定に基づいて指定する県内の施設の入所定員総数を示しています。また、18歳以上の福祉型障害児入所施設入所者（継続入所者）は、除いて設定しています。</p>			

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】 (2) 地域における支援体制の整備

【指定障害児支援施設等の必要入所定員総数（障害福祉計画）】

	把握する状況	2024年度	2025年度	2026年度
	指定障害児入所施設等の必要定員総数	○人	○人	○人
	上記のうち福祉型	○人	○人	○人
	上記のうち医療型及び指定発達支援医療機関	○人	○人	○人
	<p>【設定の考え方】</p> <p>指定権者が児童福祉法第24条の2第1項の規定に基づいて指定する県内の指定障害児入所施設及び厚生労働大臣が指定する指定発達支援医療機関の入所定員総数を示しています。</p> <p>また、指定医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の定員総数には、一体的に運営される指定療養介護事業所の定員数を含めています。</p>			

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(3) 保健・医療施策の推進

障害当事者が身近な地域で適切に
保健・医療を受けることができる社会を目指します

<現状と課題>

障害の程度や状態にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らすには、たとえ病気や怪我を負ったとしても、誰もが身近に医療を受けることができる体制が整っていることがとても重要です。県では、障害者が身近な地域で適切に医療を受けることが出来るよう、保健や医療、福祉などが相互に連携し、施策を推進しています。

ここでは、主な①健康の増進、②母子保健、③精神障害、④精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、⑤難病、⑥感染症対策、⑦口腔のケアの7つについて、現状と課題を整理しています。

①健康の増進

障害者を含め、県民の健康増進を図るための計画である「かながわ健康プラン21」では、「平均寿命の延伸の増加分を上回る健康寿命の延伸をはかる」と「県内の各地域の健康格差の縮小をはかる」という2つの目標について目標を立てていましたが、いずれも目標に達することが出来ていない現状があります。それぞれの背景要因を踏まえ、更に効果的な取組みを検討する必要があります。

また、生活習慣に関する指標や、生活習慣病に関連する指標に改善が認められない項目が多く、将来、各疾病の指標が悪化することが懸念されており、取組みを改善させていく必要があります。個々人の背景に応じた取組みや、自然に健康になれる環境づくり等も強化し、県民の生活習慣改善を促していきます。

②母子保健

乳幼児期は身体発育、精神発達の面で大きく変化する時期であり、言語発達、運動機能、視聴覚等の障害、疾病を早期に発見し、早期療養、早期療育を図る必要があります。

生後間もなく実施する先天性代謝異常等検査及び新生児聴覚検査、3歳児健康診査

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(3) 保健・医療施策の推進

の際に実施する屈折検査機器を用いた視覚検査により、障害の早期発見し、早期治療、早期療育へと結びつけることがねらいです。

先天性代謝異常等検査は、検査費用を全額公費負担で実施しており、県内で生まれたほとんどの新生児が検査を受検していますが、新生児聴覚検査は、市町村の公費負担が、全市町村で実施されておらず、また、公費負担を受けられても受診者の自己負担が生じており、受検率が全国平均を下回っているといった課題があります。

また、視覚検査は、家庭での一次検査で弱視の疑いがあった児のみに対して、二次検査を実施している市町村が多く、弱視の見逃しが発生している可能性があり、全ての幼児への屈折検査機器を用いた検査の実施を推進していく必要があります。

その他、医学の進歩により医療的ケア児や小児慢性特定疾病児等の長期療養児が増加しており、長期療養児やその家族は心身の負担が大きいため、関係機関と連携した継続的な支援が重要です。

③精神障害

精神疾患は、近年その患者数が急増しており、令和2年患者調査によると、全国の総患者数は623万9千人で、平成29年の前回調査時の426万1千人から大きく増加しています。本県の総患者数は、令和2年患者調査によると45万9千人で、平成29年の36万5千人から増加しています。県内の患者数の増加傾向を踏まえ、保健、医療、福祉、雇用、教育など多方面から、こころの健康の維持増進や、精神保健福祉の相談体制を強化し、必要に応じて医療や関係機関、地域等へつながるように連携していく必要があります。地域でサポートするためには、精神疾患やメンタルヘルス等の知識について、普及啓発を実施し、精神疾患の予防、重症化予防、再発予防を図ることが重要です。

また、相談体制の整備に当たっては、県民にとって身近な市町村で精神保健福祉相談を受けられ、複雑困難な事例には県が実施している専門相談や訪問支援も活用するなどの、重層的な支援体制を構築する必要があります。

精神疾患の中には、専門的な治療を要する疾患があり、治療を必要とする精神障害者が、どの医療機関に受診すればよいのか明確にし、治療を担える医療機関による精神疾患の普及啓発や、他の医療機関との連携体制の構築を進めていく必要があります。

さらに、県内の精神病床における入院期間1年以上の患者数は、令和4年6月末時点で6,593人となり、前年同時期から115名減少していますが、このうち65歳以上の割合は増加しており、半数超の3,710人が65歳以上となっていることから、入院患者の地域移行を一層推進するとともに、入院している患者の人権に配慮した治療が行われるような医療体制を確保する必要があります。

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(3) 保健・医療施策の推進

④精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

本県では、精神障害の程度や状態にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労などの社会参加、地域の助け合い、普及啓発や教育などが包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進してきました。このシステムは、精神障害者や精神保健（メンタルヘルス）上の課題を抱えた者等や 地域住民の地域生活を支えるものです。

また、入院患者の中には、症状が落ち着いても、地域で暮らすための受け皿となる社会資源の不足や、地域生活に必要な条件が整わないことなどから退院することが難しい人がおり、県では、こうした方が地域生活に移行できるように、精神障害に対応した障害福祉サービス等の従事者の養成や、障害福祉サービス等の実施主体である市町村と連携し、精神障害者を対象としたグループホームの充実等に取り組んできました。入院中の精神障害者の地域生活への移行をさらに進めるためには、市町村を含めた、保健・医療・福祉の連携支援体制の強化を図り、よりきめ細かい支援の提供に向けて、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を促進していく必要があります。

さらには入院期間1年以上の患者のうち、65歳以上の割合が増加していることから、地域移行や地域生活を考える上では、障害分野と介護分野の連携が重要です。

あわせて、精神障害者が、ライフステージに応じて自ら生活の場を選択し、地域でその人らしく暮らせる社会の実現には、精神症状が悪化した際の急性期医療を含む精神科医療の提供体制の整備等とともに、地域生活を支援するためのしくみが必要です。

⑤難病

原因が不明で、治療方法が確立していない、いわゆる「難病」のうち、原因究明や治療方法の解明等を目的として、厚生労働省が定めた338疾患を対象に、医療費の給付を行っており、県内の受給者は令和5年3月末現在、6万人を超えています。

難病は、長期の療養を必要としますが、疾病の適切な管理を継続すれば日常生活や学業・職業生活が可能なものもあります。

県では、医療費の給付のほか、在宅の難病患者の受入れ病床を確保し、在宅で療養する患者を介護する家族の負担軽減を図るレスパイト事業や、在宅難病患者及び家族の支援体制の構築と患者の生活の質の向上を図るため、地域における訪問相談事業や医療相談事業等を実施しています。また、患者を多方面から支援するため、各地域に「難病対策地域協議会」を設置することにより、医療、福祉、教育、労働等の各機関との情報共有や、連携を図っています。

【大柱】Ⅱ.誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶【中柱】4.地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶【小柱】(3)保健・医療施策の推進

難病の多様性、希少性のため、患者はもとより医療従事者であっても、どの医療機関を受診すれば早期に正しい判断をつけられるかがわかりづらく、患者の状況や、必要とする支援も多様であるため、関係各機関との連携強化、相談支援体制の充実が必要です。

⑥感染症対策

障害福祉サービス事業所等を利用する障害者等が、感染症の蔓延や非常災害時においても継続してサービスを受けられるよう、事業所ごとに業務継続計画の策定が義務付けられています。

県では、障害福祉サービス事業所等が業務継続計画を策定するための支援として、ホームページ等で情報提供を行うなど、事業所等が適切なサービス提供を行うための取組みを実施しています。

一方で、事業所等が作成した業務継続計画の内容を施設従事者等が理解するための研修や訓練の実施についても義務付けられており、事業所等は計画の習熟や内容の更新等を継続して取り組み、計画の実効性を高める必要があります。

⑦口腔ケア

「口から食べる」ことは、その人の生活の質を高めます。

県では、障害児者の健康維持・増進の取組みのひとつとして、市町村と連携して、「障害児等の食べ方の発達支援」や「口腔機能の発育を促す支援」を行うとともに、歯科医療従事者や関係者対象の相談事業等を行い、摂食機能の発達支援体制の推進を図ることで、口腔管理を支援する体制を整備し、口腔ケアに関わる職種の人材育成や、地域における連携体制の構築を進め、口腔管理支援体制の充実に取り組んでいます。

また、障害者や要介護者の口腔機能の維持・向上のためには、定期的な歯科検診を受けられるような歯科診療の体制整備や要介護者のオーラルフレイル対策が重要です。

なお、障害児者への歯科診療の体制整備には、診療に従事する人材の育成や高度な診療を行う地域の中核的な歯科診療所（二次診療機関）の確保が必要であり、県では県歯科医師会と連携し、歯科医師を対象とした障害の理解を深め、より高度で専門性の高い歯科医師の養成を目的とした研修を実施しています。

あわせて、圏域単位での二次診療機関の運営支援を行っています。

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(3) 保健・医療施策の推進

計画策定にあたって寄せられた意見の一部

当事者

家族

支援者

当事者

当事者

当事者

<取組みの方向性>

4301 障害・疾病の早期発見と早期療育 (医療課、健康増進課)

周産期医療・小児医療体制を充実させるとともに乳幼児に対する健康診査、保健指導を適切に実施し、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。また、障害の早期発見と早期療育を図るとともに、療育に知見と 経験を有する医療専門職を育成します。

4302 未病の改善 (いのち・未来戦略本部室、健康増進課)

生活習慣病とその合併症の発症や重症化を抑えるため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善並びに、社会環境の質の向上等に取り組むことにより、県民の健康の増進と、未病の改善を図ります。

また、未病指標及び未病ブランド等の地域展開により、未病の見える化を進めるととも

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(3) 保健・医療施策の推進

に、地域の健康課題の解決に寄与する産学公連携プロジェクトを推進します。

さらに、最先端技術・サービス等の介入による未病改善を進めます。

4303 在宅医療の充実 (医療課)

専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の充実と関係機関の連携を促進します。

4304 リハビリテーション医療の充実 (県立病院課、医療課)

神奈川県リハビリテーションセンターは、県内のリハビリテーション医療の拠点施設として、医療と福祉との連携のもと早期の社会復帰を目指したりハビリテーション医療の充実を図ります。

4305 歯科保健支援体制の充実 (障害福祉課、健康増進課)

歯科疾患の早期発見・早期治療のための口腔管理や歯科検診を受ける機会の提供の必要性について、障害児者及びその家族へ普及啓発するとともに、保健・医療・福祉関係者の人材育成、連携強化、歯科診療施設の設備等の充実を図り、障害児者への歯科診療、オーラルフレイル対策、歯科保健支援体制の充実を促進します。

4306 精神保健医療体制の整備 (がん・疾病対策課)

多種多様な精神疾患に対応するため、県内の患者の動向、医療資源・連携等の現状把握に努め、県民に分かりやすい精神疾患の医療体制を整備します。

医療体制の整備にあたっては、精神疾患と身体疾患を併発している身体合併症の医療体制の整備や、専門的治療を要する精神疾患治療の拠点となる医療機関の整備を進めます。

4307 精神科救急システムの整備 (がん・疾病対策課)

様々な救急ニーズに対応できる精神科救急システムを整備し、適切な精神医療提供体制や相談機能の向上を図ります。

4308 訪問指導の実施 (がん・疾病対策課)

県民が精神的健康を保持できるよう、精神障害者等を対象とした専門医による相談及び訪問指導、福祉職、保健師による随時の訪問指導を関係機関と連携しながら実施します。

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(3) 保健・医療施策の推進

4309 健康づくり対策の推進 (がん・疾病対策課)

学校におけるこころの健康づくり推進体制の強化や職場におけるメンタルヘルス対策の推進、地域におけるこころの健康づくり体制の整備等により、県民のこころの健康づくり対策を推進します。

また、うつ病等の精神疾患の予防及び早期発見・早期治療につなぐ体制整備を図り、適切に支援します。

4310 適正な精神医療の確保 (がん・疾病対策課)

精神医療における人権の確保を図るため、国の「精神医療審査会運営マニュアル」に基づき、精神医療審査会の運営を行い、入院届等の届出書類や、入院患者等から請求のあった退院請求及び処遇改善請求を適正かつ迅速に審査します。

また、県及び政令市では、精神科医療機関に赴き、診療録の検査や病棟内の巡視を通じて、適正な医療が提供されているかを確認する精神科病院実地指導・実地審査を実施します。

4311 在宅療養支援 【再掲：4505】 (がん・疾病対策課)

在宅での介護が困難になった在宅難病患者に対し、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。

4312 難病患者への支援体制の構築 【再掲：3105】 (がん・疾病対策課)

難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、かながわ難病相談支援センターを中心とした、様々な関係機関と連携し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進を図ります。

4313 小児慢性特定疾病児童等の自立支援、および相談支援体制等の充実

(健康増進課、子ども家庭課)

幼少期から慢性疾病に罹患しているため、長期にわたり療養が必要な児童やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。

あわせて、地域の実情に応じた相談支援を充実させるなど、将来に向けた社会生活への自立に向け、関係機関との連携や環境調整促進を図ります。

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(3) 保健・医療施策の推進

4314 医療費（自立支援医療費）の支給 (子ども家庭課、障害福祉課)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者等の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、自立支援医療費を支給します。

4315 医療費（重度障害者医療費）の補助 (障害福祉課)

重度障害者等の福祉の増進を図るため、重度障害者等の医療費の自己負担分を助成する市町村に対し、補助します。

4316 医療費（難病等の医療費）の助成 (がん・疾病対策課)

難病患者等の医療費の負担軽減を図るため、医療受給者証所持患者に対し保険適用の医療費の自己負担額の一部を助成します。

4317 医療費（小児慢性特定疾病医療費）の助成 (子ども家庭課)

児童福祉法等の一部を改正する法律に基づく小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、その疾病に罹患している患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療受給者証を所持する保護者等に対し、保険適用の医療費の自己負担額の一部を助成します。

4318 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（医療等との連携）

【再掲：3207、4202、5114】 (障害福祉課)

精神障害の程度や状態にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労などの社会参加、地域の助け合い、普及啓発、教育等が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進します。

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(3) 保健・医療施策の推進

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	精神病床における入院需要(患者数)	11,670人 (2022年度)	11,051人 (2029年度)
	訪問診療を実施している診療所・病院数	1,467か所 (2020年度)	前年度比増
	訪問歯科診療を実施している診療所・病院数	1,416か所 (2020年度)	前年度比増
	障害児者入所施設における定期的な歯科検診の実施率	77.5% (2020年度)	前年度比増
	難病医療協力病院の設置数	26か所 (2022年度)	31か所 (2029年)
	脳血管疾患の年齢調整死亡率(人口10万人対)	0% (2022年度)	0% (2029年度)

【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標(障害福祉計画)】

	把握する状況	現状値	目標値
	精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	327.3日 (2022年度)	331.5日 (2026年度)
	精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上)	3,710人 (2022年度)	3,362人 (2026年度)
	精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳未満)	2,883人 (2022年度)	2,735人 (2026年度)
	精神病床への入院後、早期に退院する人の割合(入院後3か月時点の退院率)	60.1% (2022年度)	68.9% (2026年度)
	精神病床への入院後、早期に退院する人の割合(6か月時点の退院率)	80.2% (2022年度)	84.5% (2026年度)
	精神病床への入院後、早期に退院する人の割合(1年時点の退院率)	89.4% (2022年度)	91.0% (2026年度)

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(3) 保健・医療施策の推進

【厚生労働省の基本指針に基づく活動指標（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値	見込量
	市町村における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築にかかる協議の場の設置数	○市町村 (2022年度)	○市町村 (2026年度)
	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数	○回 (2022年度)	○回 (2026年度)
	協議の場における保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	○人 (2022年度)	○人 (2026年度)
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	○回 (2022年度)	○回 (2026年度)
	精神障害者の地域移行支援の年間の実利用者数	○人 (2022年度)	○人 (2026年度)
	精神障害者の地域定着支援の年間の実利用者数	○人 (2022年度)	○人 (2026年度)
	精神障害者の共同生活援助の年間の実利用者数	○人 (2022年度)	○人 (2026年度)
	精神障害者の自立生活援助の年間の実利用者数	○人 (2022年度)	○人 (2026年度)
	精神障害者の自立訓練の年間の実利用者数	○人 (2022年度)	○人 (2026年度)
	精神障害者の生活訓練の年間の実利用者数	○人 (2022年度)	○人 (2026年度)
	精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数	○人 (2022年度)	○人 (2026年度)

【県の地域生活支援事業の見込量（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値	見込量
	県酒害相談員研修 回数	1回 (2022年度)	1回 (毎年度)
	県酒害相談員地区別一般研修会 回数	20回 (2022年度)	20回 毎年度
	障害者歯科診療における一次・二次医療担当者研修参加者数	138人 (2022年度)	350人 (毎年度)

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(4) 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもが、家族と一緒に、
住み慣れた環境で安全に暮らせるよう支援体制を整備します

<現状と課題>

障害のある子どもが、出来る限り住み慣れた環境で、家族とともに生活を送るためには、身近な地域において相談支援体制が整っていることのほか、居宅介護や訪問看護、訪問相談等の在宅支援機能、緊急時等における短期入所機能など、様々な福祉サービスが充実していることが大切です。

あわせて、障害のある子どもへの支援は、障害の分類や状態、年齢等によっても様々であり、例えば、障害分類ごとに障害のある児童のほか、医療的なケアを日常的に必要とする子ども、いわゆる医療的ケア児や重症心身障害児、発達障害児、障害児入所施設において18歳を超えてなお入所を余儀なくされている子ども、いわゆる過齢児などでは、それぞれに専門的かつ高度で切れ目のない支援が必要とされます。

さらに、子どもへの支援は、子を支援する親や兄弟、教育機関や医療機関、児童相談所や地域も含めて、多種多様な社会資源との関係性に留意しながら、実施される必要があり、子どもを中心として俯瞰した視点で支援が構築されることが重要です。

県ではこれまで、障害のある子どもの成長や発達を促し、社会で自立して生活できるよう支援する療育支援の中でも、医学的な知見を有する専門性の高い支援について、「県立総合療育相談センター」を中心に実施してきましたが、「身近な地域で支援を受けたい」という家族等からの要望に対応するため、居住地域にかかわらず、等しく適切な療育支援を受けられる体制づくりを推進するため、現在、新たな支援の提供体制を構築しています。

このほか、医療的ケア児やその家族等からの相談に応じる「医療的ケア児支援センター」や、発達障害のある方やご家族、関係者への支援、発達障害に関する研修や地域の支援体制づくりなどに総合的に取り組む機関「発達障害支援センターかながわ A(エース)の運営を始め、医療、保健、福祉、教育、労働等の多分野にわたる総合的な支援をおこなっているほか、難聴児の早期発見・早期療育のための中核的機能を持つ「聴覚障害者福祉センター」において、療育や日常生活に関する相談、聴覚障害児や家族同士が交流する

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

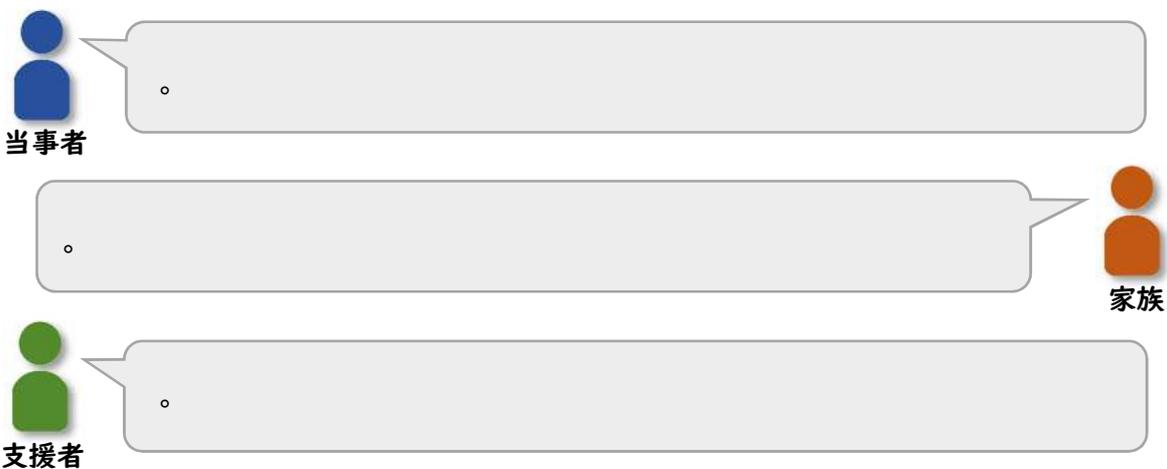
▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(4) 障害のある子どもへの支援の充実

場の提供といった家族支援の取組みを推進しています。

このように、障害のある子どもへの支援に係る取組みは、新たな仕組みづくりが必要とされることも多いことから、今後も積極的に取組みを推進していくことが必要です。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



<取組みの方向性>

4401 児童発達支援等の提供

(障害サービス課)

障害児の発達段階等に応じて、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問指導等、児童の状況に応じた適切な支援を行う体制を構築します。あわせて、居宅介護や短期入所など、障害児が身近な地域で必要な支援を受けることが出来る体制の充実を図ります。

4402 発達障害児者への支援体制の構築

(障害福祉課)

発達障害児者とその家族を支援するため、地域の医療・保健・福祉・教育・雇用等、様々な関係者により構成された「神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協議会」において地域の課題等を協議するとともに、発達障害者支援センターかながわA(エース)等において様々な分野と連携しながら、身近な地域で支援が受けられる体制を整備します。

【大柱】Ⅱ.誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶【中柱】4.地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶【小柱】(4)障害のある子どもへの支援の充実

4403 子ども施策との連携 (障害福祉課)

児童福祉法に基づき、障害児に対して、日常生活に必要な基本的な生活習慣や他の子どもたちとの関わり方等を教える児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を進めます。

4404 障害児入所施設における過齢児のサービス移行 (障害サービス課)

障害児入所施設に18歳を超えて入所している障害者が必要な障害福祉サービスへの移行が円滑に進められるよう取り組みます。

4405 医療的ケア児への支援 (次世代育成課、障害福祉課、医療課)

医療的ケア児支援法の施行により、医療的ケア児及びその家族に対する支援施策の実施が地方公共団体の責務とされたことに伴い、同法に基づいて設置した「かながわ医療的ケア児支援センター」の地域相談窓口(ブランチ)において相談支援を実施するほか、支援人材(医療的ケア児等コーディネーター)の養成を行います。

また、在宅レスパイト事業やメディカルショートステイ事業の実施により、医療的ケア児の家族のレスパイト(休息)を図ります。

さらに、市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置やその活動に対する支援者支援に取り組むとともに、センターを中心として保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携し、地域において包括的、継続的な切れ目のない支援が受けられる体制整備を進めていきます。

4406 重症心身障害児の在宅生活支援 (子ども家庭課、障害福祉課)

重症心身障害児者とその介護を担う家族が、地域で安心して生活できるよう、県所管域の中核的な小児医療機関等に協力を求め、短期入院により、対象児者の一時的な生活の場を確保します。

4407 地域における療育支援体制の構築 (障害福祉課)

障害児とその家族の地域生活を支えるため、総合療育相談センターにおいてリハビリテーション医療・整形外科医療・小児神経科医療・児童精神科医療や、理学療法・作業療法・言語聴覚療法による機能訓練、療育や発達障害等についての相談に取り組むとともに、地域への巡回支援などを通じて、市町村や支援・療育機関と連携しながら、切れ目なく支援します。

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(4) 障害のある子どもへの支援の充実

4408 入所児童への支援 (子ども家庭課)

県立子ども自立生活支援センター(きらり)において、乳幼児期、学齢期等子どもの発達に合わせた心理・医療等の専門的ケアを行います。

4409 障害児保育等を担当する人材の確保・育成 (次世代育成課)

保育所における障害児の受入れを促進するために、障害児保育を担当する職員の確保や専門性向上を図るための研修を実施します。

4410 障害児受入れに向けた人材の確保・施設整備 (次世代育成課)

放課後児童クラブにおける障害児の受入れを促進するために、障害児の受入れに必要な専門知識等を有する支援員等の確保や、施設・設備の整備、修繕等の支援に取り組みます。

4411 教育機関等との情報共有 (障害福祉課)

障害児が成長過程に応じた切れ目のない支援が受けられるよう、発達障害サポートネットワーク推進協議会等の協議の場を活用し、教育機関との情報共有のあり方等について検討を進めながら障害児の支援体制の充実を図ります。

4412 障害児等への給付 (障害福祉課、次世代育成課、子ども家庭課)

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援給付や、障害児やその家族を含め、支援を必要とする子育て家庭を対象として、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を支給します。

4413 難聴児支援のための体制確保・仕組みづくり

(障害福祉課、健康増進課、特別支援教育課)

聴覚障害児の早期発見、早期療育を総合的に推進するため、新生児聴覚検査に係る協議会を設置するとともに、受検率向上のために市町村への働きかけや普及啓発を行います。

また、幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の体制整備に資するよう、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ります。さらに、聴覚障害児支援の中核的機能を設置し、切れ目のない支援体制と関係機関の顔の見える関係を構築するとともに、聴覚障害児とその家族へ交流の場を提供していきます。

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(4) 障害のある子どもへの支援の充実

計 画 に
位 置 付 け

聴覚障害児支援の中核機能

これまで、県では聴覚障害児への支援について、

「保健・医療分野」では、新生児聴覚検査体制の整備

「教育分野」では、特別支援学校の乳幼児相談や幼稚園での対応

「福祉分野」では、県聴覚障害者支援センターで相談支援や各療育機関による療育等

を、それぞれの機関が実施してきました。

難聴児への支援は、早期に発見し、適切な支援を受けることにより、言語・コミュニケーション手段の発達・獲得を円滑にし、今後の社会生活をより豊かにすることにつながると考えられることから、速やかに療育や教育につなげることが重要とされています。

加えて、言語・コミュニケーション手段の獲得や家族等の不安軽減の視点から、本人及び家族等を中心とした支援についても必要とされています。

令和4(2022)年2月、厚生労働省と文部科学省の連名で「難聴児の早期発見・早期療育のための基本方針」が発出され、各地域において保健・医療・福祉・教育の各機関が実施している支援について、連携して体制を整備することにより、新生児期から学齢期まで切れ目のない支援を提供できるようにすること等とされています。

これを受け、県では、同年9月に聴覚障害児及びその家族に対し、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係機関等が連携した支援体制を整備し、早期支援を推進するため、「神奈川県聴覚障害児早期支援体制整備推進協議会」を設置しました。

また、第6期神奈川県障がい福祉計画(※)においては、関係機関と連携し、早期に必要な支援を切れ目なく提供できるよう、聴覚障害児支援のための中核 機能を有する体制を令和5(2023)年度末までに確保することとしていました。

こうしたことから、県では、令和4(2022)年12月に藤沢市にある「県聴覚障害者福祉センター」に中核機能を設置し、モデル事業を実施しています。

※ 第6期神奈川県障がい福祉計画:令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(4) 障害のある子どもへの支援の充実

さらに、令和6(2024)年度からは、政令市を除く県域において、中核機能の実施事業として、以下に記載しているとおり、家族支援として、療育や日常生活に関する相談支援、聴覚障害児や家族同士が交流する場として家族教室等の取組みを行っていきます。

【中核機能の実施事業】

①相談支援

聴覚障害児の保護者を対象とした療育や日常生活の相談に対応します。
また、関係機関と連携し必要な情報提供や支援機関等との調整を行います。

②家族支援

聴覚障害児や家族同士が交流する場として、家族教室を開催します。

③巡回支援

聴覚障害児の通う児童発達支援センターや保育所等の職員を対象に、巡回支援を行います。

④聴覚障害児の支援方法に関わる研修

保育所等の職員を対象に、聴覚障害児の早期発見・療育の必要性や、聴覚障害児との接し方等に関する研修会を開催します。

こうした取組みにより、県は、これまで以上に、聴覚障害児の早期支援ができるよう、関係機関と連携し、切れ目のない支援を行っていきます。

なお、令和5(2023)年5月に発出された国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」において、都道府県は、難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定することとされていることから、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの聴覚障害児支援の中核機能に関する事業については、条例に基づく基本計画に位置づけることとしています。

【本計画に掲載している「聴覚障害児支援」に関する取組み】

No.4413 難聴児支援のための体制確保・仕組みづくり

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(4) 障害のある子どもへの支援の充実

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	医療的ケア児在宅レスパイト支援事業を実施する市町村	未実施	16市町村 (2029年度)
	障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の開催数	未実施	2回 (毎年度)
	児童発達支援を行う事業所数	773事業所 (2022年度)	〇〇〇事業所 (2029年度)
	放課後等デイサービスを行う事業所数	1,175事業所 (2022年度)	〇〇〇事業所 (2029年度)
	保育所等訪問支援を行う事業所数	117事業所 (2022年度)	〇〇〇事業所 (2029年度)
	保育士等キャリアアップ研修に係る障害児保育に関する研修の修了者数	1,841人 (2022年度)	1,242人 (毎年度)

【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値	目標値
	児童発達支援センターを設置する市町村の数	〇市町村 (2022年度)	〇市町村 (2026年度)
	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築する市町村の数	〇市町村 (2022年度)	〇市町村 (2026年度)
	難聴児支援に関する関係機関への巡回支援の件数	〇件 (2022年度)	〇件 (2026年度)
	新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制を構築した市町村の数	〇市町村 (2022年度)	〇市町村 (2026年度)
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保している市町村の数	〇市町村 (2022年度)	〇市町村 (2026年度)
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保している市町村の数	〇市町村 (2022年度)	〇市町村 (2026年度)

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(4) 障害のある子どもへの支援の充実

医療的ケア児支援のための関係機関の連携のための協議の場を設置している市町村の数	○市町村 (2022年度)	○市町村 (2026年度)
医療的ケア児等コーディネーターを配置する市町村の数	○市町村 (2022年度)	○市町村 (2026年度)
市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	〇〇〇人 (2022年度)	〇〇〇人 (2026年度)

【厚生労働省の基本指針に基づく活動指標（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値	見込量
	神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協議会の開催回数	○回 (2022年度)	○回 (2026年度)
	発達障害者支援センター相談件数	○件 (2022年度)	○件 (2026年度)
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	○件 (2022年度)	○件 (2026年度)
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修件数	○件 (2022年度)	○件 (2026年度)
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	〇〇〇人 (2022年度)	〇〇〇人 (2026年度)
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者)	〇〇〇人 (2022年度)	〇〇〇人 (2026年度)
	ペアレントメンターの人数	〇〇〇人 (2022年度)	〇〇〇人 (2026年度)
	ピアサポートの活動への参加人数	〇〇〇人 (2022年度)	〇〇〇人 (2026年度)

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(4) 障害のある子どもへの支援の充実

障害福祉サービスの見込量（障害福祉計画）（1か月当たりの見込量）

	指定障害福祉サービス名	2022年度 (実績値)	2024年度	2025年度	2026年度
指定障害児通所支援					
	児童発達支援				
	医療型児童発達支援				
	放課後等デイサービス				
	居宅訪問型児童発達支援				
	保育所等訪問支援				
指定障害児入所支援					
	福祉型障害児入所支援				
	医療型障害児入所支援				
	障害児支援利用援助				
	継続障害児支援利用援助				

【県の地域生活支援事業の見込量（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値	見込量
	【再掲】医療的ケア児等コーディネーター養成研修の累計修了者数 ※毎年度10人を見込む	64人 (2018～ 2022年度)	134人 (2018～ 2029年度)
	発達障害支援センターかながわA(エース)職員が関係機関の調整・検討会議等に参加して、地域の支援体制の充実に協力した回数	154回 (2022年度)	180回 (毎年度)
	自閉症児者に対する専門の医師を各児童相談所に配置し、相談機能を強化した回数	〇回 (2022年度)	180回 (毎年度)

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(5) 障害当事者やその家族等への支援の充実

障害当事者を支える家族の負担を減らし、
家族がともに安心して暮らせるための支援を充実させます

<現状と課題>

国の障害者総合支援法や児童福祉法に基づき障害児者自身に対して行われる支援は、本人の生活支援や介護、訓練、発達支援などを主な目的としていますが、家族支援としての意味も持つものともされています。障害当事者とあわせて、その家族の負担をいかに軽減していけるかは大きな課題です。

なかでも、医療的ケア児及び重症心身障害児者を自宅で介護する家族の負担は大きく、医療的ケア児及び重症心身障害児者を短期入所あるいは短期入院として一時的に受け入れる医療型短期入所事業や医療機関などの受け皿の確保が重要であり、あわせて、これら外部の受け皿の確保に加え、自宅に看護師等を派遣して、短時間、家族に代わって介護を担う在宅レスパイト等の仕組みの整備も必要とされています。

また、発達障害と診断された子どものいる家族では、育児や子との接し方で悩みを抱えることは少なくありません。家族が子どもの行動をよく理解し、地域や学校等で安心して生活を送ることができるよう、その対応方法を習得するための支援が必要であり、県では発達障害支援センターかながわA(エース)において、地域の支援機関等に対し、支援者育成を目的としたペアレントトレーニングを普及するための研修等を実施しています。

このほか、こころやからだに不調のある方の介護や看病などを、その方の家族や近親者、友人、知人などが無償で支援する「ケアラー」への支援では、年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、自らが希望する人生や日々の暮らしを送れるよう、様々な分野が連携して社会全体で支援することも必要となります。

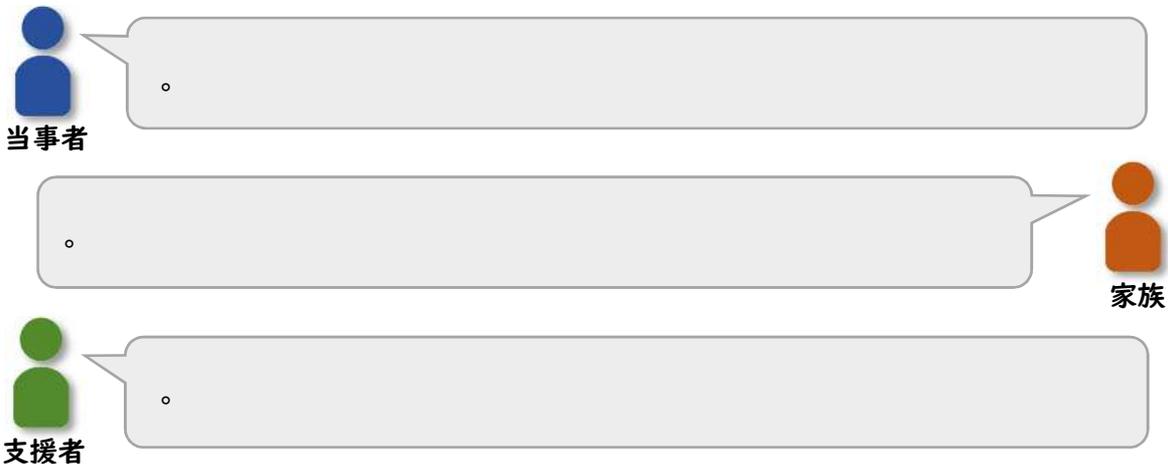
県では、障害児者及びその家族の経済的、精神的な負担への経済的な支援として、各種手当の支給を今後も継続的に行います。さらに、障害児者を支える家族を、地域において切れ目なく支える体制づくりを推進します。

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(5) 障害当事者やその家族等への支援の充実

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



<取組みの方向性>

4501 制度案内の作成 (障害福祉課)

障害当事者やその家族等への支援の充実を図るため、県内の障害福祉サービス、障害児者に関わる各種福祉制度等を網羅的に掲載した冊子を作成します。

4502 ケアラーへの支援の充実 (高齢福祉課)

年齢層や抱える課題も多様なケアラー(介護者)の実態や課題を把握し、支援するため、関係機関の連携を進めます。

また、介護をしている家族等が介護を理由に離職することのない環境づくりを進めます。

4503 ペアレントトレーニングの推進 (障害福祉課)

障害のある子どもの保護者や身近な養育者等が、子どもへの適切な関わり方を新たに学び、親子のコミュニケーションをよりよくすることを目指す「ペアレントトレーニング」を普及・啓発するとともに、家族支援が地域で根付くよう、地域の支援機関に対して支援者の育成のための取組みを推進します。

4504 医療的ケア児・者の家族等への支援体制の整備 (障害福祉課)

在宅で生活する医療的ケア児の介護を行う家族のレスパイト(休息)のため、居宅を訪問し、家族に代わって介助を行う看護師等の人件費を補助する在宅レスパイト事業を行う

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(5) 障害当事者やその家族等への支援の充実

市町村に対し、その費用の一部を補助します。

また、常時医学的管理が必要な重症心身障害児者等を在宅生活で支える家族等の介護者が、病気や事故、一時的な休息により介護ができなくなった場合に、県所管域の中核的な小児医療機関の協力を得て、対象児者の一時的な生活の場を確保する、「メディカルショートステイ」の整備を推進します。

4505 在宅療養支援 【再掲：4311】 (がん・疾病対策課)

在宅での介護が困難になった在宅難病患者に対し、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。

4505 心身障害者扶養共済制度による年金支給 (障害福祉課)

障害者の経済的自立・生活の安定を支援するため、神奈川県心身障害者扶養共済制度条例に基づき、障害のある方を扶養している保護者が、自ら生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に死亡や重度障害など万一のことが起きた際、扶養されていた障害のある方に終身一定額の年金を支給します。

4506 在宅重度障害者等手当の支給 (障害福祉課)

障害による負担の軽減を図り、福祉を増進するため、神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例に基づき、在宅の重度障害者等に対して手当を支給します。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	障害児等メディカルショートステイの利用件数	未実施 (2022年度)	167件 (2029年度)
	重症心身障害児者への1人当たりへの平均支援回数	2.3回 (2022年度)	年3回 (2029年度)

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(6) 支援者に向けた取組の推進

障害当事者を支える支援者の負担を減らし、
支援の質の向上につなげるための支援を充実させます

<現状と課題>

我が国の少子高齢化による生産労働人口の減少や、社会保障サービス受給者の増加等により、障害福祉サービスを担う人材不足はますます深刻化していくと予測されています。

支援者（ここでは施設等の入所系または訪問系サービス事業所の従事者及び家族のうち介助などの直接的な支援を行う者）等、現場の福祉を支える人材の負担を軽減し、健康・安全を守ることは大変重要ですが、福祉施設等職員の最大の離職理由は、腰痛など介助による体への負担を始めとする心身の不調とされており、支援者を守る対策は、いまだ十分とは言えません。

支援者の負担を軽減する取組みの一つとして、県ではこれまで「さがみロボット産業特区」の取組みや介護・医療分野への介護ロボットの普及など、先駆的な施策を推進してきました。県内には、病院、福祉施設、商業施設など、ロボットの導入やICT技術の活用により人手不足の解消や業務の効率化等の負担軽減が期待できる施設がまだまだ数多くあり、社会実装を拡大していくことが課題となっています。

また、ここでは県の取組みとして、施設従事者への取組みを中心に記載していますが、支援者の健康を守るためには負担軽減等のハード面の施策のみならず、キャリアアップの仕組みづくりや、支援者の賃上げなど国が実施する、いわゆる「処遇改善」等を通じ、これまで以上に、働く条件や就労環境をより良くする取組みのほか、研修等を通じた研鑽や、管理者等による適切な安全管理の徹底、家族等の支援者に至っては地域による相互支援体制の構築など、ソフト面の施策の充実が重要です。

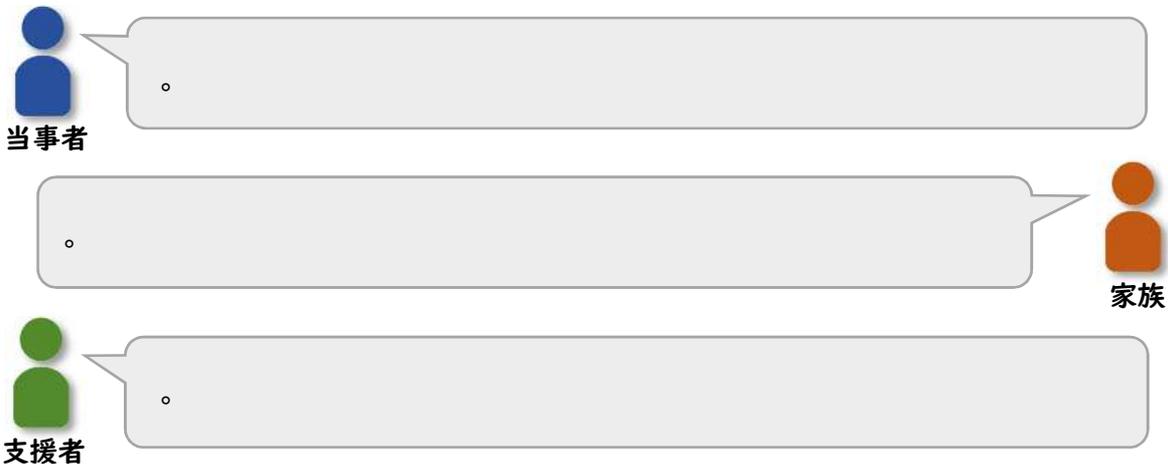
*** なお、処遇改善や就労環境の適正化、職員の研鑽等についての取組みは、他の小柱に記載しています。**

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(6) 支援者に向けた取組の推進

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



<取組みの方向性>

4601 ロボット技術やICT機器等の導入促進【再掲：5404】 (障害サービス課)

施設・事業所に対してロボットやICT機器等の導入に係る経費を補助し、介護職員の負担軽減等を図ります。

4602 介護ロボットの普及促進 (高齢福祉課)

介護職員の負担軽減対策として期待される介護ロボットについて、介護事業者等に対し、介護ロボットを使用している介護現場を公開し、視察・見学者の受入れを行うとともに、実用段階にある様々な介護ロボットの展示や、活用事例の発表などにより普及促進を図ります。

4603 生活支援ロボット等の研究開発の促進と、介護現場への普及促進 (産業振興課)

生活支援ロボットの実用化を通じた、県民生活の安全・安心の確保のためロボット技術等の研究開発を促進するとともに、生活支援ロボットの導入の検討に必要なマッチング支援等を行うことにより、介護現場への普及を後押しします。

また、質の高いサービスの提供や安全、安心、支援の省力化などのニーズに応えるため、AI(人工知能)やICT、ロボット技術の活用を推進するとともに、障害者の生活や自立を支援する機器の開発を支援します。

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(6) 支援者に向けた取組の推進

4604 リハビリテーションロボットの普及促進 (県立病院課)

リハビリテーションロボットに関する専門的な相談窓口として神奈川リハビリテーション病院内に設置したKRRC(かながわりハビリロボットクリニック)において、筋電義手をはじめ、リハビリテーションロボット全般の相談や実証実験の調整などを行います。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	補助事業を活用してロボットを導入した事業所等の数	8事業所 (2022年度)	2事業所 (毎年度)
	補助事業を活用してICT機器を導入した事業所等の数	24事業所 (2022年度)	15事業所 (毎年度)

Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、 いかなる偏見や差別も排除する取組み

5. 社会参加を促進するための環境づくり

障害者権利条約では、「障害」は、主に、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁によって作られているという捉え方をしています。

障害者が社会参加しやすい環境の整備を進めるためには、この社会的障壁を除去する取組みが必要とされています。

県では、あらゆる社会的障壁（バリア）を除去（フリー）する取組みを推進するとともに、誰もが住みやすい環境の整備とあわせて、障害の特性に応じた利便性の高い意思疎通支援や行政サービスの提供、防災・防犯対策についての施策を、当事者の目線で推進します。

加えて、ICT 及び新たな情報技術等の利活用を積極的に推進することで、障害者の社会参加の一層の推進を図ります。

【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

障害当事者の声が反映された、
誰もが安全に、安心して住める町づくりを推進します

<現状と課題>

地域で安心して生活を送るためには、安定した住環境のほか、たとえ医学的に障害を有していたとしても、障壁として生活を制限しないような生活環境が整えられることが理想です。

県では、子どもから高齢者、障害者など様々な方が、安心して快適に利用できるよう、園路のバリアフリー化や高齢者及び障害者用トイレ等の整備など、ユニバーサルデザインによる公共的施設整備を進めると共に、市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機や、歩行者信号の状態を音声で知らせるなどの支援を行うPICS(歩行者等支援情報通信システム)等のバリアフリー対応型信号機の整備のほか、道路標識の高輝度化等、誰もが分かりやすい道路標識等の整備を推進しています。

また、昨今は重度障害者や精神障害者などの住宅確保要配慮者の住宅確保が大きな課題となっています。例えば重度障害者の場合、住宅のバリアフリー化や居室間を移動する際のリフトの設置など、住宅設備の改良が必要になる場合がありますが、こうした改良には高額な費用を要することも多く、その負担の軽減が課題です。

加えて、精神科病院への長期入院患者が、退院後に地域で安心して生活していくためには障害福祉サービスの利用とともに、障害特性の理解が地域で浸透することが重要であり、地域の不動産関係者や地域住民を対象として精神障害の理解促進に関する研修を行う等、普及啓発を実施してきましたが、低額所得者や被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、住宅の確保に配慮が必要な方の入居を拒まない住宅の登録情報の広い提供を、引き続き行っていきます。

県では、誰もが支え合い、受け入れ合う地域共生社会の実現させるためには、これまでの設備のバリアフリー化に加え、障害当事者の目線に立ち、当事者や支援者が求めているニーズをまちづくりに反映させる取組みを充実させる必要があります。

【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

○



家族

○



支援者

○

<取組みの方向性>

【まちづくり】

5101 バリアフリーまちづくりに向けた普及啓発等 (地域福祉課)

「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく実効性のある取組みを推進するため、障害当事者が参画する神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議を通して、広く県民から意見を伺い、バリアフリーの街づくりへの提案・発信や協働に取り組みます。

また、バリアフリーの街づくりに向けた普及啓発等を行います。

5102 公共的施設のバリアフリー化の促進 (地域福祉課)

学校、福祉施設、商業施設、運動施設など不特定多数の方が利用する公共的施設について、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、当該施設を設置し又は管理する者に対し、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(平成7年県条例第5号)で定める整備基準への適合を求めるなど、バリアフリー化を促進します。

5103 公園施設の整備 (都市公園課)

障害の程度や状況に関わらず、誰もが一緒になって遊べる遊具を備えたインクルーシブな広場の整備を、公園の特性や老朽化した施設の更新の機会と捉え、障害当事者の意見を踏まえながら、丁寧に進めます。

【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

【道路整備】

5104 歩道等の整備 (道路管理課、道路整備課)

公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、幅の広い歩道の整備や無電柱化等を進め、安全で安心な歩行者空間を形成・確保します。

5105 主要道路の信号機の整備等 (交通規制課)

バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、歩行者等と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、歩行者信号の状態を音声で知らせるなどの支援を行うPICS(歩行者等支援情報通信システム)等のバリアフリー対応型信号機の整備のほか、信号灯器のLED(発光ダイオード)化の推進を行います。

あわせて、道路標識の高輝度化等、誰もが分かりやすい道路標識等の整備を進めます。

5106 歩行者等の安全確保 (交通規制課)

市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域(ゾーン)を設定して、最高速度30km/hの区域規制や道路管理者と連携し路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等(ゾーン30プラス)の対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制・排除を図ります。

5107 公共交通機関のバリアフリー化 (交通企画課)

駅における段差解消や、ホームドアの導入の促進と併せて、接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」により、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。

5108 高度自動運転システムの開発等 (交通規制課)

移動手段の確保や、ドライバー不足への対応等が喫緊の課題であることを踏まえ、高齢者、障害者等の安全快適な移動に資するTSPS(信号情報活用運転支援システム)や、DSSS(安全運転支援システム)等のITS(高度道路交通システム)のサービス展開を実施します。

【住居確保】

5109 障害者の入居促進支援 (公共住宅課)

県営住宅を建て替える際にはバリアフリー対応を原則とし、一定数の身体障害者向け住宅の整備を進めます。また、優先入居や単身入居に配慮します。

【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

5110 住宅確保要配慮者の居住確保 (住宅計画課)

賃貸住宅の家主等から、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。

5111 住宅確保に係る障害理解の普及・啓発 (住宅計画課)

民間賃貸住宅の関係団体と連携し、障害特性等を貸主等に周知することにより、障害者の入居について、貸主や不動産店及び借主の不安が解消され、理解と協力を得られるよう普及・啓発を図ります。

5112 グループホームの整備 【再掲：3202、4107】 (障害サービス課)

グループホーム等の運営費補助等の支援などを通じ、市町村と協力して、グループホームの設置・利用の促進とサービスの充実を継続して図ります。多様なニーズを持つ障害者の地域生活移行を支援するとともに、特に、課題である重度の障害者の受入れが可能なグループホームの整備支援に取り組みます。

あわせて、障害福祉サービス事業所の職員が、共生社会の理念を理解し、障害者やその家族が必要とする支援を行うことができるよう、差別解消や虐待防止への理解、障害特性に応じた支援技術などの研修の実施等を進めます。

5113 住宅改修等への助成 (障害福祉課)

在宅の重度障害者の生活環境整備を促進するため、障害の状態にあわせて既存の住宅を改装する経費等を助成する市町村に対して、助成を行います。

5114 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム (住まいの確保)

【再掲：3207、4202、4318】 (障害福祉課、障害サービス課)

精神障害の程度や状態にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を、精神障害を有する方等の日常生活圏域である県内全市町村に設置し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

また、保健福祉事務所及び同センターは、市町村との協働により精神障害を有する方等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、その一環として、精神障害者の住宅確保支援に関する研修の開催など、居住支援の関係者とも連携を図りながら、精神障害者の住まいの確保に努めます。

【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

【理解促進】

5115 ヘルプマークの普及 【再掲：7205】 (障害福祉課)

外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を受けやすくすることを目的として作られた「ヘルプマーク」の認知度が向上するよう、普及啓発に取り組みます。

5116 精神障害者の社会参加促進 (障害福祉課)

精神障害者に対する県内バス運賃等の割引の導入拡大を図るとともに、公共施設等が利用しやすくなるために情報提供の充実を図り、社会参加しやすい環境整備を推進します。

5117 身体障害者の社会参加促進(介護タクシーの利便性の向上) (いのち・未来戦略本部室)

誰もが希望する時に介護タクシーをスムーズに利用することを目的に実証実験を進めることで、電話によって行われている既存の配車方法をデジタル化するなど、障害者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげます。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	援助や配慮が必要な方のためのマーク「ヘルプマーク」の認知度	65.6% (2022年度)	80% (2029年度)
	視覚障害者用付加装置(バリアフリー対応型信号機)等の整備数	10個 (2022年度)	10個 (毎年度)

【県の地域生活支援事業の見込量(障害福祉計画)】

	把握する状況	現状値	見込量
	心のバリアフリー推進員の累計養成者数	409人 (2017~ 2022年度)	〇〇〇人 (2017~ 2029年度)

【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (2) 意思疎通支援の充実

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) 意思疎通支援の充実

すべての人が不自由なく意思疎通できるよう、
社会参加を妨げる障壁を除去する取組みを推進します

<現状と課題>

障害者をはじめ、意思疎通が困難な方への支援については、障害者総合支援法において、県や市町村の役割について整理がされ、意思疎通支援者の養成等、意思疎通支援の充実・強化に向けた取組みが推進されています。

県では、それぞれの障害に応じた支援の取組みを進めており、当事者の日常生活のニーズを把握し、適切なコミュニケーション技術などの支援方法を身につけた意思疎通支援者の養成や派遣、障害者が来庁する県の窓口等においては、来庁された障害者が対応する職員と速やかに意思疎通ができるよう筆談マーク等の掲示や、対応する職員へ障害の理解や対応時の配慮についての研修を行うなど、様々なコミュニケーション支援に取り組んでいます。

たとえば、聴覚障害者と健聴者が電話で双方向につながるができる「電話リレーサービス」では、多くの聴覚障害者の利用につながるよう、聴覚障害者福祉センターや県のホームページを活用し周知に努めていますが、サービスの利用登録をしていない聴覚障害者も多く、まだまだ十分な活用に繋がっていない現状があります。

また、独自の文化を持った言語である手話の普及推進が必要であり、手話への理解の前提となる、ろう者に対する理解も含めて促進することが重要です。

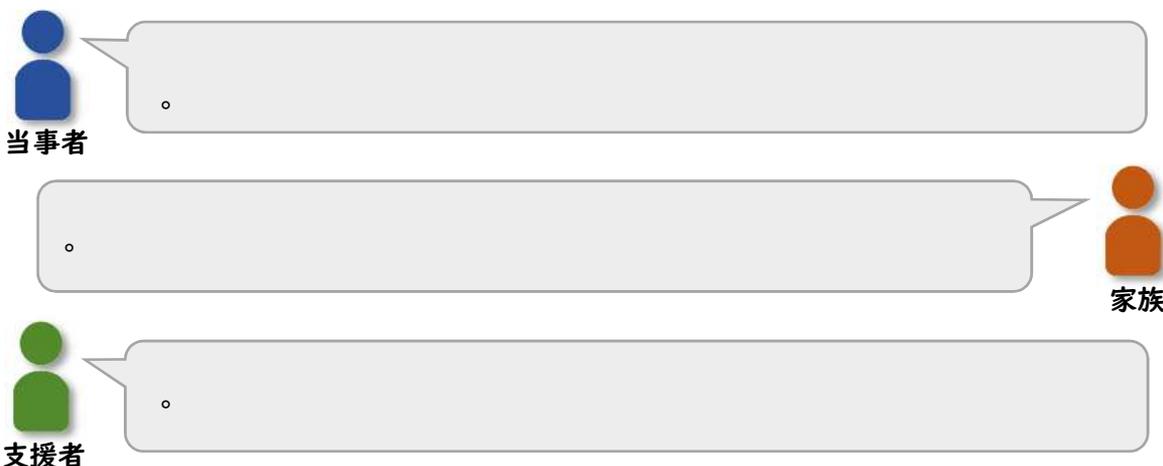
今後も、視覚障害や聴覚障害をはじめとする、日々の意思疎通に困難を抱える障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、誰もが円滑なコミュニケーションを行えるよう施策を推進します。

【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (2) 意思疎通支援の充実

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



<取組みの方向性>

【意思疎通支援等の推進】

5201 意思疎通支援を行う人材の養成等 (障害福祉課)

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある方に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者、点訳、代筆、代読、音声訳を行う者等の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等の派遣、設置等による支援や、点訳、代筆、代読、音声訳等によるコミュニケーション支援の充実に努めます。

5202 手話の普及 **【再掲：7204】** (地域福祉課、障害福祉課)

神奈川県手話言語条例に基づき策定・改定した神奈川県手話推進計画により、ろう者とろう者以外の者が、相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現に向けて、手話の普及等を進めます。

5203 電話リレーサービスの普及促進 (障害福祉課)

パソコンやスマートフォンなどを通じて、オペレーターが手話や文字で通訳を行うことにより、聴覚障害者と健聴者が、電話で双方向につながることができる「電話リレーサービス」が、コミュニケーション手段のひとつとして普及するよう、聴覚障害者を含めて、広く県民への周知等に取り組みます。

【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (2) 意思疎通支援の充実

5204 県窓口等における障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保

(地域福祉課、障害福祉課)

県の窓口等において、例えば聴覚障害の方に対して、手話や筆談などのコミュニケーション手段を確保するとともに、筆談可能であることを示す統一した筆談マークを掲示します。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	手話講習会の累計実施事業所数	222 事業所 (2022 年度)	502 事業所 (2029 年度)
	電話リレーサービスの累計登録件数	1,030 件 (2021～ 2022 年度)	1,340 件 (2021～ 2029 年度)
	ライトセンターの図書増加数(点字図書、録音図書及び拡大図書)(タイトル数)	769 冊 (2022年度)	750 冊 (毎年度)

【県の地域生活支援事業の見込量(障害福祉計画)】

	把握する状況	現状値	見込量
	盲ろう者通訳・介助員の派遣件数	2,460 件 (2022 年度)	2,500 件 (毎年度)
	手話通訳者の派遣件数	233 件 (2022 年度)	240 件 (毎年度)
	要約筆記者の派遣件数	227 件 (2022 年度)	230 件 (毎年度)
	失語症向け意思疎通支援者の派遣件数	118 件 (2022 年度)	120 件 (毎年度)
	盲ろう者通訳・介助員の養成研修修了者数	20 人 (2022 年度)	30 人 (毎年度)
	手話通訳者の養成研修修了者数	14 人 (2022 年度)	20 人 (毎年度)
	要約筆記者の養成研修修了者数	40 人 (2022 年度)	40 人 (毎年度)
	失語症向け意思疎通支援者の養成研修修了者数	16 人 (2022 年度)	20 人 (毎年度)

- 【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり
 - ▶ 【小柱】 (3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

すべての人の情報保障を図り、
社会参加を妨げる障壁を除去する取組みを推進します

<現状と課題>

障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針、対応要領・指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮の提供の徹底など、適切な対応に向けた取組みが求められています。

特に行政機関等は、障害者差別解消法第5条において、「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とされていることや、同法第7条第2項により、「その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」とされており、法的義務を負っていることから、より一層の取組みの徹底が求められています。

この取組みの一例としては、県が発信する情報や広報紙における点字版や録音版(テープ・デイジー)の発行や、会見等動画の手話配信、各窓口における手話や筆談などのコミュニケーション手段の確保、HP等において障害者を含むすべての人が利用しやすい行政情報の電子的提供の充実などが挙げられます。

また、「読書バリアフリー法」や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行を受けて、障害者のより一層の情報保障が図られる環境の整備が求められており、点訳・音訳・拡大写本等のアクセシブルな図書等の製作や、その製作に取組むボランティアの活動支援など幅広い取組みを行っています。

このほか、社会参加の重要な手段の一つである選挙における投票では、障害特性に応じた選挙等の情報提供に加え、市区町村選挙管理委員会に対する投票所のバリアフリー化の促進や代理投票制度の周知等に努めています。

- 【大柱】 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
 - ▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり
 - ▶ 【小柱】 (3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

障害者差別解消法の施行から10年近くが経過し、また、令和5年4月に施行された条例を踏まえ、引き続き県職員に対して同法の意義や趣旨を周知し、障害者を含むすべての人の利用しやすさに配慮した行政情報等の提供により、社会障壁を除去する取組みを推進します。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

○

○



家族



支援者

○

<取組みの方向性>

【行政情報】

5301 県における合理的配慮の徹底【再掲：7211】 (障害福祉課)

県の各所属における事務・事業の実施や、窓口対応においては、障害者差別解消法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即し定めた職員対応要領に基づき、社会的障壁の除去の実施について、合理的な配慮を徹底するなど、誰もが利用しやすい行政サービスの提供に向けた環境の整備を推進します。

5302 「県のたより」の点字版・録音版の発行 (知事室)

幅広く県政情報を発信するため、広報紙「県のたより」の点字版・録音版(テープ・デイズ)を毎月発行し、視覚障害者への配慮に努めます。

5303 知事定例会見における手話通訳 (知事室)

知事定例会見の動画配信において、積極的に手話普及を推進すべきという観点から、手話通訳を行います。

- 【大柱】 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 【小柱】 (3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

5304 県公式ウェブサイトでの音声読上げ等 (知事室)

県が管理・運営するウェブサイトの提供ページにおいて、音声読上げ及び漢字の読み仮名ルビの表示ができる環境を提供し、多様な障害特性に配慮します。

5305 県広報テレビ番組における手話付き放送 (知事室)

県広報テレビ番組において、ろう者の方に県政や生活に役立つ情報等を提供するため、手話付きの放送を行います。

【情報提供体制の整備】

5306 ウェブアクセシビリティの向上 (デジタル戦略本部室)

ウェブアクセシビリティ(ウェブの利便性)の向上等に向けた取組みを促進するとともに、県の各所属において、障害者を含むすべての人が利用しやすい行政情報の電子的提供の充実に取組みます。

また、ウェブサイト等で情報提供を行うに当たっては、キーボードのみで操作が可能な仕様の採用や、動画への字幕や音声解説の付与などJIS規格に対応し、総務省が作成した「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に即して対応します。

5307 県における情報通信機器等の調達 (デジタル戦略本部室)

県の情報通信機器等の調達は、情報アクセシビリティの観点から、国際規格や日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施します。

5308 障害者のICT活用機会の拡大 【再掲：5401】 (障害福祉課)

障害者ITサポートセンターの設置により、ICT機器の利活用を望む障害者やその支援者に対して、障害に対応したIT機器やソフトウェア、スマートフォンアプリ等の情報を提供するとともに、これに係る相談に応じ、障害者のICTの利活用の機会拡大を図ります。あわせて、IT機器等の情報をインターネット上に掲載することにより、開発者の支援を行います。

また、視覚障害者に対しては、ライトセンターで行われている指導訓練事業により、端末機器の操作方法の支援や便利なアプリ等の情報提供等を行います。

5309 緊急通報システム導入促進 (障害福祉課)

「Net119」などの携帯情報端末を活用した音声によらない緊急通報システムについて、聴覚障害者への周知に取組みます。

- 【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 【小柱】 (3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

5310 聴覚障害者福祉センターにおける情報提供の充実のための取組み (障害福祉課)

ICTの発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、聴覚障害者に対して、字幕・手話付き映像ライブラリー等の制作・貸出し、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、相談等を行う聴覚障害者福祉センターにおいて、情報提供の充実に図ります。

5311 ライトセンターにおける情報提供の充実の取組み (障害福祉課)

ライトセンターにおいて、点訳・音訳・拡大写本等を活用した利用しやすい図書等を製作するとともに、視覚障害等により目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を展示や音声データなどで提供するネットワーク「サピエ」を活用・連携することで、生活上の様々な情報の提供や、障害者の生活の質の向上に役立つ機器類に関する使い方の指導等を行い、障害者の日常生活を支援します。

また、点訳・音訳・拡大写本等の製作に取り組むボランティアの活動支援や電子データ作成に携わる人材育成を行います。

5312 盲ろう者支援センターにおける相談窓口の取組み (障害福祉課)

盲ろう者支援センターにおいて、直接コミュニケーションを行うことが難しい盲ろう者に対するサービス等の情報提供の充実に図ります。

5313 障害福祉サービス提供事業者等に関する情報提供の充実 (障害サービス課)

障害福祉サービス等の利用を希望する障害者が、サービスの選択ができるようサービス内容や提供事業者の情報提供の充実に図ります。

5314 観光施設等に関する情報提供 (観光課、障害福祉課)

誰もが観光を楽しめるよう、ホームページなどを通じて、観光施設等のバリアフリー対応状況を情報発信するなど、ユニバーサルツーリズムを促進します。

5315 視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備

(障害福祉課、特別支援教育課、生涯学習課)

県立の図書館やライトセンター、平塚盲学校において、それぞれが管理する書籍等を必要に応じて相互利用する体制を整備するとともに、利用しやすい書籍等の充実や視覚障害者等が円滑に利用できる体制づくりを推進します。

- 【大柱】 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 【小柱】 (3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

【司法手続き】

5316 意思疎通等における配慮 (刑事総務課)

被疑者あるいは被害者・参考人となった障害者が、意思疎通等を円滑に行うことができるよう、刑事事件における手続の運用において適切に配慮します。

5317 被疑者の特性に配慮した適正な取調べ (刑事総務課)

知的障害等によりコミュニケーションに困難を抱える被疑者等に対する取調べの録音・録画や、心理・福祉関係者による助言等の取組みを継続するなど、適切な取調べに関する取組みの検討を行います。

【選挙】

5318 政見放送における情報提供の充実 (選挙管理委員会)

政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じて候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。

5319 投票所のバリアフリー化等 (選挙管理委員会)

移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障害者が障害特性に応じて、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、取組事例の周知等を通じて投票の秘密に配慮した代理投票の適切な実施等の取組みを県内市町村に促します。

また、選挙人を介護する者やその他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として、投票管理者が認めた者は投票所に入ることができる旨の周知を県内市町村とともに図ります。

5320 不在者投票の適切な実施 (選挙管理委員会)

指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会を確保します。

- 【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 【小柱】 (3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

計画に 位置付け

読書バリアフリーの推進

令和元(2019)年6月28日、視覚障害者等の方の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障害の程度や状態にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が公布・施行されました。

この法律の第8条では、地方公共団体は国の基本計画(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画)を踏まえて、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画を策定する努力義務が定められています。

そこで、本県の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を、条例に基づく基本計画の中に位置付け、全ての人が等しく読書活動を行うことができる環境を整備することを目指し、県の読書バリアフリー推進に係る施策を総合的に推進するための指針として策定します。

【本計画に掲載している「読書バリアフリー」に関する取組】

- No.5308 障害者のICT活用機会の拡大 【No.5401に再掲】
- No.5311 ライトセンターにおける情報提供の充実の取組み
- No.5315 視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備
- No.8104 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材、支援機器等の活用
- No.9106 県立の図書館における配慮



常設の企画本棚「共に生きる」

【具体的な取組例】

県立図書館では、視力の弱い方や、高齢で文字が読みづらくなった方にも読みやすいように、文字の大きさや行間等を調整し、大きな活字で組みなおした「大活字本」や、誰もが読書を楽しめるように、おずかしい漢字や、長い文を無くすなどの工夫がされた、やさしく読みやすい本「LLブック」を常時まとめています。

- 【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
 いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 【小柱】 (3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	公的機関のウェブサイトの情報アクセシビリティに関するJIS規格への準拠率	97.9% (2022年度)	〇〇〇% (2029年度)
	障害への理解についての県職員に対する研修の受講者数	1,375人 (2022年度)	〇〇〇人 (2029年度)

- 【大柱】 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 【小柱】 (4) デジタル等先端技術を活用した支援の充実

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(4) デジタル等先端技術を活用した支援の充実

誰もがデジタル等の先端技術を活用し、
社会参加しやすい社会を目指します

<現状と課題>

デジタル技術やICT技術等の新たな技術を、生活の中で適切に利活用できるかどうかは、障害者のみならず現代を生きる全ての人にとって、生活の質に大きく影響します。

例えば、ICT 機器利用の有無によっては、情報の取得量や取得する情報の内容に大きな差が出てくるとも考えられ、必要な情報を必要なタイミングで、自ら取得できることは大変重要です。障害者によるICTの活用が促進されることで、障害者の就労の幅も広がり、自己実現にもつながっていくことから、今後は ICT に関する相談支援体制を充実させていくことが求められます。

また、障害者のみならず、全ての人とともに目指す地域共生社会の実現は、人と人がつながり合う社会への参画の機会が十分に提供されていることが重要ですが、障害があり、外出が難しい人にとっては、社会参加のハードルは高いものがあります。同時に、障害者への理解を深めるためには、普段から障害者と接する機会があることが重要ですが、時間や場所の制限もあり、参加しづらい場合もあります。

このほか、介護や医療の現場における介護及びリハビリテーションロボット技術等の導入なども含め、これまでは難しいとされていたことが科学技術の進歩により解決されるとともに、支援者または障害当事者自身の負担も減ることで、よりよい生活に近づくことが望まれます。

引き続き、これらの様々な技術を誰もが適切に利活用できるよう、情報の周知とともに、更なる技術開発にむけた支援・普及に努めます。

※ 現在、メタバースに関する新たな取組みを検討しており、今後、方向性が固まり次第、記載を検討する。

- 【大柱】 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 【小柱】 (4) デジタル等先端技術を活用した支援の充実

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



<取組みの方向性>

5401 障害者のICT活用機会の拡大 【再掲：5308】 (障害福祉課)

障害者ITサポートセンターの設置により、ICT機器の利活用を望む障害者やその支援者に対して、障害に対応したIT機器やソフトウェア、スマートフォンアプリ等の情報を提供するとともに、これに係る相談に応じ、障害者のICTの利活用の機会拡大を図ります。あわせて、IT機器等の情報をインターネット上に掲載することにより、開発者の支援を行います。

また、視覚障害者に対しては、ライトセンターで行われている指導訓練事業により、端末機器の操作方法の支援や便利なアプリ等の情報提供等を行います。

5402 ICTを始めとする新たな技術の利活用 (デジタル戦略本部室)

県の各所属における行政情報の提供等に当たっては、情報アクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を進めます。

5403 メタバース等を活用した繋がり創出【再掲：9108】 (共生推進本部室)

障害者などの当事者、学識経験者、行政などによる「ともいきメタバース研究会」を立上げ、新たなコミュニケーションツールとしてのメタバースの活用等を拡充していくために検討・議論しながら、障害者等の生きづらさを抱える人々に社会参加の機会を拡充していくための取組を実施します。

- 【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
 - ▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり
 - ▶ 【小柱】 (4) デジタル等先端技術を活用した支援の充実

5404 ロボット技術やICT機器等の導入促進【再掲：4601】（障害サービス課）

施設・事業所に対してロボットやICT機器等の導入に係る経費を補助し、介護職員の負担軽減等を図ります。

<数値目標>

【県の地域生活支援事業の見込量（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値	見込量
	かながわ障害者IT支援ネットワーク(関連SNSも含む)への投稿記事数	53本 (2022年度)	50本 (毎年度)

【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (5) 防災及び災害発生時の体制整備

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(5) 防災及び災害発生時の体制整備

災害に強く、福祉の観点からも、
障害当事者を含むすべての人を守れる体制づくりを推進します

<現状と課題>

障害者のみならず、すべての人が地域で安心して暮らすためには、災害の発生や感染症の流行など、起こりうる非常事態に対して事前に十分な対策を講じておくほか、仮に起きてしまった際には、必要な配慮を行い、速やかに対応する必要があります。

昨今は全国的にも、大雨による川の氾濫や浸水等の水害ほか、地震等による大規模な災害の発生が見られ、過去の大規模災害発生時には、避難所等において長期間の避難生活が余儀なくされたことで、災害関連死や生活機能低下等の二次被害が生じたことから、避難生活における福祉ニーズに対応した支援体制の早急な整備とあわせて、障害者や高齢者、子どもなどの災害時要配慮者が避難することができる福祉避難所等の確保や個々の要配慮者の個別避難計画の作成など、多くの課題を有しています。

県では、「防災」の観点から、防災と福祉の両部局がしっかりと連携し、「地域防災計画」等を作成するとともに、防災訓練の実施等の取組を促進することで、災害に強い地域づくりを推進しているほか、市町村において災害発生時に配慮が必要な障害者等を支援するための参考資料となるよう「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」を策定しています。既に多くの市町村においては、要配慮者支援に活用されていますが、一部の市町村においては、いまだ要配慮者支援マニュアルを作成していないところもあり、利活用に向けた更なる周知が必要です。

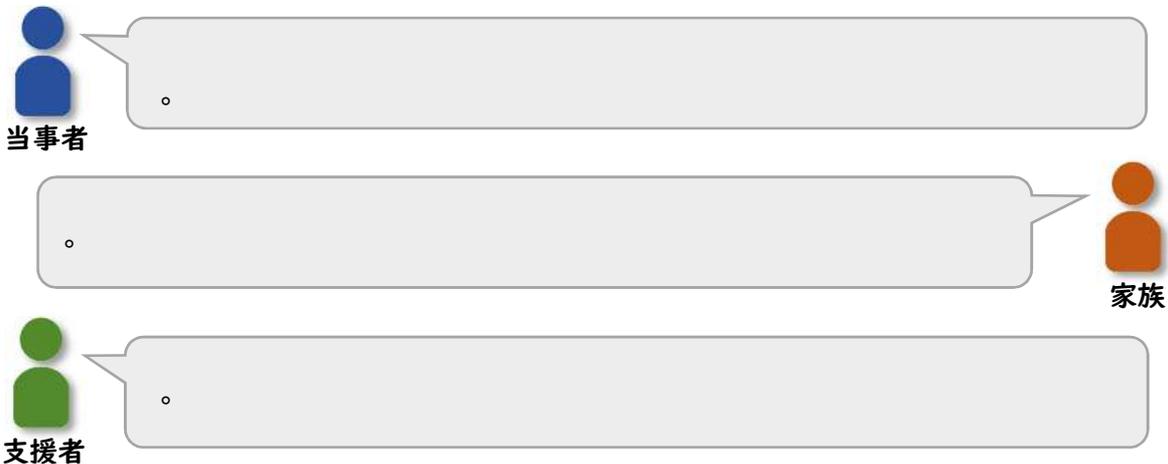
さらには、自力避難の困難な障害者等が利用する要配慮者利用施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所等における、急傾斜地の崩壊や土石流等への対策として、土砂災害防止施設の整備に積極的に取り組んでおり、こうしたハード対策とともに、住民等への地域の危険度理解のため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある箇所を調査し、土砂災害警戒区域等に指定するなどのソフト対策も進めています。

【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (5) 防災及び災害発生時の体制整備

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



<取組みの方向性>

5501 地域防災計画等の作成 (危機管理防災課)

障害者や福祉関係者等の参加及び防災部局と福祉部局が連携し、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組みを促進し、災害に強い地域づくりを推進します。

5502 土砂災害対策 (砂防課)

自力避難の困難な障害者等が利用する要配慮者利用施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所等において、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業や砂防事業により、土砂災害防止施設の整備に積極的に取組みます。また、土砂災害に対する警戒避難体制の整備・強化等のため、土砂災害警戒区域等について、地形や土地利用状況に変化が認められた箇所の調査等を実施し、指定の見直しに取り組む等ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に進めます。

5503 障害特性に応じた避難場所の確保 (地域福祉課)

災害発生時に支援が必要な人の特性に応じた避難場所を確保するため、庁内関係室・課で構成された「福祉避難所市町村サポートチーム」において、市町村における福祉避難所の確保・運営等に関する好事例の共有や課題解決に向けた協議を行うなど、市町村における福祉避難所の指定及び協定締結を促進します。

【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (5) 防災及び災害発生時の体制整備

5504 消火設備設置費用等の助成

(障害サービス課)

障害者が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、建築基準法及び消防法の基準に適合させるための改修費用や消火設備の設置費用の一部を助成すること等により、防火安全体制の強化を図ります。

5505 災害発生時の支援体制の整備

(地域福祉課)

大規模災害時に備え、福祉関係団体等と連携し、神奈川県災害派遣福祉チーム(神奈川県DWAT)を設置するなど、福祉支援体制を整備します。

5506 災害発生時の要配慮者への支援

(医療危機対策本部室)

災害発生時に配慮が必要な障害者等に対応するため、「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」を活用して、市町村における避難行動要支援者名簿や個別避難計画の策定作成、福祉避難所の指定など、要配慮者への取組を支援します。

【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実

犯罪や消費者トラブルから
障害者を含むすべての人を守れる体制づくりを進めます

<現状と課題>

障害者が何らかの犯罪やDV等の問題に巻き込まれるケースは後を絶ちません。こうした犯罪を未然に防止するためには、障害当事者やその支援者等に対し、障害者が巻き込まれやすい犯罪やトラブル等について、事前に啓発しておくことのほか、障害者が暮らす地域社会において、犯罪が起きにくい体制や、仮に犯罪に巻き込まれても解決に向けての対応が取り易い体制を作ることが必要です。

県では、障害者が通報しやすい取組みとして、アプリを通じて文字入力によって通報する「110番アプリシステム」や「ファックス110番」、「電話リレーサービス」を利用した受理体制をとり、相談しやすい窓口を設置するとともに、犯罪被害者等に対して、希望に応じて可能な限り、手話や筆談による相談を受ける体制を整備していますが、すべての人が相談しやすい窓口となるよう取組みを進める必要があります。

また、障害者に係る犯罪被害を考える上で、あわせて加害に至った場合の取組みも必要です。県では、知的障害や、発達障害、精神障害等の障害を有する被疑者であって、言語によるコミュニケーション能力に問題があり、又は取調べ官に対しての被誘導性が高いといった問題が認められるものについては、可能な限り取調べの方法等について、障害の特性を押さえた上で最大限配慮をおこない、供述の任意性、信用性等に疑念を抱かれないよう供述調書の作成方法を工夫するなど、適切な方法により取調べを行っています。

他方で、県内の消費生活センターに寄せられる苦情相談の内容は多様化・複雑化しており、消費者トラブルの未然防止、相談窓口機能の充実、より悪質な事業者による消費者被害への対応が求められています。とりわけ、障害者に関連すると思われる相談のうち、本人以外から寄せられるものはおよそ4割を占めています。

消費者トラブルの未然防止のためには、障害者本人だけでなく、障害者を見守る方を対象とした講座の開催や地域と連携した見守り体制構築の支援など、障害者を身近でサポートする方に向けた施策の実施が重要です。また、相談窓口機能の充実には、消費

【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実

生活相談員の障害者理解のための研修など、障害の特性に配慮した消費生活相談体制の整備が、消費者被害への対応には関係機関と連携した取組みが必要です。

引き続き、犯罪や消費者トラブルの未然防止に向けた取組みを推進します。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

。

。



家族



支援者

。

<取組みの方向性>

【防犯対策】

5601 警察職員に対する障害等の理解の促進 (教養課、警察学校、地域総務課)

警察職員に対し障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の充実に取り組むとともに、障害者のコミュニケーションを支援するため、手話を行うことのできる警察官等の交番等への配置、コミュニケーション支援ボードの活用等を図ります。

5602 ファックス110番等の利用促進 (通信指令課)

「ファックス110番」や「110番アプリシステム」による110番通報について、その利用促進を図るとともに、事案の内容に応じ、迅速・的確に対応します。

【被害者支援】

5603 犯罪被害者等への支援 (くらし安全交通課)

障害の程度や状態に関わらず、すべての犯罪被害者等への総合的な支援体制として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、犯罪被害者等からの相談に対応するとともに、犯罪被害者等の立場から適切できめ細かい支援を一元的に提供します。

【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実

5604 配偶者暴力及び性犯罪・性暴力被害者への支援 (くらし安全交通課、共生推進本部室)

障害の程度や状態に関わらず、すべての人に対する暴力の予防と根絶に向けた啓発を行うとともに、配偶者暴力相談支援センターにおける相談を実施します。

さらに、性犯罪・性暴力の被害者に適切な支援を提供するため、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を運営します。

【消費者被害対策】

5605 消費者教育の推進 (消費生活課)

消費者被害を未然に防止するため、啓発リーフレットやホームページなど各種媒体を活用した情報提供を行うとともに、障害者や障害者を見守る方への講座の開催など、分かりやすい内容や手段で、障害者等への消費者教育を推進します。

5606 見守りネットワークの構築等 (消費生活課)

「高齢者、障害者等の消費者被害防止対策連絡協議会」を開催し、障害者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体の連携した障害者等の消費者被害未然防止を進めるとともに、市町村における消費者被害防止のための見守りネットワークの構築を支援します。

5607 相談支援体制等の整備 (消費生活課)

消費生活センター等におけるファックスや電子メール等での相談の受付、相談員等の障害者理解のための研修の実施等の取組みを促進することにより、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制を整備します。

5608 関係機関と連携した取組み (消費生活課)

障害者の消費者被害の救済や未然防止・拡大防止のため、関係機関と連携した取組みを進めます。

【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	障害者及び障害者を見守る人向けの消費者教育に関する講座等の開催数	11回 (2022年度)	10回 (毎年度)

6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

「働くこと」は誰もが自立した生活を支える基本のひとつであり、一人ひとりの可能性を伸ばし、人生を豊かにするための重要な要素です。

県では、障害者が心身の状態やライフステージに応じて、その人らしい働き方をそれぞれのペースで選択できるよう、福祉的就労と一般就労、それぞれの支援の充実に取り組めます。

あわせて、障害者団体や専門職による職能団体、企業、経済団体等と協力しながら、雇用と福祉の連携を図り、障害者が働きやすい環境づくりを推進します。

- 【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
- ▶ 【小柱】(1) 就労支援の充実

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 就労支援の充実

障害の程度や状態、特性に応じて、
安心して働くことができる社会を目指します

<現状と課題>

障害者基本計画では、「障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要である」との考え方の下、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業機会の確保や、就労支援の担い手の育成を図るとともに、一般就労が困難な者に対しては工賃の水準向上を図るなどの総合的な支援の推進することとされています。あわせて「雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害者の経済的自立を支援する」との基本的な考え方が示されており、障害のある方の就労に係る支援の充実は重要な課題です。

県では、国の制度に基づいて障害保健福祉圏域ごとに設置している障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の一般就労への支援として、障害者の就職や職場への定着のため、就業面の支援とあわせて、就業に際して必要不可欠となる生活面の相談支援を一体的に行っています。

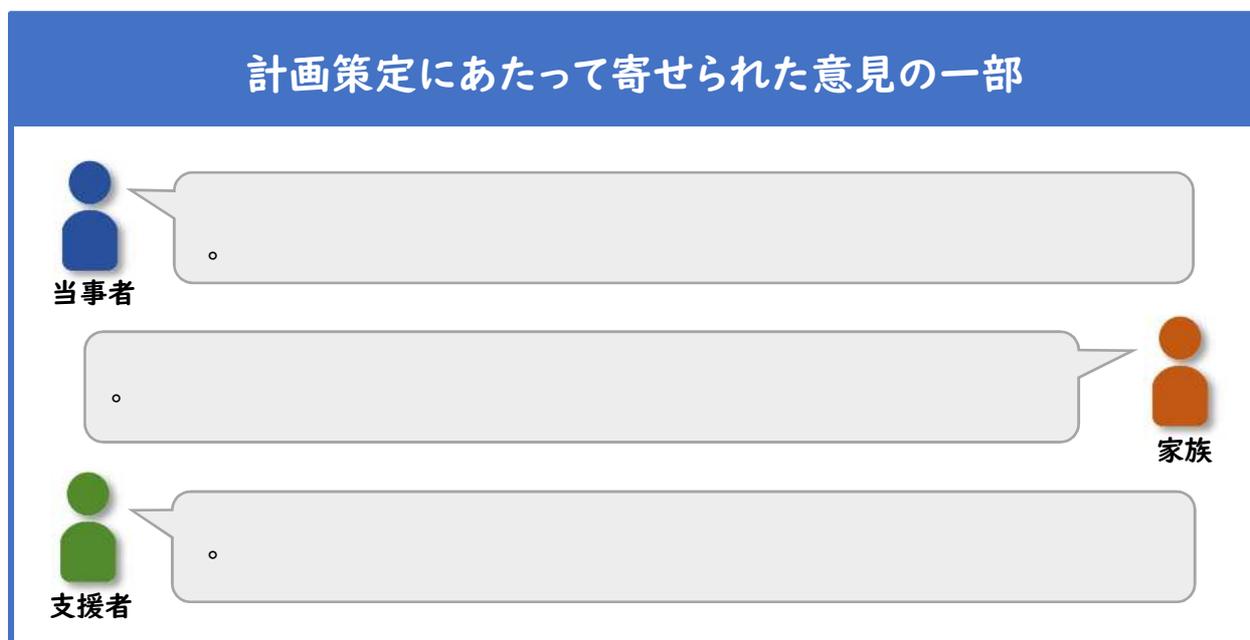
また、障害保健福祉圏域ごとの広域的な就労支援ネットワークの充実に図るとともに、特別支援学校とも連携し、一般就労及び就労定着支援の強化に取り組んでおり、障害保健福祉圏域に設置する地域就労援助センターの運営費を助成することにより、障害者の福祉的就労に向けて相談、指導・訓練、就労援助等の支援を行っています。

障害者就業・生活支援センターにおける支援対象登録者数は、8圏域全てにセンターの設置を完了した平成23年度と比較し、約10年でおおよそ2.8倍に増加していますが、これは、県内の障害者数が増加の傾向にある点だけでなく、障害者の就労ニーズの高まり、さらには企業からの定着支援ニーズの高まりにも起因しているものと考えられます。

障害者が安心して地域で働き続けられるよう、就労移行から定着までの切れ目のない支援を強化していく必要があり、特に就労支援機関の利用について、精神障害者の割合が増加していること等を踏まえ、精神障害や発達障害など障害特性に応じた支援の充実

- 【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
- ▶ 【小柱】(1) 就労支援の充実

とともに、地域の実情に応じて、福祉、教育、労働等の関係機関の連携をより一層強化し、障害者が効果的な就労支援を受けられるよう取り組んでいく必要があります。



<取組みの方向性>

6101 関係機関との連携による就労支援の推進 (障害福祉課)

福祉、教育、医療等の場からの就労を一層進めるため、福祉部局だけでなく、労働部局や教育・医療等の関係部局との連携の下、取組みを推進します。

6102 就労から職場定着までの一貫した支援の実施 (障害福祉課、雇用労政課)

特別支援学校や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、相談支援事業所等の関係機関が密接に連携し、障害者の就労及び職場定着までの一貫した支援、生活面の相談支援を実施します。

また、障害者雇用促進センターが、地域の就労支援機関に対し、利用者の職業能力評価や研修を実施することで、その支援力の向上を図ります。

6103 事業主の障害者雇用に対する理解促進 (雇用労政課)

事業主の障害者雇用への不安の解消や、障害についての理解を促進するため、障害者雇用促進センターによる企業個別訪問や出前講座等により、個々の障害特性や期間を定め試用雇用する「トライアル雇用」等の制度説明などを行います。

- 【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
- ▶ 【小柱】(1) 就労支援の充実

6104 障害の特性に応じた職業訓練等の実施 (産業人材課)

神奈川障害者職業能力開発校における受講については、可能な限り障害者本人の希望を尊重し、障害の特性に応じた職業訓練や、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施します。

また、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害者の身近な地域において障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施します。

さらに、障害者の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や県民の理解を高めるための啓発に努めます。

6105 精神面等の不安を抱える訓練生や職業訓練指導員への支援 (産業人材課)

職業技術校(東部校及び西部校)に、訓練生のカウンセリングを行う心理相談員及び職業訓練指導員に対する支援・助言等を行う精神保健福祉士等を週に概ね1回程度配置し、課題や精神面の不安を抱える訓練生や職業訓練指導員からの相談に応じ、助言、その他必要な援助を行います。

6106 県立特別支援学校高等部生徒の就労機会等の拡大 (特別支援教育課)

県立特別支援学校高等部生徒の卒業後の就労機会等の拡大を図るため、産業現場等における実習や現場実習理解啓発パンフレットの作成とともに、障害者雇用に精通した企業OB等の人材を社会自立支援員として各地域の拠点となる県立特別支援学校に配置し、企業開拓や面接指導、定着支援等に取り組みます。

6107 介護の仕事の理解促進 【再掲：2112】 (地域福祉課)

「かながわ福祉人材センター」において、福祉・介護の仕事に関して無料で職業紹介・あつ旋事業に取り組むほか、全県立高校・中等教育学校を対象として福祉介護に関する教材の配布等を行い、福祉・介護の仕事の理解や関心を高めるとともに、将来の福祉・介護を支える人材の確保につなげます。

- 【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】 6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
- ▶ 【小柱】 (1) 就労支援の充実

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	障害者職業能力開発校の修了者における就職率	77% (2021年度)	80% (2029年度)
	障害者の委託訓練修了者における就職率	39.4% (2021年度)	55% (2029年度)

【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値	目標値
	就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労に移行する人の数	〇〇〇人 (2022年度)	〇〇〇人 (2026年度)
	うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	〇〇〇人 (2022年度)	〇〇〇人 (2026年度)
	うち就労継続支援A型事業	〇〇〇人 (2022年度)	〇〇〇人 (2026年度)
	うち就労継続支援B型事業	〇〇〇人 (2022年度)	〇〇〇人 (2026年度)
	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が五割以上の事業所の割合	—	50% (2026年度)
	地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するための協議会（就労支援部会）等を設定して取組みを推進する。		2026年度までに設置し、取組を推進する
	就労定着支援事業の利用者数	〇〇〇人 (2022年度)	〇〇〇人 (2026年度)
	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が70%以上の事業所の割合	—	25% (2026年度)

- 【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
- ▶ 【小柱】(1) 就労支援の充実

【厚生労働省の基本指針に基づく活動指標（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値	見込量
	福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数	〇〇〇人 (2022年度)	〇〇〇人 (2026年度)
	福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数	〇〇〇人 (2022年度)	〇〇〇人 (2026年度)
	福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数	〇〇〇人 (2022年度)	〇〇〇人 (2026年度)
	障害者に対する職業訓練の受講者数	〇〇〇人 (2022年度)	〇〇〇人 (2026年度)

【障害福祉サービスの見込量（障害福祉計画）】（1か月当たりの見込量）

	指定障害福祉サービス名	2022年度 (実績値)	2024年度	2025年度	2026年度
	【再掲】就労移行支援				
	【再掲】就労継続支援A型				
	【再掲】就労継続支援B型				
	【再掲】就労定着支援				

- 【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
- ▶ 【小柱】(2) 障害者雇用の促進

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) 障害者雇用の促進

障害の理解が進み、障害当事者が誰でも活躍できる職場を増やします

<現状と課題>

障害の程度や状態に関わらず、就労を通じて働くことの喜びを感じることや、収入を得ることで自身の自立が促進され、社会に参加する一員としての達成感を感じることは、一人ひとりの人生を豊かにする上で大変重要です。

県では、働く側と雇う側の双方が同じ認識のもとで障害を捉え、合理的配慮が当たり前提供される環境等の整備が進むことで、県が目指す地域共生社会の実現に近づくとこの考えのもと、これまでも障害者への就労支援を通じて、障害者を雇用する事業者やそこで共に働く方々の障害理解が促進されるよう普及に取り組んできました。

また、県自らも「障害のある人を対象とした職員採用選考」の実施や、障害者を会計年度任用職員として雇用し、民間企業等の正規就労へとつなげる施策として、チャレンジオフィスを設置するなど、働きやすい職場環境の整備など、障害者雇用に積極的に取り組んでおり、今後も、新たな雇用の形や雇用先を、県が率先して開拓していくことが求められています。

さらに、障害者の雇用を考える上で、給与・工賃については課題が山積しています。

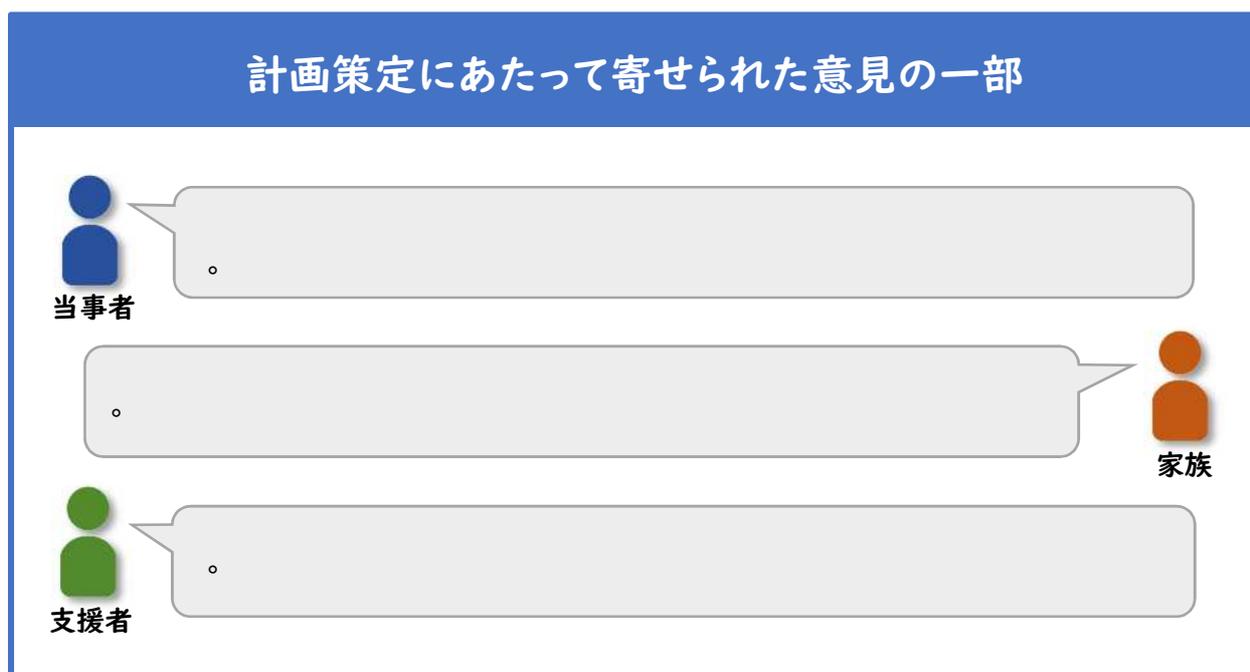
例えば、これまでも県では「かながわ工賃アップ推進プラン」を策定し、障害者就労施設等からの物品調達の推進や、農業と福祉の連携、いわゆる「農福連携事業」等により事業所の支援に取り組んできましたが、企業等で働くことが困難な障害者の就労の場の一つである就労継続支援B型事業所等においては、コロナ禍に事業所の生産活動が停滞したこともあり、生産活動等により得られる工賃収入は未だ低い水準に留まっています。工賃向上に当たっては、計画に基づく継続的な取組みを行うことは勿論ですが、行政や事業所、企業、県民等、それぞれの理解と協力が欠かせません。

このほか、就職試験等においては受験者の障害の程度に応じた配慮を個別に検討するなど、受験者が安心して受験できる環境づくりも求められています。

就労・雇用の支援にとって、障害者が同一の職場に長期に定着するだけでなく、障害の

- 【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
- ▶ 【小柱】(2) 障害者雇用の促進

特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることが重要であるとともに、障害のある人にとって働きやすい職場は、誰にとっても働きやすい職場であるべきであり、多様性を理解、または尊重し、誰もがともに生き生きと働ける社会の実現に向けて、取組みを推進することが必要です。



<取組みの方向性>

6201 一般就労及び定着支援の強化 (障害福祉課)

ニーズの高まる精神障害者や発達障害者等の就労及び定着支援体制の充実を図るため、障害者就業・生活支援センターとともに、障害保健福祉圏域ごとの広域的な就労支援ネットワークを充実させながら、一般就労及び定着支援の強化に取り組みます。

6202 障害者を雇用する企業に対する支援 (雇用労政課)

障害者を雇用するための環境整備等に関する国の各種助成金制度に加え、県独自に実施する補助金を活用し、障害者を雇用する企業に対し支援します。

あわせて、障害者雇用促進センターが従業員役職員等への出前講座を行うことで周囲の理解を促進するほか、社会保険労務士相談により就業規則や労務管理等に関する助言を行う等、障害者雇用に関するノウハウの提供等に努めます。

- 【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
- ▶ 【小柱】(2) 障害者雇用の促進

6203 精神障害者の雇用拡大と定着促進等 (雇用労政課)

精神障害者の雇用に特化した企業支援セミナーや出前講座等により精神・発達障害に関する事業主等の理解を一層促進するとともに、精神障害者職場指導員設置に対し補助し、精神障害者の雇用拡大と定着促進を図ります。

また、就労支援機関を対象とする研修において、医療機関との連携をテーマとするなど、就労支援機関と医療機関との連携を促進します。

6204 法定雇用率の達成に向けた取組み (雇用労政課、各任命権者)

障害者雇用ゼロ企業を始め、法定雇用率を達成していない民間企業については、障害者雇用促進センターが労働局及びハローワークと連携して個別訪問や出前講座により支援するほか、フォーラムや企業交流会を開催するなど、法定雇用率の達成に向けた取組みを進めます。

また、県においては、「障がい者活躍推進計画」を策定しており、民間企業に率先して障害者雇用を進める立場であることを踏まえ、すべての機関において雇用率の達成に向けて取り組むなど、県庁全体で障害者雇用の促進に取り組めます。

6205 チャレンジオフィスの設置 (人事課、教育委員会総務室、警務課)

民間企業等への就職を目指す障害のある人に就労経験の機会を提供するための取組みとして、障害のある人を庁内事務の補助等を行う「チャレンジオフィス(教育委員会では、「サポートオフィス」という)」の職員を会計年度任用職員として雇用します。

6206 県における雇用の取組み (各任命権者)

県職員の募集及び採用並びに採用後の各段階において、平等取扱いの原則及び合理的配慮指針に基づく必要な措置を行います。

6207 障害者雇用の促進 (共生推進本部室)

障害者を在宅で勤務する県職員(会計年度任用職員)として任用し、分身ロボット「OriHime(おりひめ)」を活用して、障害者の就労機会の拡大を図るとともに、障害者の新たな就労の形として社会に発信していくことにより、共生社会の実現を推進します。

6208 優先調達推進 (障害福祉課)

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・役務の優先購入・調達を進めます。

- 【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
- ▶ 【小柱】(2) 障害者雇用の促進

6209 農業分野での障害者就労の支援や多様な就労の機会の確保

(共生推進本部室、障害福祉課)

農業に取り組む障害者就労施設や企業等に対する情報提供、6次産業化支援等を通じて農業分野における障害者の就労を支援する、また農家と福祉施設をマッチングするなど、農業と福祉との連携(農福連携)を関係団体や市町村等と連携しながら進めます。

6210 テレワーク・ICT活用による職場環境整備の支援

(雇用労政課)

障害者を含めた誰もがその能力を発揮し、生き生きと働くことができる社会の実現に向け、企業に対してテレワーク・ICT活用による柔軟で多様な働き方ができる職場環境の整備を支援します。

6211 就労継続支援A型事業所への指導・支援

(障害サービス課)

就労継続支援A型事業所における就労の質を向上させるため、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づき、事業所の生産活動の収支を利用者に支払う賃金の総額以上とすることなどとした取扱いを徹底します。

また、市町村等との情報共有など地域との連携により安易な事業参入の抑制を図るとともに、基準を満たさない事業所に経営改善計画の提出を求めることにより、事業所の経営状況を把握した上で必要な指導・支援を行います。

6212 働く障害者の工賃向上の推進

(障害福祉課、経営課)

一般就労が困難な障害者の就労や地域で生き生きと「その人らしく暮らす」ことを支える場のひとつとなっている障害福祉サービス事業所の生産活動の充実や販路拡大のため、共同受注窓口組織の運営や共同販売会などにより、工賃の向上を図る取組みを進めます。

- 【大柱】Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
- ▶ 【小柱】(2) 障害者雇用の促進

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	県における障害者雇用率(知事部局) ※障害者雇用率は「障がい者活躍推進計画」で 設定しています。次期計画は令和6年度に策定 予定です。	2.81% (2022年度)	3% (2024年度)
	県における障害者雇用率(企業庁)	2.98% (2022年度)	
	県における障害者雇用率(議会局)	3.73% (2022年度)	
	県における障害者雇用率(教育局)	2.52% (2022年度)	
	県における障害者雇用率(県警本部)	2.91% (2022年度)	
	障害者就労施設等からの物品等の調達実績額 ※前年度の調達実績額を受けて、翌年度の目標 値を設定しています。	180,304千円 (2022年度)	未定
	就労継続支援B型事業所の月額平均工賃額 ※月額平均工賃額はかながわ工賃アップ推進 プランで設定しています。時期プランは令和6年 度に策定予定です。	15,795円 (2023年度)	未定

【県の地域生活支援事業の見込量(障害福祉計画)】

	把握する状況	現状値	見込量
	かながわ工賃アップ検討会の開催数	2回 (2022年度)	2回 (毎年度)

IV 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

7 ともに生きるための意識づくり

2016年(平成28年)7月26日、障害者に対する誤った差別的な思想から、県立の障害者支援施設「津久井やまゆり園」において引き起こされた、大変痛ましい事件を契機に、県ではこれまでの障害福祉のあり方を見直し、改めて誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すべく、「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を策定しました。

障害の程度や状態にかかわらず、支える人も支えられる人も、誰もがお互いの目線に立ちながら、障害及び障害者に対する理解を深め、障害を理由とする差別をなくし、地域でともに暮らせる社会を実現するための取組みを県民総ぐるみで推進します。

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 当事者目線の障害福祉の理念の普及啓発

県民の誰もが
お互いの目線に立ちながら障害福祉を考える社会を目指します

<現状と課題>

2016年7月26日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19名のいのちが奪われるという大変痛ましい事件が発生しました。

県は、このような事件が二度と繰り返されないよう、平成28年10月、県と県議会は「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、憲章が目指す、すべての人のいのちを大切にし、障害の程度に関わらず誰もがその人らしく暮らすことのできる、差別や偏見のない社会の実現に向け取り組んでいます。

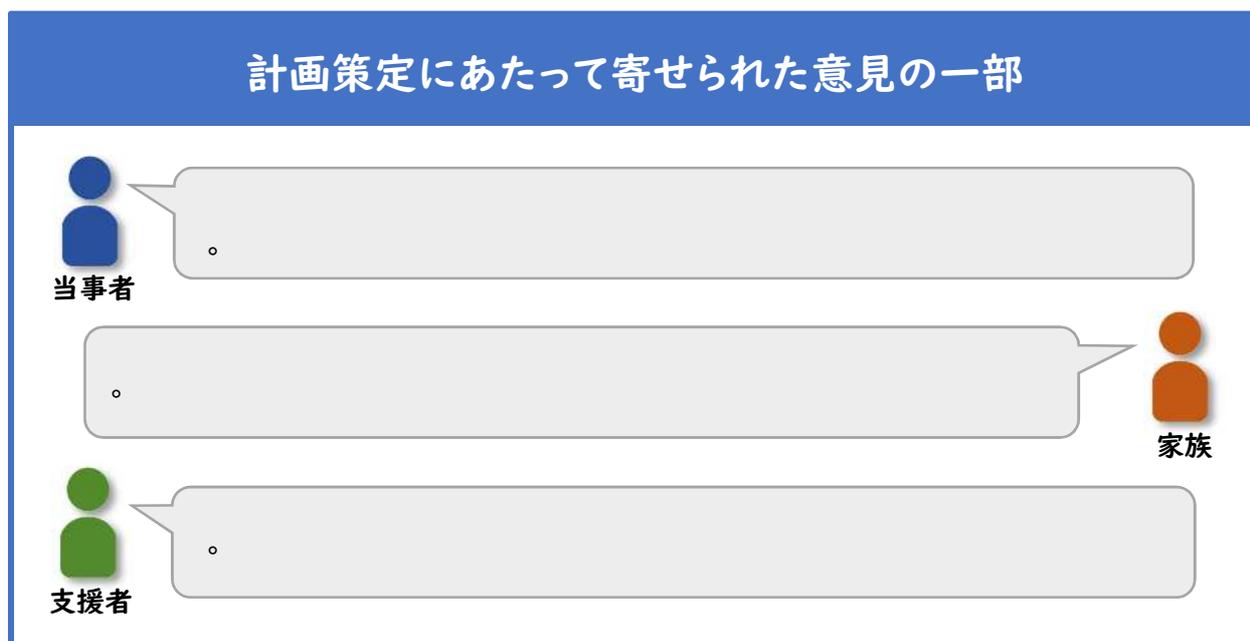
この「ともに生きる社会」の実現に向けては、障害者も含めた県民、事業者、県等が互いに連携し、一体となった取組みを進めていくことが必要です。

2023年4月に施行した当条例では、当事者目線の障害福祉の推進を図り、これにより障害者が障害を理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障害者のみならず誰もが喜びを実感することができる社会の実現を目的としています。

現在、県では、ともに生きる社会の実現に向けて県民総ぐるみで取り組んでいくため、イベントでの周知や県の広報誌による情報発信、市町村、企業、団体、大学などとの連携など、憲章及び条例の理念の普及啓発に取り組んでいます。

令和4年度現在、県内の憲章の認知度は30.2%に留まっていますが、当事者目線の障害福祉を推進し、憲章や条例が目指す地域共生社会の実現に向けて、引き続き取組みを進めます。

- 【大柱】Ⅳ. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
 - ▶ 【中柱】 7 ともに生きるための意識づくり
 - ▶ 【小柱】 (1) 当事者目線の障害福祉の理念の普及啓発



<取組みの方向性>

7101 憲章・条例の普及啓発 (共生推進本部室)

憲章及び条例の理念を広く深く浸透させるために、「ともに生きる社会かながわ推進週間」における駅等でのポスター掲示など集中的な広報や、県のたより、SNSなどを活用した年間を通じた広報、県内各地域のイベントへの参加、小学校から大学での講義、「いのちの授業」の活用など、引き続き市町村や団体、教育と連携した取組みを進めます。

7102 障害者週間の取組みの推進 (障害福祉課)

「心の輪を広げる障害者理解の促進」を目的として、内閣府と共催で「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」を公募するなどの取組みを実施します。

7103 共生の場の創出 (共生推進本部室)

誰もが喜びを実感できる地域共生社会を実現するため、あらゆる世代の方々がともに活動する機会を創出し、共生社会を体感できる場を創出します。

【大柱】Ⅳ. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ 【中柱】 7 ともに生きるための意識づくり

▶ 【小柱】 (1) 当事者目線の障害福祉の理念の普及啓発

< 数値目標 >

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	ともに生きる社会かながわ憲章の認知度	30.2% (2022年度)	50% (2029年度)
	県民ニーズ調査における障害者に配慮した行動をとる人が増えたと思うと回答する方の割合	40.6% (2022年度)	100% (2029年度)
	障害者理解のための企業向け講座の累計受講者数	0人 (2000~ 2022年度)	0人 (2000~ 2029年度)

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) 障害の理解と差別解消の促進

障害への理解が進み、
誰もが差別なく暮らせる社会を県民全体で目指します

<現状と課題>

県が目指す地域共生社会の実現を目指す過程においては、県民全体で障害についての理解を深め、障害を身近に感じる事が重要であることは言うまでもありません。

昨今は、障害福祉の権利意識も向上しており、いわゆる福祉行政だけでなく、関係省庁、民間団体や企業など様々な主体が活躍し、障害当事者やその家族の声を拾い上げながら、それぞれが個々に、または連携をしながら、障害や障害者等についての理解促進に取り組んでいます。

障害を身近に感じる取組みとして、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方が身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる「ヘルプマーク」の作成やその普及のほか、手話の普及等に向けた啓発事業が挙げられます。

また、障害当事者やその家族、地域住民や行政等の幅広い交流が行われ、あわせて、障害者の社会参加や社会福祉の向上を図る「福祉大会」等のイベントも、活発に開催されており、県ではこうした機会を積極的に支援しています。

地域共生社会の実現に向け、障害福祉に係る課題を、それぞれの立場で確認しながら連携を深めていくことが重要であり、引き続き、理解促進に向けた取組みを推進します。

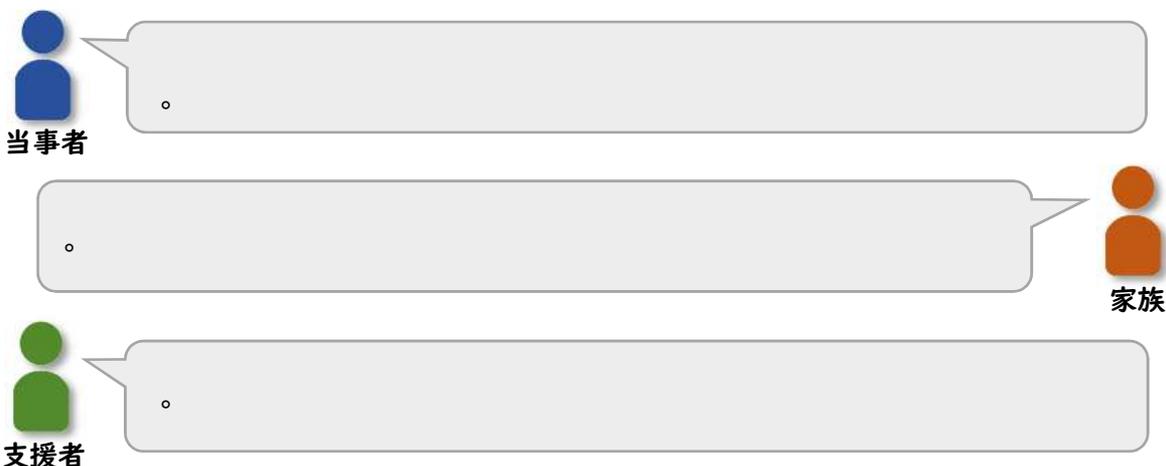
なお、差別解消に向けた現状と課題については、本計画の各論「Ⅰ. すべての人のいのちを大切に作る取組み」の「Ⅰ すべての人の権利を守るしくみづくり」の本文と重複することから、ここでは省略しています。

【大柱】Ⅳ. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ 【中柱】7 ともに生きるための意識づくり

▶ 【小柱】(2) 障害の理解と差別解消の促進

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



<取組みの方向性>

7201 福祉大会等を通じた障害の理解と差別解消の促進 (障害福祉課、がん・疾病対策課)

障害者団体が実施する福祉大会等に対して補助し、障害者、家族、地域住民の相互交流を通じて、障害者の社会参加及び障害の理解と差別解消を促進します。

7202 地域住民への障害の理解促進 (障害福祉課)

障害者団体が実施する各障害に関する普及啓発・研修事業等に対して補助を行い、地域住民の障害の理解と地域の支援力向上を図ります。

7203 バリアフリーに対する県民理解の促進 (地域福祉課)

神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議を通して、広く県民意見を収集し、バリアフリーのまちづくりの提案・発信を行うとともに、関係団体、事業者、NPO 団体、県民、行政の協働により、「バリアフリーフェスタかながわ」を開催し、バリアフリーに対する県民理解を深めます。

7204 手話の普及 【再掲：5202】 (地域福祉課)

神奈川県手話言語条例に基づき策定・改定した神奈川県手話推進計画により、ろう者とろう者以外の者が、相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現に向けて、手話の普及等を進めます。

【大柱】Ⅳ. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ 【中柱】 7 ともに生きるための意識づくり

▶ 【小柱】 (2) 障害の理解と差別解消の促進

7205 ヘルプマークの普及 【再掲：5115】 (障害福祉課)

外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を受けやすくすることを目的として作られた「ヘルプマーク」の認知度が向上するよう、普及啓発に取り組みます。

7206 県職員に対する障害等の理解の促進 (人事課)

障害者差別解消法の意義や趣旨について周知するなど、障害及び障害者に関する理解を促進するため、県職員を対象とした研修を実施します。

7207 教職員に対する障害等の理解の促進 (総合教育センター)

学校教育においては、障害及び障害者に関する理解を促進するため、教職員を対象とした神奈川県支援教育やインクルーシブ教育の理解の推進を図る研修等を実施します。

7208 企業等における障害等の理解の促進 (障害福祉課)

障害の特性や障害者に対する適切な配慮の方法を相互に理解し、共に支え合う「心のバリアフリー」に関する取組みを、企業等において促進する中心的な役割を担う「心のバリアフリー推進員」を養成する研修を実施します。

また、企業等に対して、障害者への理解や障害者の受入れに際して必要な配慮等に関する研修実施を働きかけるとともに、研修を実施する企業に障害当事者(ピア)等を講師として紹介・派遣することにより、障害者への理解促進等の充実を進めます。

7209 障害を理由とする差別の解消 【再掲：1201】 (障害福祉課)

障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する合理的な配慮の提供を徹底するなど、事業者が適切に対応できるよう取り組みます。

あわせて、障害を理由とする差別の相談を受け付ける相談員を配置して、解決に向けた助言及び情報を提供するほか、障害者差別に関する紛争解決のための調整を行う委員会の整備など、相談体制の強化を図ります。

7210 障害者差別解消法の普及啓発 【再掲：1202】 (障害福祉課)

障害者差別解消法の意義や趣旨、求められている取組み等について県民の理解を深めるため、合理的配慮の事例集の活用促進や、研修等により普及啓発を推進します。

【大柱】Ⅳ. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ 【中柱】 7 ともに生きるための意識づくり

▶ 【小柱】 (2) 障害の理解と差別解消の促進

7211 県における合理的配慮の徹底【再掲：5301】 (障害福祉課)

県の各所属における事務・事業の実施や、窓口対応においては、障害者差別解消法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に則し定めた職員対応要領に基づき、社会的障壁の除去や合理的な配慮を徹底するなど、誰もが利用しやすい行政サービスの提供に向けた環境の整備を推進します。

7212 相談窓口の設置（民間事業者による差別等）【再掲：1203】 (障害福祉課)

障害者差別に関する相談窓口を設置し、民間事業者から受けた不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談を受け付け、業務所管課等に引き継ぐなど連携して取り組みます。

また、民間事業者からの合理的配慮の提供に関する相談も受け付けるなど、障害当事者と事業者双方の理解が促進されるよう相談窓口の周知に努めます。

7213 相談窓口の設置（教職員による差別等）【再掲：1204】 (行政課)

県教育委員会では、教育委員会に属する職員による障害を理由とする差別に関して、障害者及びその家族、その他の関係者からの相談を受ける相談窓口を設置し、受け付けた相談については、業務所管課等へ速やかに内容を伝達することで、的確に対応がされるよう連携を図ります。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	【再掲】援助や配慮が必要な方のためのマーク「ヘルプマーク」の認知度	65.6% (2022年度)	80% (2029年度)
	【再掲】難病医療協力病院の設置数	〇〇〇人 (2022年度)	〇〇〇人 (2029年度)

【県の地域生活支援事業の見込量（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値	目標値
	【再掲】心のバリアフリー推進員の累計養成者数	409人 (2017～ 2022年度)	〇〇〇人 (2017～ 2029年度)

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(3) 障害者主体の活動等の促進

障害当事者の誰もが
主体的に活動できる社会を県民全体で目指します

<現状と課題>

県が目指す地域共生社会では、障害の程度や状態にかかわらず、誰もが主体的に地域社会の一員として活躍することが望まれます。県民全体が憲章の理念を意識し、誰もがこの理念のもとで、相互の存在を尊重し、はじめて実現されうるものですが、一方で、意識の醸成には時間を要します。

県ではこれまでも、障害当事者が主体となる活動、いわゆる「本人活動」について、当事者自身のみならず、家族（親）団体や、同じく本人活動を支援する団体等を支援する取組みを推進しており、少しずつですが、行政を中心に障害当事者が政策立案過程に参画し、当事者としての意見を発信する環境が整い始めています。本人活動は、当初、当事者同士が余暇をともに過ごすなど、レクリエーション活動が多くを占めていましたが、近年は当事者の権利意識が高まり、障害者権利条約をはじめ、様々な福祉サービス制度や成年後見制度、意思決定支援などの学習会なども、盛んに行われている現状があります。

また、昨今は当事者によるサポート活動（ピアサポート）も注目されています。これは、一般に同じ課題や同じ経験をした人が、その経験や思いを共有することで、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られる活動のひとつです。県でも、主に精神障害の分野で、このピアサポーターを養成する研修を行っており、長期入院患者の退院支援や長期入院患者の地域生活移行を促進するための支援に繋げるなど、活躍の機会を創出する取組みを進めています。

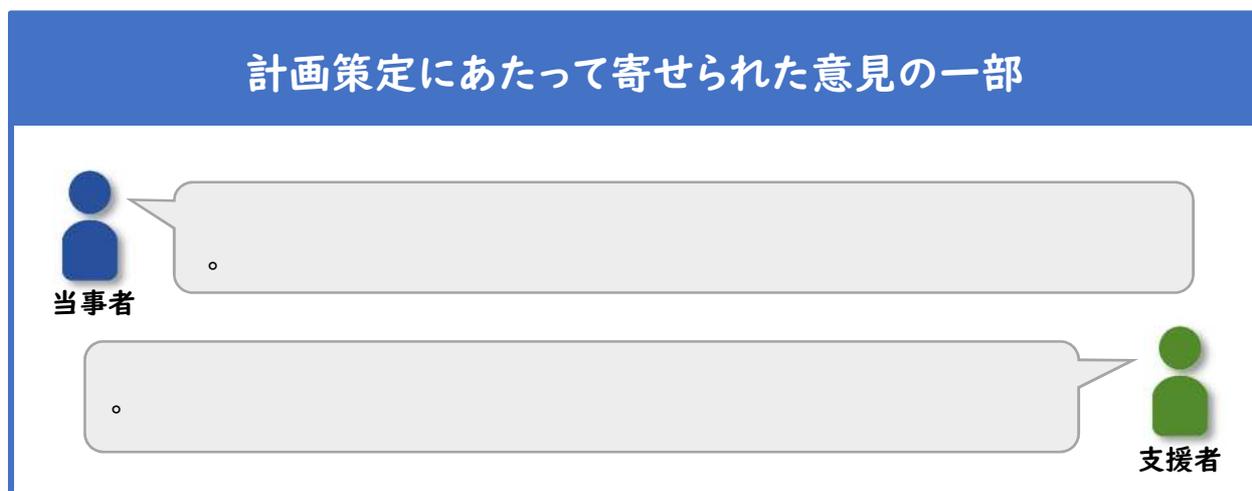
一方で、まだまだ活躍の場や活動の範囲などの基盤は十分に整っているとは言えません。現在は主に事業所や団体に所属している方が対象とされていますが、所属のない当事者の方は多くおり、このうち、活動への参加を希望する方も少なくはありません。今後、様々な活躍の場が開拓されることが望まれています。

当事者による活動を希望する方が、活動する場を広く選択し、当事者主体のもとで活躍できる社会に向けて取組みを推進するとともに、活動している当事者が孤立化しないよう、

【大柱】Ⅳ. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

- ▶ 【中柱】 7 ともに生きるための意識づくり
- ▶ 【小柱】 (3) 障害者主体の活動等の促進

当事者同士や行政によるフォローアップが必要です。



＜取組みの方向性＞

7301 政策立案過程における障害者参加の推進 (共生推進本部室、障害福祉課)

県は、障害者本人の生活に関係する県の審議会等への障害者本人の参加を進め、様々な政策を立案する過程に障害当事者の視点を取り入れます。

7302 障害当事者による障害等の理解の促進 (障害福祉課)

企業等に対して、障害者への理解や障害者の受入れに際して必要な配慮等に関する研修実施を働きかけるとともに、研修を実施する企業に障害当事者(ピア)等を講師として紹介・派遣することにより、障害者への理解促進等の充実を進めます。

7303 精神障害者を支援するピア活動の推進と普及啓発 【再掲：3206】 (障害福祉課)

長期入院をしている精神障害者の地域生活移行を促進するため、ピア(当事者)サポーターによる病院訪問等を通じた長期入院患者への退院意欲喚起を行います。

また、精神科医療機関病院職員をはじめとする地域生活支援関係者や地域住民等に向けて、地域生活移行や障害理解の普及啓発を充実させます。

＜数値目標＞

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	障害者が参加した県の審議会等	〇〇〇 (2022年度)	〇〇〇 (2029年度)

8. ともに育つための教育の振興

地域共生社会を実現するためには、幼少期から障害の程度や状態にかかわらず、できる限り同じ環境で共に学び、共に育つことで相互理解を深め、個性を尊重し支え合う力や協働する力を育むことが大変重要です。

県では、全ての子どもたちが共に学ぶ教育のしくみ（インクルーシブ教育）の整備を進め、小学校から高等教育に至るまで、安全かつ平等に学習を受ける環境の整備に取り組めます。

あわせて、すべての教職員が障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組みを推進します。

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 教育環境の整備

すべての子どもの能力や可能性を最大限伸ばせるよう、
質の高い教育環境づくりを目指します

<現状と課題>

すべての子どもが、それぞれの障害特性や成長・発達の段階に応じて、十分な教育を受けながら、個々が持つ能力や可能性を最大限伸ばすためには、すべての学校教育に関わる教職員が障害への理解を深めることは勿論のこと、学校全体で障害の特性に応じた支援や合理的配慮、教育環境等を整備し、教育の質を高めることが重要です。

特に昨今は、重度重複障害児や医療的ケア児、発達障害児への対応など、学校現場においても、専門的知識や特別な配慮が必要となる場合も少なくないため、指導に当たる教員のスキルアップとともに、教員へのフォロー体制が必要とされています。

県教育委員会では、令和4年3月に、「かながわ特別支援教育推進指針」を策定し、この基本的な考え方や目指す方向性を県内の全ての市町村教育委員会と共有し、連携・協働による取組みを進めることで、県内全域における特別支援教育の充実を図っています。多様な学びの場における地域の特別支援教育の充実に向け、県内各地域において、専門性を深める研修等に取り組んでいます。あわせて、県立特別支援学校では、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図るため、教育相談コーディネーターを中心に、自立活動教諭(専門職)など、教職員の連携・協働によって校内体制のより一層の強化を図る必要があります。

さらに、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士、心理職の自立活動教諭を県内5つの地域ブロックに分け、各ブロック内で4職種が揃うよう、各校に1~2名ずつ配置し、地域の学校等への巡回相談や研修会等の実施を通して、専門的な支援や助言を行っています。

また、令和4年度からは医療的ケア児の通学支援を開始しており、福祉車両を活用する取組を県内10校で実施し、令和5年度は通学支援が必要な医療的ケア児が在籍する17校全てに拡大し実施しています。福祉車両や看護師の手配が難しいなどの課題はありますが、事業者への個別相談や関係会議等で取組みの周知をおこない理解を広めています。

引き続き、地域との連携・協働に取り組みながら、教育環境の整備を推進します。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



<取組みの方向性>

8101 すべての学校における特別支援教育の体制整備

(特別支援教育課、総合教育センター)

障害により特別な支援を必要とする児童・生徒等は、すべての学校、すべての学級に在籍することを前提に、すべての学校における特別支援教育の体制の整備を促すとともに、最新の知見も踏まえながら、管理職を含む、すべての教職員が障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組みを進めます。

8102 特別支援学校の機能の充実

(特別支援教育課)

幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の体制整備に資するよう、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ります。

8103 特別支援教育支援員の配置

(特別支援教育課)

各市町村の幼稚園、小・中学校における特別支援教育支援員の配置についての理解を図り、幼稚園、小・中学校、高等学校等に在籍する障害のある児童・生徒等の特別支援教育の充実を促します。

8104 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材、支援機器等の活用

(総合政策課、障害福祉課、特別支援教育課、生涯学習課)

視覚障害等のある児童・生徒等の学校における読書環境を保障するため、平塚盲学校においては、県立の図書館やライトセンターと連携し、県立の図書館で所蔵している大活字本やLLブックを取り寄せて貸し出す取組みや電子書籍を活用するとともに、ライトセンターで所蔵する障害者サービス用の書籍・録音図書(DAISY)等を取り寄せて貸し出す取組みを推進します。

また、点字図書館(日本点字図書館、二俣川ライトセンター)と連携し、障害者サービス用資料の相互貸借を実施するとともに、バリアフリー関連書籍を所蔵し、障害者が利用しやすい書籍等を充実させる取組みを推進します。

8105 学校教育活動に伴う移動に係る支援の充実 (障害福祉課、特別支援教育課)

障害のある児童・生徒等の学校教育活動に伴う移動に係る支援の充実について、各地域における教育、福祉、医療との連携を促します。

8106 特別支援教育に関する専門性の向上 (特別支援教育課、総合教育センター)

すべての教員が、障害や特別支援教育等に関する理解を深め、適切な指導・支援方法等を身につけられるよう専門性向上のための取組みを推進します。

8107 障害児等の実態把握、調査研究等 (総合教育センター)

教育環境の整備のため、障害のある児童・生徒等の障害理解、指導方法等について、調査・研究を進め、研究成果の普及を図ります。

8108 医療的ケア児の理解と体制整備に向けた検討 (特別支援教育課)

医療的ケアを必要とする児童・生徒等が安全に学習できるよう校内体制整備や、教職員や看護師への研修講座を実施します。

8109 入試における配慮 (医療課)

県立保健福祉大学・大学院等において、障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試においては、一人ひとりのニーズに応じて、柔軟な対応に努めます。

【大柱】Ⅳ. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ 【中柱】8 ともに育つための教育の振興

▶ 【小柱】(1) 教育環境の整備

8110 授業等における配慮等 (医療課)

県立保健福祉大学・大学院等において、障害のある学生も平等に参加できるよう、授業等における配慮及び施設のバリアフリー化を実施します。

8111 支援体制の整備 (医療課)

県立保健福祉大学・大学院等において、障害のある学生一人ひとりの個別のニーズに合理的配慮を提供する建設的対話(情報を何度も伝達しあいながら、双方が歩み寄っていく対話)に基づく支援を促進するため、障害のある学生からの相談窓口の統一等の支援体制を整備します。

8112 支援事例・バリアフリー化状況の情報提供 (私学振興課、医療課)

県立保健福祉大学・大学院等及び県内の専門学校においては、施設のバリアフリー化の状況や県の障害福祉に関する取組み等についての情報提供を積極的に行い、障害のある学生を含め、誰もが学習しやすい環境の整備を推進します。

あわせて、障害のある学生支援の事例等をガイダンスにおいて学生等へ周知します。

また、私立専門学校においては、県の取組を情報提供し、誰もが学習しやすい環境づくりを推進していきます。

8113 就職支援のための担当者間連携 (医療課)

県立保健福祉大学・大学院において、障害のある学生の就職を支援するため、学内の就職支援担当、障害支援担当等の連携を図ります。

8114 地域で子どもの成長を支える取組みの推進 (特別支援教育課)

地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもたちの成長を支えるため、県立特別支援学校において学校運営協議会を活用し、「地域とともにある学校」を目指します。

【大柱】Ⅳ. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ 【中柱】 8 ともに育つための教育の振興

▶ 【小柱】 (1) 教育環境の整備

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画が作成されている学校の割合（公立の幼・小・中・高等学校等を対象）	99.6% (2022年度)	100% (2029年度)
	個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている学校の割合（公立の幼・小・中・高等学校等を対象）	95.5% (2022年度)	100% (2029年度)

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) インクルーシブ教育の推進

すべての子どもが平等な環境のもと、
ともに考え、学び、育み合える学習環境の整備を目指します

<現状と課題>

障害による差別や偏見を生まない社会を築くためには、幼少期から平等な環境のもと、より多くふれ合う機会を通じて、価値観を相互に考え、学び、育み合うことが重要です。

これまでのわが国では、障害の程度や状態により、生活環境、学習環境などが隔たれてきた経過があり、2022年8月におこなわれた国連障害者権利委員会による日本の権利条約の実施状況の審査(対日審査)では、日本政府に対し、分離教育の廃止とインクルーシブ教育の推進について勧告を受けたところです。

県が目指す真の地域共生社会は、障害の状態や程度によって分け隔てられることなく、誰もが大切にされ、一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる社会であり、この対象には当然のことながらすべての子ども達も含まれています。

県では、全ての子ども達が、可能な限り同じ環境の下で、お互いを理解・尊重しながら成長していくことを目標とした「インクルーシブ教育」を推進しており、例えば、すべての子どもの多様な教育的ニーズに応じた指導や支援を行うことができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置することで、校内の支援体制を構築したり、教育相談コーディネーターを中心とした学校組織の編成、インクルーシブ教育実践推進校を設置するなど、様々な取組みを進めており、今後も引き続き、このインクルーシブ教育を位置づけた新たな教育の環境づくりを広めていくことが求められています。

一方、このような学校教育の現場における環境・仕組みの整備が進められていくなかでは、差別やいじめ、不登校等の未然防止や早期発見・早期対応のための適切な措置を講じていく必要があり、障害のある児童・生徒を含む特に配慮が必要な児童・生徒が関わるいじめについては、その児童・生徒の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者や児童相談所等を含む専門機関との連携や、周囲の児童・生徒に対する細やかな教育・指導を組織的におこなっています。

このように、様々な特性のある子ども達が集う教育の現場においては、個々のニーズも

【大柱】Ⅳ. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ 【中柱】 8 ともに育つための教育の振興

▶ 【小柱】 (2) インクルーシブ教育の推進

多種多様であり、必要な配慮も様々ですが、これらを含めながらも、すべての子ども達が平等に学ぶことのできる体制を、県民が同じ意識で作り上げることが必要です。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

。

。



家族



支援者

。

<取組みの方向性>

8201 適切な指導や支援、学習機会の確保に向けた取組み

(私学振興課、特別支援教育課、総合教育センター)

障害のある児童・生徒等の自立と社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、基礎的環境の整備を進めつつ、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に在籍する障害のある児童・生徒等が合理的配慮の提供を受けながら共に学び、共に育つことができるように、適切な指導や必要な支援を受けられるよう取組みます。

8202 多様な学び場のしくみづくり

(インクルーシブ教育推進課)

すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び、共に育つことをめざし、小・中学校から高等学校卒業までの連続性のある「多様な学びの場」を実現するため、市町村立小学校において教育相談コーディネーターの後補充非常勤講師を配置し、業務時間を確保することで、すべての子どもを組織的に支援する体制を整備します。

【大柱】Ⅳ. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ 【中柱】 8 ともに育つための教育の振興

▶ 【小柱】 (2) インクルーシブ教育の推進

8203 いじめの未然防止、早期発見・早期対応 (学校支援課)

「神奈川県いじめ防止基本方針」に基づき、障害のある児童・生徒に係るいじめの未然防止や早期発見・早期対応のための適切な措置を講じます。

8204 就学先決定に係る合意形成 (特別支援教育課)

障害のある児童・生徒等の就学先決定に当たっては、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とするとともに、発達の程度や適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者へ周知を進めます。

8205 小・中学校における校内支援体制の構築 (子ども教育支援課、総合教育センター)

小・中学校においては、校長のリーダーシップの下、教育相談コーディネーターを中心とした学校組織として、障害のある児童・生徒等も含め、すべての子どもの多様な教育的ニーズに応じた指導や支援を行うことができるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、校内の支援体制の構築を図ります。

8206 合理的配慮の適切な提供に関する周知 (子ども教育支援課)

障害のある児童・生徒等への合理的配慮について、児童・生徒等一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて学校の設置者・学校と本人・保護者等との間で話し合い、共通理解を図った上で提供されることが望ましいことを関係者に周知します。

8207 医療的ケア児等への支援体制の整備 (特別支援教育課)

医療的ケアを必要とする児童・生徒等や長期入院を余儀なくされている児童・生徒等が教育を受けたり、他の児童・生徒等と共に学んだりする機会を確保するため、医療的ケアのための看護師の配置やこれらの児童・生徒等への支援体制の整備に努めます。

8208 高等学校の入学者選抜等における配慮 (高校教育課)

障害等のある志願者の入学者選抜における学力検査及び面接等の実施に当たっては、検査等の方法や時間、会場について、通常の方法では受検が困難と認められる者の障害等の状況及び志願者が在籍する中学校等で特に取扱いをしている事項等を検査問題等の程度を変えない範囲で考慮し、志願先の高等学校及び教育委員会等が連携を図りながら、適切な取扱いを講じます。

【大柱】Ⅳ. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ 【中柱】 8 ともに育つための教育の振興

▶ 【小柱】 (2) インクルーシブ教育の推進

8209 高等学校におけるインクルーシブ教育の実践 (インクルーシブ教育推進課)

県立高校3校をインクルーシブ教育の実践推進校(パイロット校)に指定し、2017年度(平成29年度)から知的障害のある生徒の特別募集を実施し、インクルーシブ教育を実践するために必要な基礎的環境整備を行っています。さらに2020年度には14校、2024年度には18校に拡大し、インクルーシブ教育の全県展開を図ります。

8210 高等学校における通級指導の充実 (高校教育課)

高等学校における通級指導については、国の法改正を踏まえ、平成30年4月から自校通級を行う通級指導導入校を3校指定し、令和2年4月からは自校通級に加え他校通級を行う学校を1校加えました。また、令和6年4月からは自校通級を行う学校を1校加え、取組の周知を図っていきます。通級担当の人材育成の観点から、今後も研修を行う神奈川県立総合教育センターと連携を密にしながら、さらなる通級指導の充実に努めます。

8211 キャリア教育や就労支援の充実 (特別支援教育課)

障害のある児童・生徒等が様々な支援を利用しつつ、自立と社会参加を促進できるよう、福祉、労働等との連携の下、障害のある児童・生徒等のキャリア教育や就労支援の充実を図ります。

8212 早期からの教育相談・支援体制の充実 (特別支援教育課、総合教育センター)

できるだけ早い段階から適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携の下、子ども本人や保護者に対して早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。

8213 各発達段階を通じた関係機関の連携体制の構築 (総合教育センター)

障害のある児童・生徒等に関し、各発達段階を通じて円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、就学前段階から就労段階にわたり、各学校等で作成される個別の支援情報に関する「個別の教育支援計画」等について、就学、進級、進学、就労の際に、記載された情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる取組みを進めます。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	高等学校において通級による指導を受けている児童・生徒数 ※「入級の手続き」を行っていない通級指導教室が対応した生徒等も含む	69人 (2022年度)	83人 (2029年度)

9. ともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興

我が国における障害者の文化芸術活動は、近年、障害分野だけでなく、文化芸術分野からも機運が高まっています。

県では、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を踏まえ、障害の程度や状態にかかわらず、誰もが文化芸術を鑑賞し、イベント等を通じて実際に文化芸術に触れ、体験する機会や、創作・発表する機会を創出し、人生を豊かにするための取組みを推進します。

また、障害者一人ひとりがスポーツを通じて、自身の健康維持や余暇の充実を図ることができるよう、自身の運動機能を活かしながら、身近な地域でスポーツを「する」、「観る」、「支える」ことについての取組みを推進します。

- 【大柱】Ⅳ. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
- ▶ 【中柱】 9 ともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興
- ▶ 【小柱】 (1) 文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

障害当事者が身近な地域で芸術文化に触れ、
自らも積極的に文化芸術活動に参加できる社会を目指します

<現状と課題>

近年、障害者の文化芸術活動は、障害福祉分野と文化芸術分野双方からの機運が高まっています。

文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年6月に公布・施行され、同法に基づき平成31年3月には第1期の「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が、令和5年3月にはその第2期計画が示されています。

これら国の法律や計画を踏まえ、県では、「神奈川県文化芸術振興条例」により、県民の文化芸術に関する活動の充実及び文化資源を活用した地域づくりの推進を図り、真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現及び、個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展を目指しています。

また、障害者が文化芸術を享受して多様な活動を行うことができるよう、令和2年「神奈川県障がい者芸術文化活動支援センター」を設置し、相談支援や芸術家によるワークショップ事業等を実施し、障害者が身近な地域で芸術文化に触れることができるようサポートをおこなう等、障害者の文化芸術活動を支援する体制づくりを推進しています。

このほか、障害の程度や状態にかかわらず、誰もが文化芸術・舞台芸術を体験、創作、発表する機会を創出するため、県立の博物館や美術館、図書館におけるバリアフリー設備や障害者のニーズを踏まえた工夫・配慮を行うとともに、「神奈川県障害者文化・芸術祭」の開催や、「ともいきアートサポート事業」を通じ、障害者の文化的活動を支援する取組みを推進しています。

このように、県ではこれまでも文化芸術に係る取組みを推進してきましたが、地域差があり、全県展開までには至っていないため、県内全域で事業や公演等を実施し、県民が

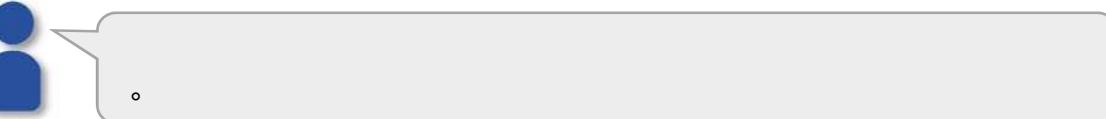
- 【大柱】Ⅳ. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
 - ▶ 【中柱】 9 ともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興
 - ▶ 【小柱】 (1) 文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

参加、鑑賞しやすい環境を作ることが必要です。今後はこれまで以上に障害者を支援する関係者の人材育成など、関係機関との連携を強化していくとともに、障害者だけでなく、あらゆる人が一緒になって創作活動を行う機会を増やすなど、共生の輪をより一層拡大していくような取組が重要です。

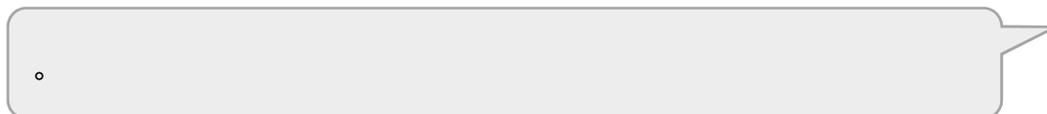
計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者



家族



支援者



<取組みの方向性>

9101 障害者の創作活動の支援 (文化課)

障害者が行う文化芸術活動の充実を図るため、障害者が出演、運営又は参加する事業の実施団体への補助について特別基準を設けます。

9102 障害者等の文化芸術活動の普及 (文化課、障害福祉課、共生推進本部室)

障害者施設等において、音楽鑑賞事業や演劇・ダンス等のワークショップを実施し、鑑賞・参加機会の充実を図ります。

あわせて、障害者芸術文化活動支援センターを活用し、障害者の文化芸術活動を支援するとともに、神奈川県障害者文化・芸術祭を開催し、障害者の文化芸術活動の普及を図ります。

また、障害者の描く「ともいきアート」を広く知ってもらうための作品展示や、障害者が創作活動に参加する取組みを推進します。

- 【大柱】Ⅳ. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
- ▶ 【中柱】 9 ともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興
- ▶ 【小柱】 (1) 文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

9103 障害者の芸術活動をサポートできる文化施設従事者の育成 (文化課)

障害者が地域において文化芸術活動に親しむことができる施設・設備の整備等を進めるため、障害者の文化芸術活動をサポートする人材を養成します。

9104 障害者等の文化芸術活動の場の提供 (障害福祉課)

障害者が地域において、文化芸術活動に取り組めるよう、県立ライトセンターにおいて手芸や茶道などの文科系クラブ活動のための場を提供するなど、障害者の自主的な活動参加を支援します。

9105 県立文化施設等における配慮 (文化課、生涯学習課)

県立文化施設における展示等においては、音声、文字、手話等による展示解説や筆談対応など、情報保障のための鑑賞サポートを行います。

あわせて、障害の特性に応じて文化・芸術を鑑賞しやすい環境の整備を行い、障害者の意見を踏まえながら、鑑賞機会や利用拡大のための工夫・配慮を提供するための取組みを推進します。

9106 県立の図書館における配慮 (生涯学習課)

県立の図書館において、文字の拡大や音声読み上げ機能が使用できる電子書籍や大活字本、LLブックの収集・提供やスロープ、拡大読書器等の設置により、図書館利用に係る体制の整備を行うとともに、図書館資料の郵送貸出、レファレンス(調べもの)サービスの提供、視覚障害者等による電子書籍等の利用時の司書等による支援等、障害者のニーズを踏まえた工夫・配慮がなされた読書環境の整備に努めます。また、障害者サービスに関する職員研修等を実施し、司書等の資質の向上を図ります。

9107 福祉バスの運行による外出の支援 (障害福祉課)

障害者団体が、文化・レクリエーション活動等のために団体で福祉バスを利用して外出することを支援します。

- 【大柱】Ⅳ. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
- ▶ 【中柱】 9 ともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興
- ▶ 【小柱】 (1) 文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

9108 メタバースを活用した共生社会の実現に向けた取組【再掲：5403】

(共生推進本部室)

障害者などの当事者、学識経験者、行政などによる「ともいきメタバース研究会」を立上げ、新たなコミュニケーションツールとしてのメタバースの活用等を拡充していくために検討・議論しながら、障害者等の生きづらさを抱える人々に社会参加の機会を拡充していくための取組を実施します。

9109 県施設の利用料等の割引等

(障害福祉課)

県が所管する施設を障害者が利用する際には、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する割引・減免等の措置を講じます。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	年齢や障害などにかかわらず、すべての人が舞台芸術に参加し楽しめる共生共創事業の参加者、(出演者、観覧者等)満足度	77.8% (2022年度)	83% (2029年度)
	障害者団体による音楽・演劇等の発表及び作品展示等を実施する神奈川県障害者文化・芸術祭の参加団体数	12団体 (2022年度)	前年度比増

- 【大柱】Ⅳ. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
▶ 【中柱】 9 ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興
▶ 【小柱】 (2) スポーツ活動等の取組みの推進

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) スポーツ活動等の取組みの推進

障害の程度や状態に関わらず、
誰もがスポーツ活動を楽しみ、親しめる社会を目指します

<現状と課題>

これまで県では、神奈川県スポーツ推進計画に基づき、県民の誰もが「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指して、障害の種類や程度に関わらず、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害者がスポーツをする機会の拡大や、障害者スポーツに触れ合う機会を増やすことで、県民の障害者スポーツに対する理解の促進に取り組んできました。

こうした中で開催された東京 2020 パラリンピックでは、躍動するアスリートの姿が県民に感動と勇気を与え、大きな盛り上がりを見せました。しかしながら、一方では、障害者がスポーツを行うための環境が未だ十分に整っていないことなどから、障害者スポーツは期待したような広がりを見せていないのが現状です。

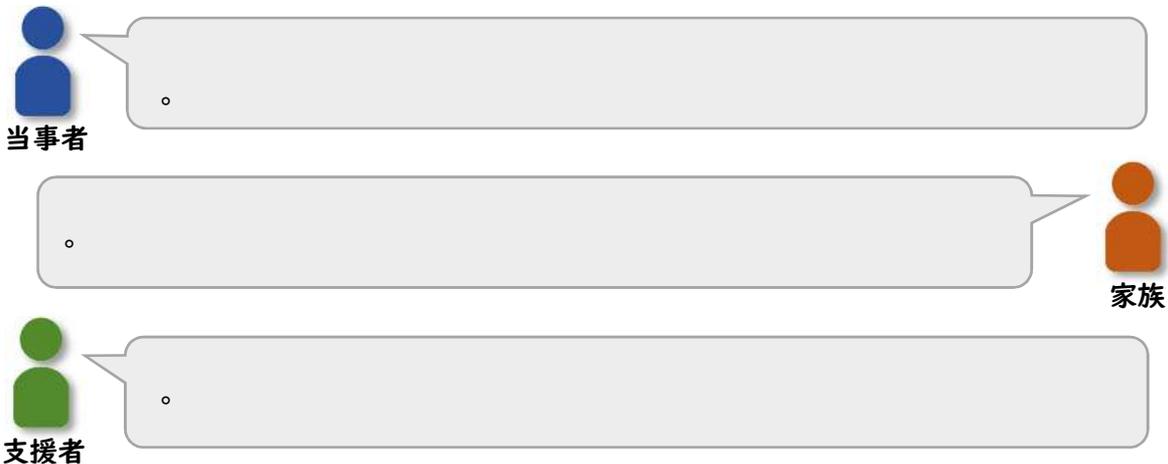
障害者が障害の程度や状態に応じて、様々なスポーツに気軽に取り組めるようになるためには、障害者スポーツ団体等と連携し、障害者スポーツを支える人材の育成や、身近な地域でスポーツ活動に参加するための環境づくりが重要であり、あわせて障害者のアスリートが活躍できるよう、競技大会への派遣やアスリートの育成強化を推進していくことが重要です。

こうした障害者スポーツの取組みをさらに進めるとともに、「かながわパラスポーツ」の理念を踏まえ、誰もがともにスポーツを楽しめる機会の提供を図っていくことも重要です。これらの課題に取り組むため、県では令和5年3月に計画の見直しを行い、「スポーツを通じた地域共生社会の実現」を施策の柱に掲げています。

引き続き、障害者のスポーツ活動等の取組みを推進していきます。

- 【大柱】Ⅳ. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
 ▶ 【中柱】 9 ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興
 ▶ 【小柱】 (2) スポーツ活動等の取組みの推進

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



<取組みの方向性>

9201 障害者のためのスポーツ振興

(障害福祉課)

障害者が身近な地域で運動・スポーツ活動を通じ、余暇の充実や健康維持・増進等を図れるよう、県立ライトセンターにおいて、視覚障害の特性に配慮したスポーツ施設を設置するとともに、地域において安心してスポーツ施設を利用できるよう、スポーツ施設への働きかけを行う等、地域におけるスポーツ振興を推進します。

9202 誰もがスポーツに親しめる機会の提供

(スポーツ課)

障害者スポーツを推進するとともに、県民がそれぞれの関心、目的、体力、年齢、運動機能、健康状態に応じて、生涯にわたり楽しみながらスポーツをする、観る、支える「かながわパラスポーツ」の理念を踏まえ、誰もがともにスポーツに親しめる機会の提供を図ります。

9203 障害者スポーツを支える人材の養成等

(スポーツ課)

公益財団法人日本パラスポーツ協会公認の「初級パラスポーツ指導員」や県独自の「神奈川県障害者スポーツサポーター」の養成、スポーツイベント等との人材マッチングを進め、障害者スポーツを支える人材の育成など環境づくりに取り組みます。

9204 競技大会を通じた障害者スポーツの普及

(スポーツ課)

全国障害者スポーツ大会への神奈川県選手団の派遣を通じて障害者スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組みを支援します。

- 【大柱】Ⅳ. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
 - ▶ 【中柱】 9 ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興
 - ▶ 【小柱】 (2) スポーツ活動等の取組みの推進

特に、身体障害者や知的障害者に比べて普及が遅れている精神障害者のスポーツについて、精神障害者が参加できる競技大会の拡大に取り組みます。

9205 アスリートの育成強化 (スポーツ課)

パラリンピック競技大会やデフリンピック競技大会など、今後の国際大会に向けて神奈川県育ちのアスリートが活躍できるよう、有望なアスリートの育成・強化と指導者の育成を支援します。

9206 レクリエーション大会等の開催 (スポーツ課)

レクリエーションスポーツ等を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇活動等に資するため、総合型地域スポーツクラブなどとの連携により、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害者等が地域社会における様々な活動に参加するための環境の整備や必要な支援を行います。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	神奈川県障害者スポーツサポーターの累計養成者数 ※毎年度 80 人を見込む	623 人 (2016～ 2022 年)	1,183 人 (2016～ 2029 年)

おわりに ～今後の課題と展望～

作成中

最後に、これまでに県に寄せられた意見のうち、現段階では計画への反映が難しいものの、県の実施として推進が必要とされるものを紹介します。これらの貴重な声を風化させることなく、引き続き施策の更なる推進を図ります。

資料

1. 数値目標、見込値等の一覧（作成中）

（1）県独自の目標（主に条例や障害者計画の目標値）

- ・ 実施した施策の進捗状況や達成状況の度合いを測るための目標値です。
- ・ 本計画は、基本指針で数値目標が定められている障害福祉計画のほか、条例に基づく計画と障害者計画の内容も包含していることから、県独自の目標を設定しています。

No.	項目	2022 実績	2024	2025	2026	2029	担当課 (略)
	虐待に関する弁護士による法的な助言回数	3	5	6	6	8	障福
	県民ニーズ調査における障がいを理由とする差別や偏見があると思うと回答する方の割合	78.7	75	70	65	50	障福
	障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村数						障福
	意思決定支援研修の累計受講者数（障害福祉サービス事業者の従業者等）	2,012	3,312	3,962	4,612	6,562	共生
	グループホームの職員に対して支援技術や人権意識の向上を図る研修（障害者グループホームサポートセンター事業）の修了者数	234	200	200	200	200	障サ
	障害保健福祉に従事する職員を対象とした実践教育センターにおける研修回数	2	2	2	2	2	医療
	発達障害児者のためのペアレントトレーニング普及研修の実施自治体数	11	11	11	12	15	障福
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修の累計修了者数	64	84	94	104	134	障福
	喀痰吸引等研修事業研修の受講者数	261	280	280	280	280	障福
	重症心身障害児者施設等の看護師を対象とした専門的研修の修了者数	21	20	20	20	20	障サ
	看護学生や看護師等を対象とした福祉現場における看護に関する普及啓発研修の修了者数	67	60	60	60	60	障サ
	相談支援事業所における相談支援専門員の実人数	1,584	1,785	1,893	2,006	2,380	障福
	相談支援事業の累計利用者数（障害者）	64,640	70,347	73,387	76,558	86,918	障福
	相談支援事業の累計利用者数（障害児）	37,753	46,968	52,387	58,432	81,082	障福

	項目	2022 実績	2024	2025	2026	2029	担当課 (略)
	相談支援専門員による障害サービス等利用計画等作成率(障害者)	62.3	63.4	65.5	67.5	73.2	障福
	相談支援専門員による障害サービス等利用計画等作成率(障害児)	34.6	34.2	34.7	35.2	36.0	障福
	相談支援専門員への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の累計受講者数	160	260	310	360	510	障福
	相談支援事業所総数	654	704	729	754	829	障福
	障害福祉サービス報酬の「処遇改善加算」の届出をする事業所・施設の割合	82.6	85	87	89	95	障サ
	精神病床における入院需要(患者数)	11,670	11,681	11,555	11,429	11,051	が疾
	訪問診療を実施している診療所・病院数						医療
	訪問歯科診療を実施している診療所・病院数						医療
	障害児者入所施設における定期的な歯科検診の実施率	77.5 (2020)	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	健増
	難病医療協力病院の設置数	26	29	29	29	31	が疾
	脳血管疾患の年齢調整死亡率(人口10万人対)						健増
	医療的ケア児在宅レスパイト支援事業を実施する市町村	0	6	8	10	16	障福
	障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の開催数		2	2	2	2	障サ
	児童発達支援を行う事業所数	733					障サ
	放課後等デイサービスを行う事業所数	1,175					障サ
	保育所等訪問支援を行う事業所数	117					障サ
	保育士等キャリアアップ研修に係る障害児保育に関する研修の累計修了者数	7,635	10,119	11,361	12,603	16,329	次世
	障害児等メディカルショートステイの利用件数	—	121	130	139	167	障福

No.	項目	2022 実績	2024	2025	2026	2029	担当課 (略)
	重症心身障害児者への1人当たりへの平均支援回数	2	3	3	3	3	障福
	補助事業を活用してロボットを導入した事業所等の数	8	2	2	2	2	障サ
	補助事業を活用してICT機器を導入した事業所等の数	24	15	15	15	15	障サ
	援助や配慮が必要な方のためのマーク「ヘルプマーク」の認知度(%)	66	70	72	74	80	障福
	視覚障害者用付加装置(バリアフリー対応型信号機)等の整備数	10	10	10	10	10	県警
	手話講習会の累計実施事業所数	222	302	342	382	502	地福
	電話リレーサービスの累計登録件数	1,030	1,210	1,250	1,280	1,340	障福
	ライトセンターの図書増加数(点字図書、録音図書及び拡大図書)(タイトル数)	769	750	750	750	750	障福
	公的機関のウェブサイトの情報アクセシビリティに関するJIS規格への準拠率	98					デジ
	障害への理解についての県職員に対する研修の受講者数	1,375	1,380	1,400	1,420	1,480	人事、障福、共生
	障害者及び障害者を見守る人向けの消費者教育に関する講座等の開催数	11	10	10	10	10	消費
	障害者職業能力開発校の修了者における就職率	77.1	80	80	80	80	産人
	障害者の委託訓練修了者における就職率	38.1	55	55	55	55	産人
	県における障害者の雇用率(知事部局)	2.81	3	—	—	—	人事
	県における障害者の雇用率(企業局)	2.98	3	—	—	—	企総
	県における障害者の雇用率(議会局)		3	—	—	—	議総
	県における障害者の雇用率(教育局)	2.52	2.5	—	—	—	教総
	県における障害者の雇用率(県警本部)	2.91	3	—	—	—	県警
	障害者就労施設等からの物品等の調達実績額	180,304	-	-	-	-	障福
	就労継続支援B型事業所の月額平均工賃額	15,795	-	-	-	-	障福

No.	項目	2022 実績	2024	2025	2026	2029	担当課 (略)
	ともに生きる社会かながわ憲章の認知度	30.2	50	50	50	50	共生
	県民ニーズ調査における障害者に配慮した行動をとる人が増えたと思うと回答する方の割合	40.6	42	44	46	52	障福
	障害者理解のための企業向け講座の累計受講者数(延べ)	7,427	7,860	8,100	8,340	9,060	障福
	県の審議会等における障害当事者委員の人数						共生
	市町村における障害福祉計画等策定委員会等における障害当事者委員の人数						障福
	障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村における障害当事者委員の人数						障福
	個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画が作成されている学校の割合(公立の幼・小・中・高等学校等を対象)	99.6	100	100	100	100	特支
	個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている学校の割合(公立の幼・小・中・高等学校等を対象)	95.5	100	100	100	100	特支
	高等学校において通級による指導を受けている生徒数	69	73	75	77	83	高校
	年齢や障がいなどにかかわらず、すべての人が舞台芸術に参加し楽しめる「共生共創事業」の参加者(出演者、観覧者等)満足度	77.8	80	81	82	83	文化
	障害者団体による音楽・演劇等の発表及び作品展示等を実施する神奈川県障害者文化・芸術祭の参加団体数	12	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	障福
	神奈川県障害者スポーツサポーターの累計養成数	623	783	863	943	1,183	スポ

(2) 基本指針に基づく成果目標（障害福祉計画）

- ・ 基本指針では、障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を成果目標として整理しています。
- ・ 内容によっては、市町村障害福祉計画の目標値を積み上げた数値となります。

No.	項目	2022 実績	2024	2025	2026	2029	担当課 (略)
	基幹相談支援センターを設置する市町村数						障福
	令和4年度末時点の施設入所者(〇〇人)のうち地域生活に移行する人の数						障福 障サ
	令和4年度末時点の施設入所者(〇〇人)に対する減少数						障福 障サ
	地域生活支援拠点等のコーディネーター、担当者の配置等の各種体制の構築した市町村数						障サ
	地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の回数						障サ
	強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し支援体制の整備をしている市町村数						障サ
	精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	327.3 (R2)	329	329	330	332	障福 が疾
	精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上)	3,710	3,607	3,484	3,362	-	障福 が疾
	精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳未満)	2,883	2,875	2,805	2,735	-	障福 が疾
	精神病床への入院後、早期に退院する人の割合(入院後3か月時点の退院率)	60	62	65	69	-	障福 が疾
	精神病床への入院後、早期に退院する人の割合(入院後6か月時点の退院率)	80	83	84	85	-	障福 が疾
	精神病床への入院後、早期に退院する人の割合(入院後1年時点の退院率)	89	90	91	91	-	障福 が疾
	児童発達支援センターを設置する市町村数						障福

No.	項目	2022 実績	2024	2025	2026	2029	担当課 (略)
	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築する市町村の数						障サ
	難聴児支援に関する関係機関への巡回支援の件数		26	27	28	31	障福
	新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築した市町村の数						障福
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保している市町村の数						障サ
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保している市町村の数						障サ
	医療的ケア児支援のための関係機関の連携のための協議の場を設置している市町村の数						障福
	医療的ケア児等コーディネーターを配置する市町村の数						障福
	県における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	-	5	5	5	5	障福
	市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数						障福
	就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労に移行する人の数						障福
	うち就労移行支援事業の一般就労移行者数						障福
	うち就労継続支援A型事業						障福
	うち就労継続支援B型事業						障福
	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が五割以上の事業所の割合						障福
	地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するための協議会（就労支援部会）等を設定して取組みを推進する。						障福
	就労定着支援事業の利用者数						障福
	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が70%以上の事業所の割合						障福

(3) 基本指針に基づく活動指標（障害福祉計画）

- ・ (2)の成果目標を達成するために必要な量を目標値や見込値として設定します。
- ・ 内容によっては、市町村障害福祉計画の設定値を積み上げた数値となります。

No.	項目	2022 実績	2024	2025	2026	2029	担当課 (略)
	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数、参加事業者・機関数						障福
	県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果を関係自治体と共有する回数						障サ
	各市町村における地域生活支援拠点等の整備状況						障サ
	地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数						障サ
	市町村における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築にかかる協議の場の設置数	30	33	33	33	33	障福
	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数						障福
	協議の場における保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数						障福
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数						障福
	精神障害者の地域移行支援の年間の実利用者数						障福 が疾
	精神障害者の地域定着支援の年間の実利用者数						障福 が疾
	精神障害者の共同生活援助の年間の実利用者数						障福 が疾
	精神障害者の自立生活援助の年間の実利用者数						障福 が疾
	精神障害者の自立訓練（機能訓練）の年間の実利用者数						障福 が疾
	精神障害者の自立訓練（生活訓練）の年間の実利用者数						障福 が疾
	精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数（在宅）	849	912	912	912	912	障福 が疾
	精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数（障害福祉施設）	131	113	123	133	163	障福 が疾

No.	項目	2022 実績	2024	2025	2026	2029	担当課 (略)
	精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数(介護施設)	144	138	141	144	153	障福 が疾
	神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協議会の開催回数	2	2	2	2	2	障福
	発達障害者支援センター相談件数						障福
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数						障福
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	33	34	34	34	34	障福
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)						障福
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者)						障福
	ペアレントメンターの人数						障福
	ピアサポートの活動への参加人数						障福
	福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数						障福
	福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数						障福
	福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数						障福
	障害者に対する職業訓練の受講者数						障福

(4) 基本指針に基づく県の地域生活支援事業の見込量 (障害福祉計画)

- ・ 地域生活支援事業は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することにより、障害者の福祉の増進を図るとともに、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。
- ・ 県は、地域生活支援事業の目的や「当事者目線の支援」の考え方等を踏まえ、市町村の地域生活支援事業との役割分担を図るとともに、市町村と連携しながら、障害者が直面している「生きにくさ・暮らしにくさ」という点から、必要な方に必要なサービスを提供していきます。

No.	項目	2022 実績	2024	2025	2026	2029	担当課 (略)
	権利擁護センター実施の障害者虐待防止・権利擁護研修の累計修了者数	1,130	1,370	1,490	1,610	1,970	障福
	サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修の累計修了者数	20,513					障サ
	障害支援区分認定調査員研修の累計修了者数						障サ
	かかりつけ医うつ病対応力向上研修の受講者数(政令市含む県全体)	280	270	270	270	270	が疾
	相談支援従事者研修(初任者研修、現任研修、主任研修)の累計修了者数	9,945	11,646	12,481	13,316	15,821	障福
	相談支援従事者等の質の向上や、専門性の強化のための研修(専門コース別研修)の受講者数	401	400	400	400	400	障福
	神奈川県障害者自立支援協議会の開催回数	2	2	2	2	2	障福
	圏域自立支援協議会の開催回数	10	10	10	10	10	障福
	高次脳機能障害支援普及事業における相談者数(延相談者数)						障福
	高次脳機能障害セミナー参加人数						障福
	地域移行・地域生活支援事業の実施によるピアサポーター実活動者数	52	50	50	50	50	障福
	オストメイト社会適応訓練事業の実施か所数	17	8	8	8	8	障福
	音声機能障害者発生訓練講習会の実施回数	187	84	84	84	84	障福

No.	項目	2022 実績	2024	2025	2026	2029	担当課 (略)
	基幹相談支援センター連絡会の開催回数	2	2	2	2	2	障福
	障害者社会参加推進センターにおける講習会の実施回数	11	6	6	6	6	障福
	身体障害者補助犬の給付者数	3	5	5	5	5	障福
	県酒害相談員研修 回数	1	1	1	1	1	が疾
	県酒害相談員地区別一般研修会回数	20	20	20	20	20	が疾
	障害者歯科診療における一次・二次医療担当者研修参加者数	138	350	350	350	350	障福
	発達障害支援センター職員が関係機関の調整・検討会議等に参加して、地域の支援体制の充実に協力した回数	154	180	180	180	180	障福
	自閉症児者に対する専門の医師を各児童相談所に配置し、相談機能を強化した回数		180	180	180	180	障福
	心のバリアフリー推進員の累計養成者数	409	520	580	640	820	障福
	盲ろう者通訳・介助員の派遣件数	2,460	2,500	2,500	2,500	2,500	障福
	手話通訳者の派遣件数	233	240	240	240	240	障福
	要約筆記者の派遣件数	227	230	230	230	230	障福
	失語症向け意思疎通支援者の派遣件数	118	120	120	120	120	障福
	盲ろう者通訳・介助員の養成研修修了者数	20	30	30	30	30	障福
	手話通訳者の養成研修修了者数	14	20	20	20	20	障福
	要約筆記者の養成研修修了者数	40	40	40	40	40	障福
	失語症向け意思疎通支援者の養成研修修了者数	16	20	20	20	20	障福
	かながわ障害者IT支援ネットワーク(関連SNSも含む)への投稿記事数	53	50	50	50	50	障福
	かながわ工賃アップ検討会を開催回数	2	2	2	2	2	障福

※所属名の略称一覧

デジタル戦略本部室(デジ)、人事課(人事)、消費生活課(消費)、文化課(文化)、スポーツ課(スポ)、
 共生推進本部室(共生)、次世代育成課(次世)、地域福祉課(地福)、障害サービス課(障サ)、医療課(医療)、
 健康増進課(健増)、がん・疾病対策課(が疾)、産業人材課(産人)、企業局総務室(企総)、議会局総務室(議総)
 教育局総務室(教総)、高校教育課(高校)、子ども教育支援課(子教)、特別支援教育課(特教)、県警本部(県警)

2. 各年度における指定障害福祉サービス等の見込量

(1) 指定障害福祉サービス等のサービス見込量

(1か月当たりの見込量)

サービス種別	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ア 訪問系サービス				
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	512,464 時間			
	18,903 人			
イ 日中活動系サービス				
生活介護	371,692 人日			
	20,438 人			
自立訓練(機能訓練)	1,174 人日			
	91 人			
自立訓練(生活訓練)	17,340 人日			
	1,066 人			
就労移行支援	59,694 人日			
	3,417 人			
就労継続支援A型	36,040 人日			
	1,889 人			
就労継続支援B型	236,627 人日			
	14,609 人			
就労定着支援	1,824 人			
療養介護	851 人			
福祉型短期入所	17,282 人日			
	3,023 人			
医療型短期入所	2,255 人日			
	519 人			
ウ 居住系サービス				
自立生活援助	97 人			
共同生活援助	12,140 人			
施設入所支援	4,644 人			
エ 指定計画相談支援				
指定計画相談支援	12,574 人			

オ 指定地域相談支援（※年間の実利用者数の見込み）				
地域移行支援	99人			
地域定着支援	83人			

（２）障害児通所支援等のサービス見込量

（1か月当たりの見込量）

サービス種別	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ア 障害児通所支援				
児童発達支援	95,936人日 12,179人			
医療型児童発達支援	1,469人日 227人			
放課後等デイサービス	304,935人日 23,952人			
居宅訪問型児童発達支援	148人日 30人			
保育所等訪問支援	2,467人日 1,623人			
イ 障害児入所支援				
福祉型障害児入所施設	292人			
医療型障害児入所施設	145人			
ウ 障害児相談支援				
障害児相談支援	6,957人			

※ 「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」

3. 障がい保健福祉圏域ごとの目標値等

(1) 令和8年度の成果目標

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (単位:人)

障がい保健福祉圏域	(基準) 令和元年度末 現在の施設 入所者数(A)	【目標値】 令和5年度末 までの地域生活 移行者数(B)	令和5年度末の施設 入所者数の見込 (C)	【目標値】 施設入所者の 減少見込 (A)-(C)
横 浜				
川 崎				
相 模 原				
横 須 賀・三 浦				
湘 南 東 部				
湘 南 西 部				
県 央				
県 西				
合 計				
比 率				

イ 福祉施設の利用者の一般就労への移行

障がい保健福祉圏域	(基準) 令和4年度に福祉施設 から一般就労へ移行し た人数	【目標値】 令和8年度に福祉施設 から一般就労へ移行す る人数
横 浜	983	
川 崎	316	
相 模 原	166	
横 須 賀・三 浦	121	
湘 南 東 部	154	
湘 南 西 部	124	
県 央	188	
県 西	47	
合 計	2,099	
比 率	4.6%	

(R4 就労移行支援事業の年間実利用者数:45,537人)

(2) 指定障害福祉サービス等の見込量

ア 訪問系サービス

居宅介護等（ホームヘルプサービス等）のサービス見込量

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	時間	286,062			
	人数	10,187			
川 崎	時間	65,986			
	人数	2,212			
相 模 原	時間	50,870			
	人数	1,335			
横須賀・三浦	時間	25,218			
	人数	1,114			
湘 南 東 部	時間	26,324			
	人数	1,175			
湘 南 西 部	時間	14,952			
	人数	809			
県 央	時間	30,753			
	人数	1,582			
県 西	時間	12,300			
	人数	489			
合 計	時間	512,464			
	人数	18,903			

イ 日中活動系サービス

(ア) 生活介護のサービス見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人日	140,938			
	人数	8,543			
川 崎	人日	56,538			
	人数	2,780			
相 模 原	人日	34,830			
	人数	1,742			
横須賀・三浦	人日	33,954			
	人数	1,806			
湘 南 東 部	人日	28,131			
	人数	1,528			
湘 南 西 部	人日	28,707			
	人数	1,441			
県 央	人日	32,417			
	人数	1,788			
県 西	人日	16,177			
	人数	810			
合 計	人日	371,692			
	人数	20,438			

(イ) 自立訓練（機能訓練）のサービス見込量（単位：人日分＝1か月当たりの延べ利用日数）

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績		サービス見込量			
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
横 浜	人日	456					
	人数	30					
川 崎	人日	88					
	人数	4					
相 模 原	人日	69					
	人数	5					
横須賀・三浦	人日	154					
	人数	11					
湘 南 東 部	人日	77					
	人数	4					
湘 南 西 部	人日	99					
	人数	11					
県 央	人日	197					
	人数	21					
県 西	人日	34					
	人数	5					
合 計	人日	1,174					
	人数	91					

(ウ) 自立訓練（生活訓練）のサービス見込量（単位：人日分＝1か月当たりの延べ利用日数）

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績		サービス見込量			
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
横 浜	人日	8,011					
	人数	488					
川 崎	人日	3,219					
	人数	196					
相 模 原	人日	2,138					
	人数	121					
横須賀・三浦	人日	1,055					
	人数	70					
湘 南 東 部	人日	893					
	人数	52					
湘 南 西 部	人日	593					
	人数	43					
県 央	人日	1,245					
	人数	86					
県 西	人日	186					
	人数	10					
合 計	人日	17,340					
	人数	1,066					

(イ) 就労移行支援のサービス見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人日	27,339			
	人数	1,561			
川 崎	人日	10,113			
	人数	522			
相 模 原	人日	4,587			
	人数	262			
横須賀・三浦	人日	4,288			
	人数	231			
湘 南 東 部	人日	4,633			
	人数	253			
湘 南 西 部	人日	3,052			
	人数	225			
県 央	人日	4,427			
	人数	289			
県 西	人日	1,255			
	人数	74			
合 計	人日	59,694			
	人数	3,417			

(オ) 就労継続支援A型のサービス見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人日	12,156			
	人数	654			
川 崎	人日	6,818			
	人数	341			
相 模 原	人日	4,712			
	人数	243			
横須賀・三浦	人日	2,618			
	人数	130			
湘 南 東 部	人日	1,883			
	人数	103			
湘 南 西 部	人日	2,605			
	人数	151			
県 央	人日	3,959			
	人数	204			
県 西	人日	1,289			
	人数	63			
合 計	人日	36,040			
	人数	1,889			

(カ) 就労継続支援B型のサービス見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人日	83,354			
	人数	5,145			
川 崎	人日	25,071			
	人数	1,432			
相 模 原	人日	23,357			
	人数	1,408			
横須賀・三浦	人日	17,023			
	人数	1,043			
湘 南 東 部	人日	19,075			
	人数	1,188			
湘 南 西 部	人日	24,161			
	人数	1,529			
県 央	人日	28,925			
	人数	1,953			
県 西	人日	15,661			
	人数	911			
合 計	人日	236,627			
	人数	14,609			

(キ) 就労定着支援のサービス見込量

(単位:人分=利用人数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人	744			
川 崎	人	298			
相 模 原	人	144			
横須賀・三浦	人	130			
湘 南 東 部	人	153			
湘 南 西 部	人	133			
県 央	人	178			
県 西	人	44			
合 計	人	1,824			

(ク) 療養介護のサービス見込量

(単位:人分=利用人数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人	297			
川 崎	人	111			
相 模 原	人	87			
横須賀・三浦	人	99			
湘 南 東 部	人	58			
湘 南 西 部	人	64			
県 央	人	77			
県 西	人	58			
合 計	人	851			

(ケ) 短期入所のサービス見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人日	6,358			
	人数	1,122			
川 崎	人日	3,416			
	人数	524			
相 模 原	人日	2,222			
	人数	324			
横須賀・三浦	人日	1,818			
	人数	394			
湘 南 東 部	人日	1,225			
	人数	290			
湘 南 西 部	人日	1,820			
	人数	399			
県 央	人日	2,108			
	人数	382			
県 西	人日	570			
	人数	107			
合 計	人日	19,537			
	人数	3,542			

障がい保健 福祉圏域	単位	福祉型短期入所サービス見込量			医療型短期入所サービス見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人日						
	人数						
川 崎	人日						
	人数						
相 模 原	人日						
	人数						
横須賀・三浦	人日						
	人数						
湘 南 東 部	人日						
	人数						
湘 南 西 部	人日						
	人数						
県 央	人日						
	人数						
県 西	人日						
	人数						
合 計	人日						
	人数						

ウ 居住系サービス

(ア) 自立生活援助のサービス見込量

(単位:人分=利用人数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人	82			
川 崎	人	1			
相 模 原	人	5			
横須賀・三浦	人	3			
湘 南 東 部	人	0			
湘 南 西 部	人	3			
県 央	人	3			
県 西	人	0			
合 計	人	97			

(イ) 共同生活援助（グループホーム）のサービス見込量

(単位:人分=利用人数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人	5,255			
川 崎	人	1,636			
相 模 原	人	1,125			
横須賀・三浦	人	879			
湘 南 東 部	人	833			
湘 南 西 部	人	851			
県 央	人	1,088			
県 西	人	473			
合 計	人	12,140			

(ウ) 施設入所支援（障害者支援施設における入所サービス）のサービス見込量

(単位:人分=利用人数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人	1,364			
川 崎	人	524			
相 模 原	人	343			
横須賀・三浦	人	483			
湘 南 東 部	人	405			
湘 南 西 部	人	613			
県 央	人	573			
県 西	人	339			
合 計	人	4,644			

エ 指定計画相談支援

指定計画相談支援の見込量

(単位:人分=利用人数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人	5,364			
川 崎	人	2,798			
相 模 原	人	711			
横須賀・三浦	人	776			
湘 南 東 部	人	515			
湘 南 西 部	人	1,160			
県 央	人	805			
県 西	人	445			
合 計	人	12,574			

オ 指定地域相談支援

(ア) 地域移行支援の見込量

(単位:人分=年間の利用人数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人	25			
川 崎	人	11			
相 模 原	人	41			
横須賀・三浦	人	10			
湘 南 東 部	人	1			
湘 南 西 部	人	2			
県 央	人	6			
県 西	人	3			
合 計	人	99			

(イ) 地域定着支援の見込量

(単位:人分=年間の利用人数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人	58			
川 崎	人	4			
相 模 原	人	17			
横須賀・三浦	人	1			
湘 南 東 部	人	0			
湘 南 西 部	人	0			
県 央	人	1			
県 西	人	2			
合 計	人	83			

(3) 指定障害児通所支援、指定障害児相談支援及び指定障害児入所支援の見込量

ア 障害児通所支援

(ア) 児童発達支援の見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績		サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
横 浜	人日	38,376				
	人数	4,797				
川 崎	人日	21,217				
	人数	2,452				
相 模 原	人日	7,414				
	人数	1,011				
横須賀・三浦	人日	4,209				
	人数	545				
湘 南 東 部	人日	7,240				
	人数	839				
湘 南 西 部	人日	5,749				
	人数	747				
県 央	人日	8,802				
	人数	1,357				
県 西	人日	2,869				
	人数	431				
合 計	人日	95,936				
	人数	12,179				

(イ) 医療型児童発達支援の見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績		サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
横 浜	人日	1,036				
	人数	162				
川 崎	人日	225				
	人数	34				
相 模 原	人日	137				
	人数	18				
横須賀・三浦	人日	71				
	人数	13				
湘 南 東 部	人日	0				
	人数	0				
湘 南 西 部	人日	0				
	人数	0				
県 央	人日	0				
	人数	0				
県 西	人日	0				
	人数	0				
合 計	人日	1,489				
	人数	227				

(ウ) 放課後等デイサービスの見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人日	156,199			
	人数	9,886			
川 崎	人日	42,758			
	人数	3,337			
相 模 原	人日	26,201			
	人数	2,180			
横須賀・三浦	人日	16,018			
	人数	1,579			
湘 南 東 部	人日	17,782			
	人数	1,511			
湘 南 西 部	人日	14,784			
	人数	1,528			
県 央	人日	23,570			
	人数	3,328			
県 西	人日	7,623			
	人数	603			
合 計	人日	304,935			
	人数	23,952			

(イ) 居宅訪問型児童発達支援の見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人日	126			
	人数	21			
川 崎	人日	6			
	人数	4			
相 模 原	人日	6			
	人数	2			
横須賀・三浦	人日	0			
	人数	0			
湘 南 東 部	人日	0			
	人数	0			
湘 南 西 部	人日	0			
	人数	0			
県 央	人日	10			
	人数	3			
県 西	人日	0			
	人数	0			
合 計	人日	148			
	人数	30			

(オ) 保育所等訪問支援の見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人日	1,698			
	人数	1,132			
川 崎	人日	246			
	人数	172			
相 模 原	人日	217			
	人数	108			
横須賀・三浦	人日	56			
	人数	28			
湘 南 東 部	人日	69			
	人数	53			
湘 南 西 部	人日	86			
	人数	52			
県 央	人日	86			
	人数	71			
県 西	人日	9			
	人数	9			
合 計	人日	2,467			
	人数	1,623			

イ 障害児入所支援

(ア) 福祉型障害児入所支援の見込量

(単位:人分=利用人数)

措置及び支給 決定権者	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜 市	人	158			
川 崎 市	人	51			
相 模 原 市	人	2			
横 須 賀 市	人	25			
県	人	56			
合 計	人	292			

(イ) 医療型障害児入所支援の見込量

(単位:人分=利用人数)

措置及び支給 決定権者	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜 市	人	83			
川 崎 市	人	23			
相 模 原 市	人	5			
横 須 賀 市	人	8			
県	人	26			
合 計	人	145			

ウ 障害児相談支援

障害児相談支援の見込量

(単位:人分=利用人数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人	3,579			
川 崎	人	576			
相 模 原	人	334			
横須賀・三浦	人	433			
湘 南 東 部	人	331			
湘 南 西 部	人	1,337			
県 央	人	282			
県 西	人	85			
合 計	人	6,957			

4 県の審議体制と計画策定の経過

【審議体制】

▶ 神奈川県障害者施策審議会

本県では、障害者計画や障害福祉計画等の策定や改定、計画の進行管理、障害者施策の監視等について調査・審議するため、障害者基本法第36条に基づき都道府県及び指定都市が設置する執行機関の附属機関「神奈川県障害者施策協議会」を設置しています。

▶ 神奈川県障害者施策審議会による計画改定の審議

令和5年6月2日	基本計画の策定に向けた検討
令和5年9月5日	基本計画の策定に向けた検討
令和5年11月28日	基本計画の策定に向けた検討
令和6年2月〇日	基本計画の策定に向けた検討

写真：施策審議会の様子

▶ 神奈川県議会厚生常任委員会への報告

令和5(2022)年6月	基本計画の骨子案について報告
令和5(2022)年9月	基本計画の素案について報告
令和5(2022)年12月	基本計画の改定素案について報告
令和6(2023)年2月	基本計画案について報告

【県民の意見】

▶ 当事者団体意見ヒアリング（第1弾）

令和5(2023)年 2月21日～4月27日	・基本計画の策定に関する意見の募集
---------------------------	-------------------

▶ 当事者団体意見ヒアリング（第2弾）

令和5(2023)年 11月〇日～〇月〇日	・基本計画の策定に関する意見の募集
--------------------------	-------------------

▶ **パブリック・コメント(改定素案に対する県民意見等の募集と反映の状況)**

① 意見募集期間

令和5(2023)年10月19日～令和5(2023)年11月24日

② 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、関係団体等への周知

③ 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、障害当事者等関係団体へのヒアリング

④ 意見募集の結果

ア 意見件数

〇〇〇件

イ 意見の内訳及び意見の反映状況

意見内容の内訳		件数
1	基本計画(策定の背景、障がい者数の推移等)に関する意見	
2	基本的な考え方に関する意見	
3	分野別施策の基本的方向(すべての人のいのちを大切にすることに関する意見)	
4	分野別施策の基本的方向(誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み)に関する意見	
5	分野別施策の基本的方向(障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み)に関する意見	
6	分野別施策の基本的方向(地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み)に関する意見	
7	施策の推進体制に関する意見	
8	別表:基本計画に係るKPI・活動指標に関する意見	
9	その他	
意見の反映状況		
1	新たな計画に反映しました。	
2	新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	
3	今後の政策運営の参考とします。	
4	反映できません。	
5	その他(感想・質問等)	

【市町村連携】

国の基本計画や基本指針を踏まえた本県の考え方のほか、計画策定における留意事項等を説明し、広域的調整と市町村計画との整合性を図ることを目的とした会議を開催しました。

▶ 市町村障害福祉主管課長会議

令和〇()年〇月〇日 基本計画の〇〇について報告

▶ 障害福祉計画等の策定に係る市町村担当者的会議

令和5(2023)年4月26日 基本計画の〇〇について報告

▶ 障害福祉計画等の策定に係る圏域調整会議

令和〇()年〇月〇日 基本計画の〇〇について

【その他、県が主催する協議会等】

▶ 神奈川県障害者自立支援協議会

令和〇()年〇月 基本計画の〇〇について

令和〇()年〇月 基本計画の〇〇について

令和〇()年〇月 基本計画の〇〇について報告

▶ 神奈川県児童福祉審議会障害福祉部会

令和〇()年〇月〇日 基本計画の〇〇について報告

▶ 神奈川県社会福祉審議会

令和〇()年〇月〇日 基本計画の〇〇について報告

令和〇()年〇月〇日 基本計画の〇〇について報告

▶ 障がい者施策説明会

令和〇()年〇月〇日 基本計画の〇〇について報告

5. 障害福祉に係る法整備等の歴史

《障害福祉施策に関する主な法律等》

▶ 1970(昭和45)年:「心身障害者対策基本法」の施行

国の各省庁が所管する障害者関連の個別法律を指導する障害者施策に関する基本的な法律。のちに、1993年(平成5年)には「障害者基本法」に改正されている。

▶ 2005(平成17)年:「発達障害者支援法」の施行

発達障害の定義の明確化、保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を超えて、一体的な支援を行う体制の整備など。

▶ 2006(平成18)年:「障害者自立支援法」の施行

身体障害、知的障害、精神障害の一元化、地域生活移行の推進、就労支援、障害福祉サービス体系の再編など。

▶ 2006(平成18)年:「バリアフリー法」の施行

(※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)

公共交通機関、道路、建築物、都市公園、路外駐車場を含め、障害者が利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進など。

▶ 2006(平成18)年:「教育基本法」の全部改正

「教育の機会均等」に関する規定に、障害のある者が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきことを新たに明記など。

▶ 2007(平成19)年:「障害者権利条約」(障害者の権利に関する条約)に署名

障害者の人権、基本的自由の享有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置など。(平成26年1月批准)

▶ 2011(平成23)年:「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行

障害者権利条約の理念に沿った所要の改正。目的規定や障害者の定義の見直し、基本的施策に防災、防犯、消費者としての障害者の保護の追加など。

▶ 2012(平成24)年:「障害者虐待防止法」の施行

(※障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)

障害者虐待とその類型等を定義。虐待を受けた障害者の保護、養護者に対する支援の措置など。

▶ 2013(平成25)年:「障害者自立支援法」の一部改正

(※法律の名称の「障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)」に改正)

障害者の範囲に難病患者等を追加。重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など。(一部平成26年4月施行)

▶ 2013(平成25)年:「障害者優先調達推進法」の施行

(※国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関して、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることなど。

▶ 2014(平成26)年:「障害者権利条約」(障害者の権利に関する条約)を批准

障害者の人権、基本的自由の享有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置など。

▶ 2016(平成28)年:「障害者差別解消法」の施行

(※障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関、事業者等における措置等を定め、障害を理由とする差別の解消を推進することなど。

▶ 2016(平成28)年:「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行

雇用分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保、障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき合理的配慮など。

▶ 2024(令和6)年:「障害者差別解消法(改正法)」の施行

(※障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律)

《県における障害福祉施策に関する条例等》

▶ 2009(平成21)年:「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」施行

障害者等が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるバリアフリーのまちづくりに向け、障害者等に対する県、事業者、県民の責務、障害者等の意見の反映、障害者等の利用に配慮した整備基準の規定など。

▶ 2015(平成27)年:「神奈川県手話言語条例」施行

ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行いながら共生することのできる地域社会を実現するため、手話の普及等に関する基本理念、県の責務や県民、事業者の役割、手話等の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進など。

▶ 2016(平成28)年:「ともに生きる社会かながわ憲章」策定

県立障害者支援施設である「津久井やまゆり園」で発生した事件を受け、このような事件が二度と繰り返されないよう、改めて、「ともに生きる社会かながわ」を目指すために策定。

▶ 2020(令和3)年:「当事者目線の障害福祉実現宣言」宣誓

新たな「津久井やまゆり園」と「芹が谷やまゆり園」の2つの施設の開所を新しい障害福祉のスタートと位置付け、知事から発信した宣言。「あなた(障害当事者)の心の声に耳を傾け、お互い(障害当事者とともに歩む人々)の心が輝くことを目指します」といった思いが込められている。

▶ 2022(令和5)年:「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例

～ともに生きる社会を目指して～」施行

障害当事者や支援者をはじめとした県民と、行政(県や市町村)、関係団体等が一体となり、オール神奈川で、「当事者目線の障害福祉」に取り組むために策定された条例。

6. 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例

～ともに生きる社会を目指して～（全文）

平成 28 年 7 月 26 日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19 名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生した。この事件は、障害者やその家族のみならず、多くの県民に言いようもない衝撃と不安を与えた。

県は、このような事件が二度と繰り返されないよう、平成 28 年 10 月、県議会の議決を経て「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、これを、ともに生きる社会の実現を目指す県政の基本的な理念とした。

県は、津久井やまゆり園の再生を進める過程において、利用者に対するより良い支援のあり方を模索してきた。そうしたところ、これまでは利用者の安全を優先するという理由で管理的な支援が行われてきたが、本人の意思を尊重し、本人が望む支援を行うためには、当事者本人の目線に立たなくてはならないことに改めて気付いた。

そして、障害者との対話を重ね、その思いに寄り添うために全力を注いだ。その結果、障害者一人一人の心の声に耳を傾け、支援者や周りの人が工夫しながら支援することが、障害者のみならず障害者に関わる人々の喜びにつながり、その実践こそが、お互いの心が輝く当事者目線の障害福祉であるとの考えに至った。

そこで、令和 3 年 11 月、「当事者目線の障がい福祉実現宣言」を発信し、これまでの障害福祉のあり方を見直し、当事者目線の障害福祉に転換することを誓った。

顧みると、我が国においては、昭和 56 年の国際障害者年を転機として、ノーマライゼーションの理念の下、全ての障害者が自立と社会参加をすることができるよう環境の整備が進められてきた。また、障害者基本法の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定等の国内法の整備が行われ、平成 26 年には、障害者の権利に関する条約が批准された。しかしながら、全ての障害者が自分らしく暮らしていくことができる社会環境の整備は、いまだ道半ばである。

私たちは、この現状に真摯に向き合い、誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指して、障害者も含めた県民、事業者、県等が互いに連携し、一体となった取組を進めるべく、普遍的な仕組みを構築していかなければならない。

このような認識の下、当事者目線の障害福祉の推進が、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現につながるものと確信し、その基本となる理念や原則を明らかにした、当事者目線の障害福祉を進めていくための基本的な規範として、ここに、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、当事者目線の障害福祉の推進について、基本理念を定め、及び県、県

民、事業者等の責務を明らかにするとともに、当事者目線の障害福祉を推進するための基本となる事項を定めることにより、当事者目線の障害福祉の推進を図り、もって障害者が障害を理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障害者のみならず誰もが喜びを実感することができる地域共生社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害」とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害をいい、「障害者」とは同号に規定する障害者をいう。

2 この条例において「当事者目線の障害福祉」とは、障害者に関わる誰もが障害者一人一人の立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障害者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができるよう社会環境を整備することにより実現される障害者の福祉をいう。

3 この条例において「意思決定支援」とは、障害者が自ら意思を決定すること(以下「自己決定」という。)が困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活及び社会生活を送ることができるよう、自己決定を支援することをいう。

4 この条例において「障害福祉サービス提供事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う者、同条第11項に規定する障害者支援施設を経営する事業を行う者、同条第18項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者、同条第26項に規定する移動支援事業を行う者、同条第27項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者及び同条第28項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う者、同条第7項に規定する障害児相談支援事業を行う者及び同法第7条第1項に規定する障害児入所施設又は児童発達支援センターを経営する事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 当事者目線の障害福祉の推進は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全ての県民が、等しく人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求することができ、かつ、その個人としての尊厳が重んぜられること。
- (2) 障害者一人一人の自己決定が尊重されること。
- (3) 障害者本人が希望する場所で、希望するように暮らすことができること。
- (4) 障害者の性別、年齢、障害の特性及び生活の実態に応じて関係者が連携し、障害者一人一人の持つ可能性が尊重されること。

- (5) 障害者のみならず、障害者に関わる人々も喜びを実感することができること。
- (6) 多様な人々により地域社会が構成されているという認識の下に、全ての県民が、障害及び障害者に関する理解を深め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組むこと。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、当事者目線の障害福祉に関する総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村、事業者等と連携し、障害及び当事者目線の障害福祉に関する理解を深めるための普及啓発を行うものとする。
- 3 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策に、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「県民等」という。)の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

(市町村との連携)

第5条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

- 2 県は、市町村が当事者目線の障害福祉に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民及び事業者の責務)

第6条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、当事者目線の障害福祉に関する理解を深めるとともに、県が実施する当事者目線の障害福祉に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害者が社会、経済、文化その他多様な分野の活動に参加することができるよう機会の確保に努めなければならない。

(障害福祉サービス提供事業者の責務)

第7条 障害福祉サービス提供事業者は、基本理念にのっとり、地域住民、関係団体等と連携し、地域の社会資源の活用、創出等を図りながら、当事者目線の障害福祉の推進に努めなければならない。

(基本計画の策定)

第8条 知事は、当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当事者目線の障害福祉の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 知事は、毎年度、基本計画の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(基本計画に定める施策)

第9条 基本計画には、次に掲げる施策について定めるものとする。

- (1) 障害者が、障害の特性及び生活の実態に応じ、自立のための適切な支援を受けることができ、かつ、多様な地域生活の場を選択することができるようにするための医療、介護、福祉等に関する施策
- (2) 障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応じることができるようにするための施策
- (3) 障害者である子どもの教育を保障し、及び障害者が生涯にわたり学習を継続することができるようにするための施策
- (4) 障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられることができるようにするための施策
- (5) 障害者の多様な就業機会の確保、個々の障害者の特性に配慮した就労の支援及び障害者の雇用促進に関する施策
- (6) 障害者のための住宅の確保及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備の促進に関する施策
- (7) 障害者が円滑に利用できるような公共的施設の構造及び設備の整備並びに障害者が移動しやすい環境の整備に関する施策
- (8) 障害者が十分に情報を取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通を図ることができるようにするための情報提供その他の支援に関する施策
- (9) 障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立を促進するための施策
- (10) 障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするための環境の整備に関する施策
- (11) 障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするための防災及び防犯並びに障害者の消費者被害の防止及び救済に関する施策
- (12) 障害者が行政機関等における手続を円滑に行うことができるようにするための環境の整備に関する施策

(意思決定支援の推進)

第10条 障害福祉サービス提供事業者は、意思決定支援の実施に努めなければならない。

2 県は、意思決定支援の推進に関する必要な情報の提供、相談及び助言等を行うための体制を整備するものとする。

3 県は、障害福祉サービス提供事業者に対し、意思決定支援に関する研修を行うものとする。

(障害者の権利擁護)

第11条 障害福祉サービス提供事業者、障害者の家族その他の関係者(次項においてこれらを「関係者」という。)は、施設への入所その他の障害者の福祉サービスの利用に際し

ては、障害者の意思が反映されるよう配慮しなければならない。

- 2 関係者は、障害者が意思決定支援を受けることを希望する場合には、その希望を十分に尊重し、円滑に意思決定支援を受けることができるよう努めなければならない。

(障害を理由とする差別、虐待等の禁止)

- 第 12 条 何人も、障害者に対し、障害を理由とする差別、虐待その他の個人としての尊厳を害する行為をしてはならない。

(障害を理由とする差別に関する相談、助言等)

- 第 13 条 県は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、相談体制その他必要な体制を整備するものとする。

- 2 県は、障害を理由とする差別に関する相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 相談者に対し、助言、情報の提供等を行うこと。
- (2) 関係者との必要な情報の共有又はあっせんを行うこと。
- (3) 他の地方公共団体への通知その他の連絡調整を行うこと。

(社会的障壁の除去)

- 第 14 条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。)の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合においても、その意思を推知することができるときに、社会的障壁の除去についてその実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合においても、その意思を推知することができるときに、社会的障壁の除去についてその実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(虐待等の防止)

- 第 15 条 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待等の防止に関し、障害福祉サービス提供事業者への啓発及び研修を行うものとする。

- 2 障害福祉サービス提供事業者は、その従業者に対し、障害者に対する虐待等の防止に関する研修及び啓発を行うよう努めなければならない。

(虐待の早期発見等)

- 第 16 条 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待の早期発見のため、障害者に対する虐待に係る通報に関する普及啓発を行うものとする。

- 2 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待の早期発見及び早期対

応のための体制を整備するものとする。

(障害者の家族等に対する支援)

第 17 条 県は、障害者の家族その他の関係者(以下この条において「障害者の家族等」という。)の日常生活における不安の軽減を図るため、障害者の家族等に対し、情報の提供、相談の実施、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(障害福祉に係る政策立案過程への障害者の参加の推進)

第 18 条 県は、障害者の福祉に係る政策の立案に関する会議の開催に当たっては、障害者の参加を推進するものとする。

(障害者主体の活動の促進)

第 19 条 県は、障害者の自立及び社会参加の促進のために障害者が主体となって企画し、及び実施する活動(以下この条において「障害者主体の活動」という。)に関する県民等の理解を深め、その活性化を図るため、障害者主体の活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県内において障害者主体の活動に取り組む団体又は個人が、相互に連携し、必要な情報を共有し、及び協働することができるよう支援に努めるものとする。

3 県は、障害者主体の活動の促進に資するよう、国内外の障害者主体の活動に関する情報の収集、整理及び提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生涯にわたる障害者への支援体制の整備)

第 20 条 県は、障害者が生涯にわたり必要な支援を切れ目なく受けることができる体制の整備に努めるものとする。

(高齢者施策等との連携)

第 21 条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の実施に当たっては、高齢者及び子どもの福祉に関する施策との連携を図るものとする。

(支援手法に関する調査研究)

第 22 条 県は、障害の特性に応じた支援手法の確立を図るため、国内外の先進的な取組に関する情報の収集その他の調査研究に努めるものとする。

(中核的な役割を担う拠点の整備)

第 23 条 県は、当事者目線の障害福祉の推進に資するよう、障害者の地域生活の支援及び社会参加の促進に関して中核的な役割を担う拠点の整備に努めるものとする。

(地域間の均衡)

第 24 条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の実施に当たっては、障害者に対する福祉サービスの地域間の均衡が図られるよう努めるものとする。

(自立支援協議会の活動の推進等)

第 25 条 県は、障害者への支援体制の整備を図るため、障害保健福祉圏域(保健及び医

療と福祉との連携を図る観点から県内を区分した区域のことをいう。)ごとに協議会(障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。次項において同じ。)を置くとともに、その活動を推進するものとする。

2 県は、地域の実情に応じた障害者への支援体制の整備を促進するため、市町村が置く協議会との連携を図るものとする。

(人材の確保、育成等)

第26条 県は、障害者の福祉に係る事業に従事する人材(次項において「従事者」という。)の確保、育成及び技術の向上を図るため、情報の提供、研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、従事者の職場への定着を促進するため、就労実態の把握、情報の提供、助言その他の従事者の心身の健康の維持及び増進並びに処遇の改善に資するための措置を講ずるものとする。

3 県は、障害者の福祉に係る活動及び事業並びに当該事業に従事することに対する県民等の関心を深めるため、広報活動の充実、当該事業の活動に接する機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第27条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7. 障害者等の支援マーク

障害の中には、難聴や中途失聴、ろう等の聴覚障害や身体内部の機能障害など、外見からはわかりにくい障害があります。

このような障害のある方や難病患者のなかには、見た目には障害が分からないことで、周囲から誤解をされたり、不利益を被ったり、危険にさらされたりするなど、社会生活を送る上で多くの不便がある場合があります。

また、会話による意思の疎通が難しかったり、長時間立っていることがつらいなど、日常生活に大きな支障がある方もおり、電車やバスといった公共交通機関等では「優先席」を利用したり、特別な配慮が必要となる場合があります。

神奈川県が目指す「地域共生社会」「ともに生きる社会」は、障害のある方もない方も共に暮らしやすい社会を目指すことで実現します。

私たち一人ひとりが障害のことを知り、「障害のある方が、どんな環境で、どんな支援を必要としているのか」や「障害のある方が感じる不便や悩みに気付く」ことが重要です。

障害のある方が支援を必要としていることや、障害に配慮された施設・設備があることを分かりやすく伝えるため、様々なマークや標示がつくられています。

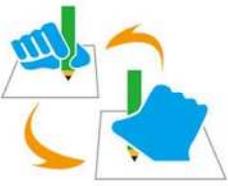
これらのマークを御理解いただき、必要に応じて配慮へのご協力をお願いいたします。

※なお、これらのマークには、国際的に定められたものや、自治体や障害者団体等が独自に提唱しているものなどが含まれます。

マークの名称	概要等
<p>障害者のための 国際シンボルマーク</p> 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見掛けた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。</p> <p>特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>
<p>盲人のための 国際シンボルマーク</p> 	<p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見掛けるマークです。</p> <p>このマークを見掛けた場合には、視覚障害者の利用への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>
<p>身体障害者標識 (身体障害者マーク)</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
<p>聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)</p> 	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>

<p>ほじょ犬マーク</p> 	<p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。</p> <p>「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。</p> <p>補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声掛けをお願いします。</p>
<p>耳マーク</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表しています。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益を被ったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>
<p>ヒアリングループマーク</p> 	<p>「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているT コイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。</p> <p>このマークを施設に提示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らせ、利用を促すものです。</p>
<p>オストメイトマーク</p> 	<p>オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を増設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。</p> <p>このマークはオストメイトの為の設備（オストメイト対応トイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。</p> <p>このマークを見掛けた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。</p>

<p>ハート・プラスマーク</p> 	<p>「身体内部に障害のある人」を表しています。</p> <p>身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害者の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見掛けた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>
<p>「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク</p> 	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声を掛け、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>
<p>ヘルプマーク</p> 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見掛けた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声を掛ける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>
<p>手話マーク</p> 	<p>耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブスなどに掲示することができます。</p> <p>耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。</p>

<p>筆談マーク</p> 	<p>耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブスなどに掲示することができます。</p> <p>耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。</p>
<p>障害者雇用支援マーク</p> 	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p> <p>障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。</p> <p>障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、よろしくお願いします。</p>

参考：障害者白書（内閣府）

8. 用語の説明（50音順）

No.	用語	説明
	ITS (高度道路交通システム)	最先端の情報通信技術等により、人と道路と車両とを一体として構築することで、交通管理の最適化を図り、道路交通の安全性、輸送効率、快適性の飛躍的向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通し環境保全に寄与する道路システムのこと。
	ETC2.0	全国高速道路の約1,700カ所に設置された通信アンテナ「ITS スポット」と ETC2.0 対応車載器、カーナビが双方向通信することで、料金収受だけでなく、道路交通情報の提供などのドライバー支援等を行うシステム
	一般就労	障害者の就労の形態で、民間企業などで雇用関係に基づき働くこと。 一方で、就労継続支援事業所などで就労することを「福祉的就労」という。
	医療的ケア	看護師や家族が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。
	医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。
	インクルーシブ教育 (inclusive education)	支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと。 また、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること。
	ウェブアクセシビリティ	誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること
	NPO (Non Profit Organization)	非営利団体や特定非営利活動促進法により法人格を得た団体(特定非営利活動法人)のことを指す。 また、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体を指すこともある。
	オーラルフレイル	ささいな口腔機能の低下から始まる、心身機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態のこと。 「わずかなむせ」、「食べこぼし」、「発音がはっきりしない」、「嚙めないものの増加」などが一例。
	基幹相談支援センター	市町村が設置する、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行・定着、地域の相談支援体制の強化の取組といった役割が求められている。

No.	用語	説明
	強度行動障害	他害（噛みつき、頭つきなど）や自傷行為などが、通常考えられない頻度と形で出現している状態のこと。
	居宅介護 （ホームヘルプ）	障害福祉サービスのひとつ。 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	筋電義手	筋肉を収縮する時に発生する微弱な電流をスイッチ信号として利用して、電動ハンド（手先具）を開閉することができる義手。
	グループホーム （共同生活援助）	障害福祉サービスのひとつ。 共同生活が行なわれる住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行う。
	ケアラー	高齢、身体上又は精神上的の障害や疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者。
	高次脳機能障害	交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会行動などの認知機能（高次脳機能）に障害が起きた状態。
	更生相談所	18歳以上の障害者の福祉について、相談や医学的、心理学的、及び職能的判定を行うとともに、必要な助言、援助を行う機関。身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所がある。
	工賃	就労継続支援B型事業所等が利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うもの。
	合理的配慮	障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。
	国際生活機能分類（ICF）	人間の生活機能と障害の分類法として、2001年5月、世界保健機構（WHO）総会において採択された。健康状態、心身機能、障害の状態を相互影響関係及び独立項目として分類し、当事者の視点による生活の包括的・中立的記述を狙いにする医療基準を指す。 これまでのWHO国際障害分類（ICIDH）がマイナス面を分類するという考え方が中心であったのに対し、ICFは生活機能というプラス面からみるように視点を転換し、さらに環境因子などの観点を加えている。
	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。

No.	用語	説明
	差別解消支援地域協議会	障害者差別解消法第17条の規定に基づき、医療、介護、教育等の関係機関が、地域における障害者差別に関する相談等について情報共有するとともに、障害者差別を解消するための取組みを行うためのネットワークとして組織する協議会
	サービス管理責任者	障害者総合支援法において、サービスの質の向上を図る観点から、個々のサービス利用者の初期状態の把握や個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担い、他のサービス提供者に対する指導的役割を持つ指定障害福祉サービス事業所等への配置が義務付けられている者。
	サピエ図書館	正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。視覚障害者等に対して、全国の点字図書館が作成した点字図書やデジタイズ図書のデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。
	視覚障害者誘導用ブロック	いわゆる「点字ブロック」のこと。視覚障害者に対する誘導や段差の存在などの警告、注意喚起を行うために路面に敷設されるブロック。移動方向を指示する線上ブロックと、段差の存在などの警告や注意喚起を行うための点状ブロックがある。形状、寸法などはJISで規格化されている。
	視覚障害者用付加装置 (音響式信号機)	交通信号機において歩行者用灯器が青であることを視覚障害者に知らせるため、外部に接続したスピーカーより誘導音を鳴動させる装置。
	施設入所支援	障害福祉サービスのひとつ。 入所施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	市町村障害者就労支援センター	障害者本人や家族からの就労に関する相談を受ける機関として県内の市町村が設置している機関。 センターのある市町村内に在住の者、若しくは勤めている者を対象としている。
	児童発達支援センター	障害児に日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能を付与させるとともに家族への相談や助言等を行う地域の中核的な療育支援を行う通所施設。
	市民後見人	弁護士や司法書士などの資格は持たないが、各市町村等が実施する市民後見人養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識や技術、社会規範、倫理性を身に付けた一般市民の第三者後見人。

No.	用語	説明
	住宅確保要配慮者	障害者、高齢者、低所得者、外国人など住宅を確保することが困難な人及びその世帯。 配慮者の範囲は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、省令に定められている。
	就労移行支援	障害福祉サービスのひとつ。一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援	障害福祉サービスのひとつ。 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。 雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類がある。
	就労定着支援	障害福祉サービスのひとつ。 一般就労した障害者が職場に定着できるよう、助言・指導等の支援をする。
	障害者施策推進協議会	障害者基本法第36条の規定により、①障害者計画の策定に意見を述べる、②障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、施策の実施状況を監視する、③障害者施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する事務を処理するために設定された執行機関の附属機関。
	重度障害者等包括支援	障害福祉サービスのひとつ。 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
	重症心身障害児	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童のこと。
	重度訪問介護	障害福祉サービスのひとつ。 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
	障害児(者)生活サポート事業	在宅障害児(者)の社会活動などを支援するため、一時預かりや送迎など、障害児(者)及びその家族のニーズに応じた福祉サービスを実施する民間団体に県、市町村が補助を行う事業。
	障害児通所支援事業	児童福祉法に基づき提供されるサービス。 障害児に通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団、生活への適用訓練等のサービスを提供する事業をいう。児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援がある。

No.	用語	説明
	障害者基本法	障害者の自立及び社会参加の支援などのための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援などのための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障害者の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的とする法律。
	障害者芸術文化活動支援センター	国の障害者芸術文化活動普及支援事業に基づき設置し、地域における障害者の芸術文化活動を支援する拠点のこと。障害者や事業所に対する相談支援、支援人材の育成、権利保護の推進、支援者のネットワーク構築などを行っている。
	障害者権利条約	障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。平成18年12月13日に国連総会において採択され、平成20年5月3日に発効した。日本は平成19年9月28日に署名し、その後、障害者基本法の改正、障害者総合支援法や障害者差別解消法の成立など様々な法制度等の整備が行われた。平成26年1月20日には批准書を寄託。同年2月19日に同条約は日本について、効力を発生した。
	障害者権利擁護センター	障害者虐待に関する通報及び相談窓口。本県からの事業委託により運営されている。
	障害者雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主に義務付けられている労働者の総数に占める障害者雇用の割合。
	障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。平成28年4月1日施行。障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に繋げることを目的とする法律。
	障害者歯科診療所	多種多様な全身疾患を有するなど、一般の歯科診療所では対応が困難な障害者（寝たきりの高齢者を含む）に歯科治療を行う診療所。障害者の全身管理や行動管理、全身麻酔での歯科治療など専門的な知識・技術を持った歯科医療従事者が対応している。また、一般の歯科診療所よりも広いスペースを有し、移動ベッドのまま治療を行うことができるなど、様々な配慮がなされている。

No.	用語	説明
	障害者就業・生活支援センター ※通称:ナカポツ	就職や職場への定着が困難な障害者を対象に、福祉、保健、雇用、教育などの関係機関との連携の拠点として連絡調整などを積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設。県内には10か所設置されている。
	障害者自立支援協議会	障害者総合支援法第89条の3の規定に基づき、障害者や障害者の福祉、医療、教育又は雇用に係る関係者が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備を図ることを目的として設置する協議会
	障害者スポーツ指導員	障害者が安全にスポーツできるための専門的な知識を持っており、障害者の参加するスポーツ大会やイベントで活動している者。(公財)日本障がい者スポーツ協会の認定資格で、上級・中級・初級の3段階に分かれている。
	障害者総合支援法	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。
	障害福祉サービス	障害者総合支援法に基づき提供されるサービス。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、就労定着支援、自立生活援助の15種類となる。
	消費生活センター	県や市町村が設置する消費生活に関する相談や苦情処理などを行う施設。消費者安全法により消費生活相談員の配置や週4日以上相談実施などが要件となっている。
	職業能力開発センター	職業能力開発促進法に基づき設置される、在職者を対象に行う技能向上訓練(技能講習)、民間教育訓練機関等に委託して行う委託訓練等の職業訓練を実施する施設。
	ジョブコーチ	障害者の職場適応に課題がある場合に、職場に出向いて障害者の特性を踏まえた直接的で専門的な支援を行い、職場適応・定着を図る者。

No.	用語	説明
	ジョブサポーター	「ジョブコーチ」や「障害者職業生活相談員」等の正式な呼称ではなく、障害者の就労支援に携わる機関等の担当者全般を指す研修事業上の県独自の呼称。
	自立訓練	障害福祉サービスのひとつ。自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
	自立支援医療	障害者総合支援法に基づく医療給付。 原則として90%の医療費を医療保険と公費で負担し、10%を自己負担する。
	自立支援協議会	障害者総合支援法第89条の3の規定により地方公共団体が設置する協議会で、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とし、関係機関や関係団体並びに障害者等で構成される。現在、障害者総合支援法上は、単に「協議会」という名称になっている。
	自立生活援助	障害福祉サービスのひとつ。 自宅や関係機関を訪問して、一人暮らし等を始める障害者を支援する。
	新生児聴覚検査	生後1、2日目頃の入院中の新生児を対象に、音が聞こえたときに出る脳波の一種を検査する方法。検査は自動聴性脳幹反応(自動ABR)で行う。 「聞こえ」の障害を 早期に発見し、適切な指導を受けることで、新生児の能力を十分に発揮させ、言語の発達を促すことができる。
	身体障害者手帳	身体障害児・者に対して一貫した相談・支援を行うとともに、各種の援助を受けやすくするために、一定の障害のある者に対し申請に基づく障害程度を判定し、身体障害者であることの証票として都道府県知事(又は政令市長、中核市長)が交付する手帳。各種福祉サービスを利用する際に活用できる。 また、各免除、割引制度についても手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合がある。
	身体障害者補助犬	目や耳、手足が不自由な方をサポートする盲導犬や聴導犬、介助犬のこと。 法律に基づき認定され、特別な訓練を受けている。ハーネスや胴衣などに補助犬を示す表示を付け、電車やバスなどの交通機関、スーパーや飲食店、ホテルなどに同伴する。

No.	用語	説明
	ストーマ用装具	人工膀胱や人工肛門を造設した際、腹部に作られたストーマから排泄される「尿」若しくは「便」を貯留するための装具。 原則としてビニールで作られ、用途別に人工膀胱用と人工肛門用に分けられる。
	生活介護	障害福祉サービスのひとつ。 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
	生活支援員	施設などで障害者の日常生活上の支援や身体機能・生活能力の向上に向けた支援を行うほか、必要に応じて障害者と共に創作・生産活動を行ったり、作業の指導等を行ったりする職員のこと。
	精神障害者保健福祉手帳	精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障害のために長期に渡り日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。各種福祉サービスを利用する際に活用できる。また、各免除、割引制度についても手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合がある。
	精神保健福祉センター	県民のメンタルヘルスの保持及び向上、並びに精神障害者の社会復帰の支援を図る総合的な施設。 メンタルヘルスに関する相談、啓発普及事業等を行う。
	成年後見制度	判断能力が十分ではない者について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法律的に支援する制度。 家庭裁判所によって選任された援助者が法律行為の同意権や取消権及び代理権をもって援助を行う。
	総合療育相談センター ※通称：SRC	子どもたちや障害のある方が、地域や家庭でいきいきと暮らせるように、医療と福祉の一体的な相談、判定を行うとともに、他職種間の専門的なチームアプローチによる質の高い療育・医療の提供を行う施設。
	相談支援事業	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談を受けたり、必要な助言や関係機関との連絡調整などの支援を行うもの。 基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援がある。
	相談支援専門員	障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う者として厚生労働大臣が定めるもの。

No.	用語	説明
	短期入所 (ショートステイ)	障害福祉サービスのひとつ。自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	地域移行支援	施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している障害者に住居の確保や日常生活に必要な相談や助言を行う。
	地域生活支援拠点等	障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備する障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制(面的な体制を含む。)
	地域生活支援事業	障害児者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況に応じて地方自治体が柔軟な形態で実施する事業で、日常生活用具給付等事業や、外出のための移動支援事業などがある。
	地域定着支援	地域で一人暮らしをしている障害者と連絡体制を確保し、緊急時の相談や助言を行う。
	地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。 地域包括ケアシステムは、介護保険の保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされる。
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム ※通称:にも包括	上段の「地域包括ケアシステム」の考え方が基本であるが、現在の法律や制度では、精神保健や精神医療の施策が必ずしも地域保健法や社会福祉法、医療法などに規定される各種施策と一体となっていないという現状から、この状況を改善し、地域の各種施策で精神障害等を抱えた方を特別扱いすることなく、精神障害「にも」対応していくことが重要であるという考えから生まれた仕組み。
	地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置する。

No.	用語	説明
	聴覚障害者情報センター	身体障害者福祉法第34条に定める視聴覚障害者情報提供施設の一つ。 聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の拠点施設として、手話通訳者・要約筆記者の養成や派遣、聴覚障害者に対する相談事業、情報機器の貸出、字幕・手話入りビデオの貸出などを実施している。
	通級指導	発達障害がある生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、学習・生活上の困難を改善・克服するために受ける特別な指導（県立高校の場合）。
	TSPS (信号情報活用運転支援システム)	一般道路上にある高度化光ビーコンからの情報を用いて、信号交差点での減速や発進など、円滑に通行するための運転を支援するシステム。
	DSSS (安全運転支援システム)	ドライバーが視認困難な位置にある自動車を、感知機が検出し、その情報を車載装置などを通して提供し、注意を促すシステム。
	テレワーク	情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
	デイジー図書	デイジー（DAISY）とは、Digital Accessible Information System の略で、視覚障害や発達障害、肢体不自由その他の障害により視覚による表現の認識が困難な方のために制作されるデジタル図書の国際標準規格で製作された電子書籍の総称を指す。 読みたい章やページに移動したり、再生スピードを変えたりすることができ、音声デイジー、テキストデイジー、マルチメディアデイジー等がある。
	点字図書館	身体障害者福祉法第34条に定める視聴覚障害者情報提供施設の一つ。 点字図書やデイジー図書の製作・貸出、図書の紹介、点訳ボランティア・録音ボランティアの養成などを実施している。
	電話リレーサービス	聴覚障害者と聴者を電話リレーサービスセンターにいる通訳オペレーターがテレビ電話や文字チャットを使って、“手話や文字”と“音声”を通訳することにより、電話で即時双方向につなぐサービス。
	特別支援学級	小・中学校において、障害のある児童生徒（知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症・情緒障害者）に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。

No.	用語	説明
	特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。
	Net119	音声による119番通報が困難な聴覚障害のある方、言語障害のある方が、スマートフォン等の携帯情報端末から、円滑に消防への通報を行えるようにするシステム。
	難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。
	ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、誰もがその人らしく暮らすことのできる社会の実現のため、条件が整えられ、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとした思想。
	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するもの。
	発達障害者地域支援マネージャー	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に位置付けられ、各地域における発達障害児者の支援体制の整備に係る市町村や事業所等への支援・助言や、医療機関との連携等を図る役割を持つ者。
	バリアフリー	障害者や高齢者などの社会的弱者にとって、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物及び状態を指す用語。
	ピア(当事者)サポーター ピアカウンセリング ピアサポート	「ピア」とは「仲間」という意味。 「ピアサポーター」とは、自分の精神障害や精神疾患の体験を活かし、ピア(仲間)として支え合う活動をする方たちのことを指す。 「ピアカウンセリング」とは、同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まって、同じ仲間として行うカウンセリング、 「ピアサポート」とは「仲間同士の支え合い」を指す。
	ファックス110番	聴覚又は音声・言語機能障害者が、ファックスによって110番通報が行えるように、ファックス受信機を警察本部通信指令課に設置して運用し、事件・事故の早期対応を図るもの。ファックスには「事件か事故か」、「発生場所」、「発生時間」、「被害状況や犯人の情報」、「通報者の住所、氏名、年齢、性別」を書き込む必要がある。

No.	用語	説明
	福祉タクシー	障害者の利便性や社会参加促進を図るために、各市町村が実施している事業。タクシーの初乗運賃相当額を割引できる利用券が障害者に交付される。利用券の交付枚数は市町村によって異なる。
	福祉的就労	障害者の就労の形態で、就労継続支援事業所などで就労すること。 一方で、民間企業などで雇用関係に基づき働くことを「一般就労」という。
	優先調達	障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、障害者優先調達推進法に基づき、県が行う物品等の調達を指す。
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、最初から誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しくみ、サービスなどを提供していこうとする考え方のこと
	ユニバーサルツーリズム	年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、全ての人が気兼ねなく参加し楽しめる旅行のこと。
	福祉避難所	障害者や高齢者など、一般の避難所では対応が難しい要配慮者のために、特別の配慮がなされている避難所。
	福祉有償運送	「タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できない」と認められる場合に、市町村または特定非営利活動法人等が、当該市町村に利用登録を行った者や当該非営利活動法人等の会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行うため、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して運送を行うもの。
	メール110番	聴覚又は音声・言語機能障害者が、携帯電話の電子メールやパソコンのインターネット機能を利用して緊急通報が行えるように、専用のパソコンを警察本部通信指令課に設置して、事件・事故の早期対応を図るもの。 メールには「事件か事故か」、「発生場所」、「発生時間」、「被害状況や犯人の情報」、「通報者の氏名、年齢」などの項目がある。
	盲ろう者	視覚障害と聴覚障害が重複している者。
	ヤングケアラー	ケアラーのうち、18歳未満の者。
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力の違いなどに関わらず、全ての人が暮らしやすい街や、利用しやすい施設、製品、サービスなどを作っていこうとする考え方。

No.	用語	説明
	要約筆記	<p>聴覚障害者のためのコミュニケーションの1つで、話し手の内容を筆記して聴覚障害者に伝達するもの。</p> <p>一般的にはOHP（オーバーヘッドプロジェクター）などを使用し、話し手の話の内容をTP（トランス・ペアレन्シー）に書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられる。近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法も用いられてきている。</p>
	要約筆記者	<p>所定の講習を受けて要約筆記を行うために必要な専門性の高い知識と技術を習得し、聴覚に障害のある方とない方とのコミュニケーションを支援する者。</p>
	リハビリテーション	<p>障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的プログラムにとどまらず、障害者のライフステージの全ての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す考え方。障害者施策の重要な理念の一つ。また、運動障害の機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。</p>



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)-285-0528 (直通)